

# 第 4 章

## 地 域 の 概 況

## 第4章 地域の概況

対象事業計画地及びその周囲（以下、「対象事業計画地周辺」という。）の概況を把握するため、既存資料の調査を行った。

対象事業計画地が位置する堺市は、隣接する旧美原町と平成17年2月1日に合併し、平成18年4月1日には政令指定都市に移行し、これにともない区制（堺区・中区・東区・西区・南区・北区・美原区）が施行されている。

### 4-1 社会的状況

#### (1) 人口の状況

堺市における人口及び世帯数は表4-1.1に、過去5年間ににおける人口及び世帯数の推移は表4-1.2に示すとおりである。

堺市の人口及び世帯数の経年変化をみると、人口、世帯数ともに、ほぼ横ばい傾向である。

表4-1.1 人口及び世帯数の現況

(平成19年4月1日現在)

世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	面積(km <sup>2</sup> )
	総数	男	女		
330,686	832,959	400,817	432,142	5,553	149.99

出典：「堺市の統計 推計人口・世帯数」(堺市企画部(調査統計担当)ホームページ)

表4-1.2 人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年次	人口(人)	世帯数(世帯)
平成14年	792,879	305,299
平成15年	792,772	308,973
平成16年	794,110	312,891
平成17年	830,966	322,936
平成18年	832,142	328,449

注：堺市は、平成17年2月1日に旧美原町と合併したため、平成17年及び平成18年は合併後の内容を示す。

出典：「堺市の統計 推計人口・世帯数」(堺市企画部(調査統計担当)ホームページ)

## (2) 産業の状況

### ① 産業別事業所数及び従業者数

堺市における産業別事業所数及び従業者数は、表 4-1.3 に示すとおりである。

平成 16 年の堺市の事業所数は 28,062、従業者数は 252,906 人になっている。

産業 3 部門別にみると、事業所数では第三次産業が 22,809 と堺市全体の約 8 割を、従業者数については第三次産業が 179,768 人と堺市全体の約 7 割を占めており、ともに第三次産業の占める割合が高くなっている。その内訳をみると、事業所数、従業者数ともに卸売・小売業が多く、事業所数では堺市全体の約 3 割、従業者数では堺市全体の約 2 割を占めており、次いでサービス業の占める割合が高くなっている。

表4-1.3 産業別事業所数及び従業者数

(平成 16 年 6 月 1 日現在)

区分	事業所数			従業者数(人)		
	堺市 (割合：%)	美原町	合計	堺市 (割合：%)	美原町	合計
第一次産業						
農林漁業	8	0	8	47	0	47
第二次産業						
建設業	2,162	140	2,302	18,424	1,497	19,921
製造業	3,076	531	3,607	53,567	8,963	62,530
鉱業	0	0	0	0	0	0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	7	0	7	1,100	0	1,100
小計	5,245	671	5,916	73,091	10,460	83,551
第三次産業						
情報通信業	142	0	142	1,301	0	1,301
運輸業	1,291	70	1,361	14,641	1,486	16,127
卸売・小売業	7,761 (28)	340	8,101	58,565 (23)	3,436	62,001
金融・保険業	370	3	373	5,860	30	5,890
不動産業	1,255	209	1,464	4,019	311	4,330
飲食店、宿泊業	4,460	95	4,555	23,719	570	24,289
医療、福祉	1,768	48	1,816	30,322	1,286	31,608
教育、学習支援業	816	33	849	7,522	192	7,714
複合サービス事業	65	8	73	734	53	787
サービス業	4,881	214	5,095	33,085	1,252	34,337
小計	22,809 (81)	1,020	23,829	179,768 (71)	8,616	188,384
全産業合計	28,062 (100)	1,691	29,753	252,906 (100)	19,076	271,982

注：1. 割合については、四捨五入の関係で、内訳の小計と合計欄は、必ずしも一致しない。

2. 堺市は、平成 17 年 2 月 1 日に旧美原町と合併したため、旧美原町の事業所数及び従業者数についても示す。

出典：「平成 16 年事業所・企業統計調査結果(確報)」(大阪府企画調整部統計課、平成 18 年)

## ② 農業

堺市における農家数及び耕作面積の推移は表 4-1.4 に、農業産出額は表 4-1.5 に示すとおりである。

平成 17 年の堺市の販売農家の農家数は 1,053 戸であり、大部分が兼業農家である。耕地面積は、田が約 447ha、畑が約 89ha、樹園地は 43ha となっている。農家数、農家世帯員数及び経営耕地面積はいずれも減少傾向である。

平成 17 年の堺市の農業産出額は、耕種が約 8 割、畜産が約 2 割の比率となっている。

表4-1.4 農家数及び耕作面積の推移

(各年 2 月 1 日現在)

年次	農家数(戸)			農家世帯員数	経営耕地面積(ha)			
	専業	兼業	総数		田	畑	樹園地	総数
昭和 60 年	335	4,302	4,637	22,042	1,027.9	252.9	71.2	1,352.0
平成 2 年	309	3,220	3,529	16,708	854.9	192.8	56.4	1,104.1
平成 7 年	269	2,702	2,971	13,671	736.2	177.6	51.0	964.7
平成 12 年	161	981	2,584	11,913	646.5	156.0	44.8	847.3
平成 17 年	228	825	2,976	11,203	446.6	89.2	43.0	911.9

注：1. 平成 2 年、平成 12 年は国際条約に基づく 10 年ごとの世界農林業センサス、昭和 60 年、平成 7 年は農業センサス、平成 17 年は農林業センサスのデータである。

2. 兼業農家とは世帯員中に兼業従事者が 1 人以上いる農家を示す。

3. 平成 7 年以前は全農家を対象に専業・兼業別農家を調査したものであり、平成 12 年以降は、販売農家数を対象に専業・兼業別農家を調査している（自給的農家には区分がない）。

4. 平成 17 年農林業センサスでは、自給的農家の経営耕地面積の内訳数値がない。

5. 堺市は、平成 17 年 2 月 1 日に旧美原町と合併したため、平成 17 年は合併後の内容を示す。

出典：「平成 18 年度版 堺市統計書」（堺市、平成 19 年）

表4-1.5 農業産出額（平成17年）

(単位：1,000 万円)

耕種計 (割合：%)	米	麦類	雑穀 ・豆類	いも類	野菜	果実	花き	種苗・苗木類 ・その他
296(78)	73	—	0	6	197	7	9	4

畜産計 (割合：%)	生産農業所得					農業産出額 総額	
	肉用牛	乳用牛	豚	にわとり	その他 畜産物		
83(22)	2	72	…	…	—	138	379(100)

注：1. 「—」は、皆無又は該当数字なし。

2. 「…」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの。

出典：「平成 18 年度版 堺市統計書」（堺市、平成 19 年）

### ③ 林業

堺市における林野面積及び森林蓄積は表 4-1.6 (1)、(2) に、保有山林面積規模別林家数は表 4-1.7 に示すとおりである。

平成 17 年の堺市の森林面積は、堺市の総合土地面積 14,999ha の 2.9% となる 435ha である。また、林種別にみると、人工林が 11,900m<sup>3</sup>、天然林が 44,600m<sup>3</sup> であり、樹種別では人工林、天然林ともに針葉樹が多い。

平成 17 年の堺市における林家数は 214 戸で、保有山林面積規模は、1～3ha 未満 (109 戸) が最も多い。

表4-1.6(1) 林野面積(平成17年)

(単位：ha)

総合土地面積	林野面積			林野率(%)
	現況森林面積	森林以外の草生地 (野草地)	計	
14,999	435	—	435	2.9

出典：「2005年農林業センサス」(農林水産省ホームページ)

表4-1.6(2) 森林蓄積(平成17年)

(単位：100m<sup>3</sup>)

林種 樹種	人工林			天然林			合計		
	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹	小計
森林蓄積	118	1	119	399	47	446	517	48	565

注：森林蓄積とは森林計画対象の森林における立木の材積をいう。

出典：「2005年農林業センサス」(農林水産省ホームページ)

表4-1.7 保有山林面積規模別林家数(平成17年)

(単位：戸)

区分	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20～50ha 未満	50～100ha 未満	100ha 以上	総数
林家数	109	47	31	10	8	4	5	214

出典：「2005年農林業センサス」(農林水産省ホームページ)

#### ④ 漁業

堺市における漁業は、堺市農政部ホームページによれば、昭和33年から開始された臨海工業地帯造成に伴い、共同漁業権漁場の全てと沖合5,000m以内の大半の漁場を喪失したため、現在は主に小型漁船底引網漁業、各種刺網漁業、まき網漁業、船びき網漁業等の許可漁業及びアナゴ籠等の自由漁業により大阪湾に広く漁場を求めて操業されており、主な漁獲対象種はスズキ、カレイ、シャコ、イワシ類、シラス、イカナゴ、マアジ、コノシロ等があり、アナゴ、エビ類、タコ等も漁獲されている。

堺市における漁港施設は表4-1.8に、主な漁業種類別経営体数は表4-1.9に、海面漁業種類別漁獲量は表4-1.10(1)、(2)に示すとおりである。

表4-1.8 漁港施設

漁港名	堺(出島)漁港	石津漁港
漁港の種類	第1種	第1種
漁港指定	平成6年3月31日 農林水産省告示第604号	昭和63年3月31日 農林水産省告示第393号
所在地	堺市出島	堺市浜寺石津町
関係漁協名	堺市漁業協同組合 堺市沿岸漁業協同組合 堺市出島漁業協同組合	堺市浜寺漁業協同組合
管理者	大阪府	大阪府
防波堤	37.50m	371.9m
護岸	557.60m	296.15m
防潮堤	818.50m	399.0m
船揚場	70.00m	65.0m
物揚場	377.30m	228.77m
突堤	145.40m	—
泊地	79,635.02m <sup>2</sup>	35,709.19m <sup>2</sup>

出典：「大阪府環境農林水産部水産課資料」（大阪府、平成12年）

表4-1.9 主な漁業種類別経営体数

(各年1月1日現在)

年次	底びき網 小型	まき網	刺網	釣り	ぱっち網	採貝	その他の 漁業	総数
平成14年	7	1	38	12	1	—	2	61
平成15年	7	1	30	13	1	—	2	54
平成16年 <sup>注</sup>	7	2	53	11	1	—	2	76
平成17年	7	2	41	8	—	—	2	60
平成18年	7	—	41	6	2	—	—	56

注：平成16年は、平成15年11月1日現在の結果である。

出典：「平成18年度版 堺市統計書」（堺市、平成19年）

表4-1.10(1) 海面漁業種類別漁獲量 (平成17年)

(単位：トン)

小型 底びき網	2そうまき 巾着網	その他の 刺網	釣漁業	小型 定置網	ひき回し 船びき網	採 貝	その他 漁業	総 量
37	—	69	4	—	…	—	3	209

注：1. 「—」は、皆無又は該当数字なし。

2. 「…」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの。

出典：「平成18年度 大阪府統計年鑑」(大阪府、平成19年)

表4-1.10(2) 海面漁業魚種別漁獲量 (平成17年)

(単位：トン)

魚 種	漁獲量	小 計	総 計	
魚 類	まいわし	—	199	209
	かたくちいわし	—		
	しらす	56		
	まあじ	0		
	さば類	—		
	ぶり類	0		
	ひらめ	0		
	かれい類	1		
	にべ・ぐち類	0		
	えそ類	—		
	いぼだい	0		
	たちうお	4		
	えい類	0		
	まだい	0		
	くろだい	8		
	さわら類	0		
	ぼら類	0		
	すずき類	80		
	いかなご	41		
	あなご	2		
このしろ	0			
その他の魚類	6			
えび類	くるまえび	—	3	
	しらすえび	1		
	その他のえび類	2		
かに類	がざみ類	4	5	
	その他のかに類	2		
いか類	こういか類	0	0	
	その他のいか類	—		
たこ類	たこ類	1	1	
貝 類	あさり類	—	0	
	その他の貝類	0		
その他の水産動物類	しゃこ	1	1	

注：「—」は、皆無又は該当数字なし。

出典：「平成18年度版 堺市統計書」(堺市、平成19年)

## ⑤ 商業

堺市における商業の推移は、表 4-1.11 に示すとおりである。

平成 16 年の堺市の事業所数は 7,649、従業者数は 55,541 人、年間商品販売額は 1 兆 5,509 億 3,867 万円となっている。経年変化をみると、事業所数及び販売額はいずれも減少傾向である。

表4-1.11 商業の推移

年次	地域	事業所数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
平成3年	堺市	10,836	59,090	203,426,521
平成6年	堺市	10,245	60,332	195,523,629
平成9年	堺市	9,314	56,197	185,797,913
平成14年	堺市	8,221	59,683	172,562,726
平成16年	堺市	7,649	55,541	155,093,867
	美原町	336	3,298	15,312,115
	合計	7,985	58,839	170,405,982

注：1. 堺市は平成17年2月1日に旧美原町と合併したため、最新年度の平成16年は旧美原町の商業についても示す。

2. 平成3、6年は各年7月1日現在、それ以外は各年6月1日現在の結果である。

出典：「大阪の商業 平成16年商業統計調査結果確報」（大阪府企画調整部統計課、平成18年）

「平成18年度版 堺市統計書」（堺市、平成19年）

## ⑥ 工業

堺市における工業の推移は、表 4-1.12 に示すとおりである。

平成 17 年の堺市の事業所数は 2,951、従業者数は 52,764 人、製造品出荷額等は 2 兆 7,129 億 1,165 万円となっている。経年変化をみると、旧美原町と合併した平成 17 年度までは、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれについても概ね減少傾向である。

表4-1.12 工業の推移

(各年12月31日現在)

年次	事業所数		従業者数(人)		製造品出荷額等(万円)	
	総数	従業者4人以上	総数	従業者4人以上	総数	従業者4人以上
平成13年	—	1,926	—	47,539	—	214,903,676
平成14年	—	1,784	—	45,408	—	201,724,698
平成15年	2,730	1,762	45,578	43,556	195,457,859	194,096,617
平成16年	—	1,633	—	42,932	—	213,468,988
平成17年	2,951	1,958	52,764	50,688	271,291,165	269,849,201

注：1. 「—」は、調査が行われていないことを示す。

2. 「製造品出荷額等」とは、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「その他の収入額」の合計で、(消費税等の)内国消費税を含んだ額を示す。

3. 堺市は、平成17年2月1日に旧美原町と合併したため、平成17年は合併後の内容を示す。

出典：「平成16年工業統計調査結果」（堺市企画部ホームページ）

「平成17年大阪の工業」（大阪府、平成19年）



### (3) 交通の状況

堺市の交通は、「平成18年版 堺の環境」(堺市、平成18年)によれば、泉州及び和歌山の諸都市が大阪湾岸沿いに発展してきたことにより、大阪市とそれら諸都市を結ぶ形で、鉄道や幹線道路が整備されてきたとされている。

#### ① 道路

平成17年度における対象事業計画地周辺の主な道路の交通量は表4-1.13に、対象事業計画地周辺における主要道路の状況は図4-1.1に示すとおりである。

主要な道路としては、対象事業計画地周辺の東側に府道大阪臨海線(主要地方道)、阪神高速道路湾岸線等がある。対象事業計画地につながる道路として市道堺臨海1号線、2号線があり、堺臨海1号線は大阪臨海線と接続している。

表4-1.13 対象事業計画地周辺の主な道路の交通量(平成17年度)

(単位:台)

道路路線名	図中番号	観測地点名	平日自動車類 12時間交通量 (7~19時)	休日自動車類 12時間交通量 (7~19時)
一般国道26号	1	大町東3丁	39,434	30,953
	2	老松町1丁	19,502	12,551
	3	浜寺船尾町東3丁	54,549	45,163
	4	三宝町3丁	29,794	25,223
一般国道310号	5	中安井町3丁	57,763	* 53,673
大阪臨海線(主要地方道)	6	海山町6丁	37,289	* 25,424
	7	浜寺公園町1丁	33,732	* 25,074
大阪高石線(主要地方道)	8	浜寺南町2丁	5,411	* 5,003
堺狭山線(主要地方道)	9	出島海岸通4丁	26,887	* 17,186
深井畑山宿院線(一般府道)	10	少林寺町東1丁	12,369	* 6,729
大阪和泉泉南線 (主要地方道)	11	石津町3丁	13,798	* 12,490
堺港線(一般府道)	12	大浜北町4丁	16,478	* 15,162
石津川停車場石津線 (一般府道)	13	浜寺石津町東3丁	1,257	* 901
阪神高速道路湾岸線 (高速・有料道路)	14	高石市高砂1丁	53,275	44,791
阪神高速道路大阪堺線 (高速・有料道路)	15	南清水町1丁	37,041	28,392

注:1. 図中番号は、図4-1.1に示すとおりである。

2. 「\*」は推定値を示す。

出典:「平成17年度 道路交通センサス」(大阪府都市整備部道路交通室ホームページ)

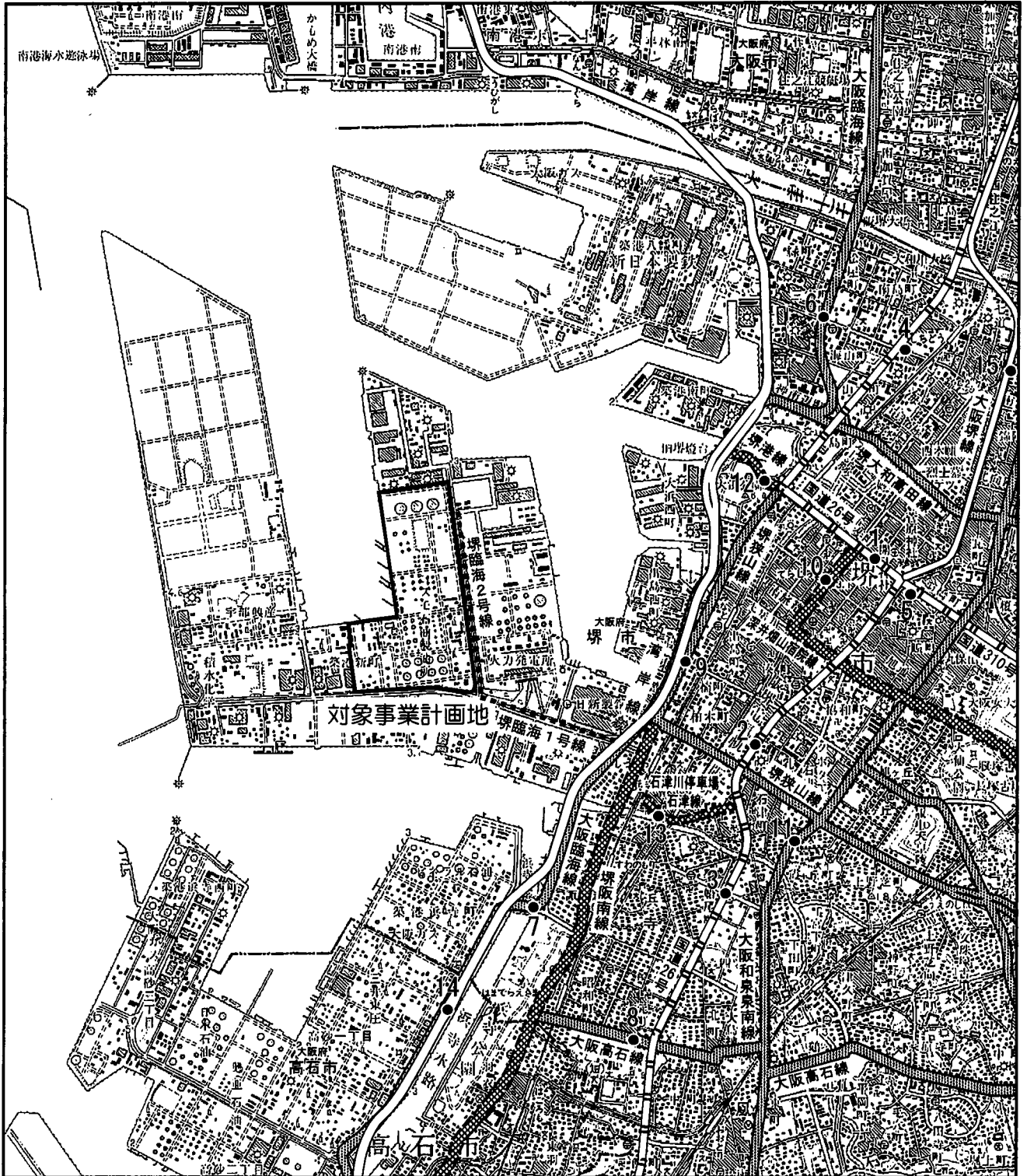
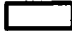



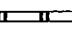




図4-1.1 対象事業計画地周辺における主要道路

凡例

- |                                                                                     |           |                                                                                     |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|
|  | 対象事業計画地   |  | 市道   |
|  | 高速・有料道路   |  | 観測地点 |
|  | 国道        |                                                                                     |      |
|  | 府道（主要地方道） |                                                                                     |      |
|  | 府道（一般府道）  |                                                                                     |      |

0 1 2km

1 : 50,000

出典：「平成17年度 道路交通センサス」（大阪府都市整備部道路交通室ホームページ）

## ② 鉄道

平成17年度における対象事業計画地周辺の駅利用者数は表4-1.14に、対象事業計画地周辺における主要鉄道の状況は図4-1.2に示すとおりである。

主要な鉄道としては、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）の阪和線、南海電気鉄道株式会社の南海線、南海高野線、阪堺電気軌道株式会社の阪堺線（路面電車）がある。

なお、計画地の最寄り駅は南海線石津川駅である。

表4-1.14 駅利用者数(平成17年度)

路線	駅名	区分	総数 (千人)	1日の平均乗車 人員(人)
阪和線	上野芝	定期	2,143	5,872
		普通	857	2,347
	津久野	定期	2,384	6,531
		普通	951	2,605
	鳳	定期	3,723	10,201
		普通	1,538	4,215
南海線	七道	定期	896	2,488
		普通	592	1,621
	堺	定期	3,252	9,034
		定期外	2,872	7,869
	湊	定期	778	2,161
		定期外	463	1,269
	石津川	定期	1,648	4,578
		定期外	835	2,287
	諏訪ノ森	定期	941	2,614
		定期外	605	1,657
	浜寺公園	定期	511	1,418
		定期外	347	950
南海高野線	堺東	定期	5,617	15,604
		定期外	4,598	12,596
阪堺線	市内駅の総数	定期	339	929
		定期外	965	2,644

出典：「平成18年度版 堺市統計書」（堺市、平成19年）

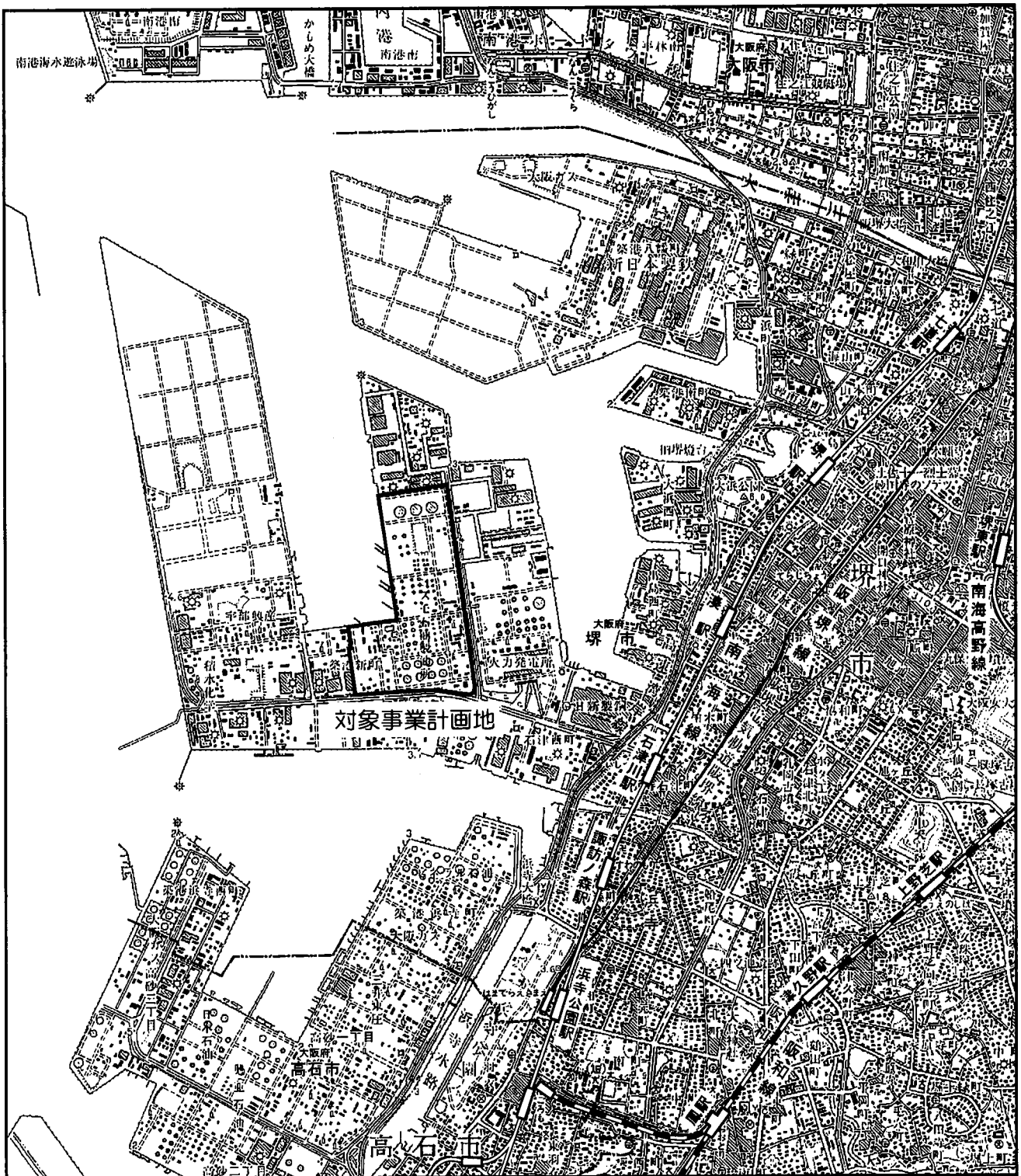




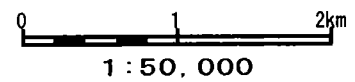


図4-1.2 対象事業計画地周辺における主要鉄道

凡 例

-  対象事業計画地
-  JR西日本
-  南海線・南海高野線
-  阪堺線（路面電車）



### ③ 海上交通

堺泉北港の入港船舶数及び取扱貨物量等は、表 4-1.15 に示すとおりである。対象事業計画地周辺の海域は、「港則法」(昭和 23 年、法律第 174 号)に定める特定港である大阪港の港域、「港湾法」(昭和 25 年、法律第 218 号)に定める特定重要港湾の堺泉北港港湾区域となっている。

平成 17 年の入港船舶数は、38,986 隻(内航:36,395 隻、外航:2,591 隻)、総トン数は 7,512 万トン(内航:3,163 万トン、外航:4,349 万トン)、総取扱貨物量は 7,305 万トン(内貨:4,557 万トン、外貨:2,748 万トン)となっている。

表4-1.15 堺泉北港の入港船舶数及び取扱貨物量等(平成17年)

年次	入港船舶						貨物量(万トン)			
	隻数(隻)			総トン数(万トン)			合計	内貨	外貨	うちフェリー
	合計	内航	外航	合計	内航	外航				
平成 17 年 (対前年:%)	38,986 (100.6)	36,395 (100.3)	2,591 (105.8)	7,512 (101.2)	3,163 (100.9)	4,349 (101.4)	7,305 (100.4)	4,557 (100.3)	2,748 (100.5)	1,138 (101.6)

出典:「平成 17 年大阪府営港湾の港勢について」(大阪府港湾局ホームページ)

#### (4) 土地利用の状況

##### ① 面積

堺市における土地利用の状況は、表 4-1.16 に示すとおりである。

平成 18 年の堺市の土地利用（課税地積）総面積は 90,037.0 千 m<sup>2</sup> であり、宅地が 62,315.4 千 m<sup>2</sup>（約 69%）と大部分を占めている。

表4-1.16 土地利用の状況

（平成 18 年 1 月 1 日現在）

区分（地目）	面積（千 m <sup>2</sup> ） （割合：%）
田	11,950.0
畑	4,225.3
宅地	62,315.4 (69)
山林	4,213.0
原野	96.9
牧場	21.7
池沼	319.8
雑種地	6,894.9
総面積	90,037.0 (100)

注：面積は課税地積が対象である。

出典：「平成 18 年度版 堺市統計書」（堺市、平成 19 年）

##### ② 土地利用の現況

対象事業計画地周辺における土地利用の現況は、図 4-1.3 に示すとおりである。

臨海部の埋立地には工業系土地利用の地域、その内陸側には住宅及び商業・業務系土地利用の地域が広がっている。

対象事業計画地は、「都市計画法」（昭和 43 年、法律第 100 号）に基づく工業専用地域の一角に位置している。また、「都市計画法」に基づき臨港地区に指定されている。

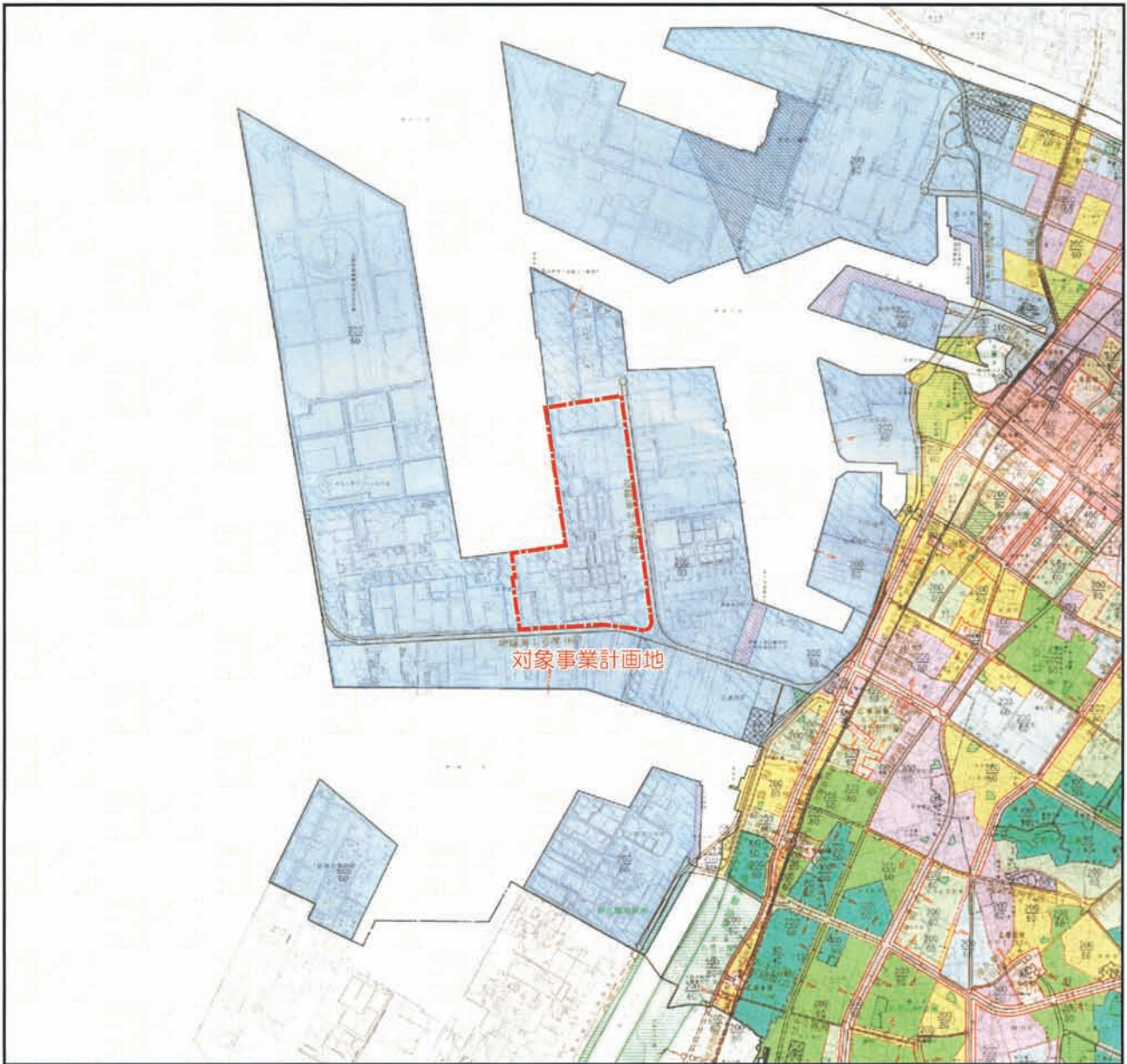


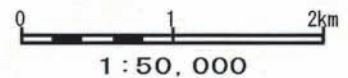
図4-1.3 対象事業計画地周辺における用途地域等の指定状況

凡 例

対象事業計画地

	第一種低層住居専用地域		準防火地域		道路
	第二種低層住居専用地域		高度地区(第一種)		都市高速鉄道
	第一種中高層住居専用地域		特別工業地区(第二種)		下水処理場
	第二種中高層住居専用地域		特別工業地区(第三種)		下水ポンプ場
	第一種住居地域		高度利用地区		学校
	第二種住居地域		工業港区		自動車駐車場
	準住居地域		臨港地区		自転車駐車場
	近隣商業地域		商港区		自転車駐車場
	商業地域		無分区		道路、河川等の地形・地物による地域地区界(原則としてその中心)
	準工業地域		駐車場整備地区		上によらない場合(地物による見直し線その他)
	工業地域		地区計画等		市町村界
	工業専用地域		外壁の後退距離(1.5)		
	無指定地		容積率/建ぺい率(%)		
	防災地域		40 100 80 50		
			都市計画施設		
			公園・緑地・墓苑		
			運動場		

出典：  
「南部大阪都市計画(堺市)地域地区図」  
(堺市役所、平成18年)



③ 環境保全上留意すべき施設

対象事業計画地周辺における環境保全上留意すべき施設及びその位置は、表 4-1.17 及び図 4-1.4 に示すとおりである。

最寄りの施設としては、浜寺石津小学校、浜寺石津保育所等があるが、いずれも計画地の東約 1.5km 以遠となっており、計画地近傍の工業専用地域内には、環境保全上留意すべき施設は存在しない。

表4-1.17 対象事業計画地周辺における環境保全上留意すべき施設

種 類	図中番号	名 称	種 類	図中番号	名 称	種 類	図中番号	名 称
保育所・保育園	1	みどり幼児園	幼稚園	37	第一幼稚園	中学校	32	殿馬場中学校
	2	三宝保育所		38	花田口聖母幼稚園		33	旭中学校
	3	英彰保育所		39	堺東幼稚園		34	上野芝中学校
	4	あすか保育所		40	子宝幼稚園		35	津久野中学校
	5	ちぬが丘保育所		41	八田荘幼稚園		36	鳳中学校
	6	しおあな保育所	小学校	1	三宝小学校	高等学校	37	月州中学校
	7	共愛保育所		2	市小学校		38	賢明学院中学校
	8	浜寺石津保育所		3	英彰小学校		39	府立泉陽高校
	9	石津川保育所		4	新湊小学校		40	大阪商業大学堺高校
	10	神石保育所		5	少林寺小学校		41	賢明学院高校
	11	浜寺中央保育所		6	大仙西小学校	42	府立堺工業高校	
	12	みんなの保育所		7	神石小学校	大学	43	大阪府立大学
	13	津久野保育所		8	津久野小学校		44	羽衣国際大学
	14	浜寺保育所		9	鳳小学校	養護学校	45	堺養護学校
	15	浜寺(分園)保育所		10	浜寺東小学校	図書館	1	堺市立中央図書館
	16	鳳 保育所		11	浜寺石津小学校	医療機関	1	阪堺病院
	17	錦西保育所		12	浜寺小学校		2	市立堺病院
	18	安井保育所		13	浜寺昭和小学校		3	堺山口病院
	19	大仙保育園		14	錦西小学校		4	耳原総合病院
	20	龍谷保育園		15	錦小学校		5	馬場記念病院
	21	湊保育園		16	錦綾小学校		6	池田病院
	22	ベルキンダー		17	熊野小学校		7	浜寺中央病院
	23	鳳西保育園		18	安井小学校		8	朝日会病院
	24	ドリーム保育園		19	榎小学校		9	府立身体障害者福祉センター附属病院
25	開花幼稚園	20		大仙小学校	10		上野芝病院	
26	湊幼稚園	21		上野芝小学校	11		大仙病院	
27	湊はなぞの幼稚園	22		向丘小学校	介護保険施設	1	泉寿苑老人福祉センター	
28	諏訪森幼稚園	23		深井西小学校		2	西老人福祉センター	
29	浜寺太陽幼稚園	24		家原寺小学校		3	介護老人福祉施設愛らひふ	
30	船尾幼稚園	25	平岡小学校	4		介護老人福祉施設アル・ソーレ		
31	浜寺聖書幼稚園	26	鳳南小学校	5		介護老人福祉施設ハートピア堺		
32	賢明学院幼稚園	27	賢明学院小学校	6		介護老人保健施設堺ラ・メール		
33	津久野幼稚園	28	大浜中学校	7		介護老人福祉施設グレース堺		
34	鳳幼稚園	29	陵西中学校	8		介護老人保健施設ベルアルト		
35	三宝幼稚園	30	浜寺中学校					
36	宝珠学園幼稚園	31	浜寺南中学校					

出典：「くらしのガイドブック」(堺市、平成 18 年)  
「堺市校区概図」(堺市、平成 19 年)  
「大阪府病院マップ」(大阪府、平成 17 年)  
「大阪府高齢介護室」(大阪府高齢介護室ホームページ)



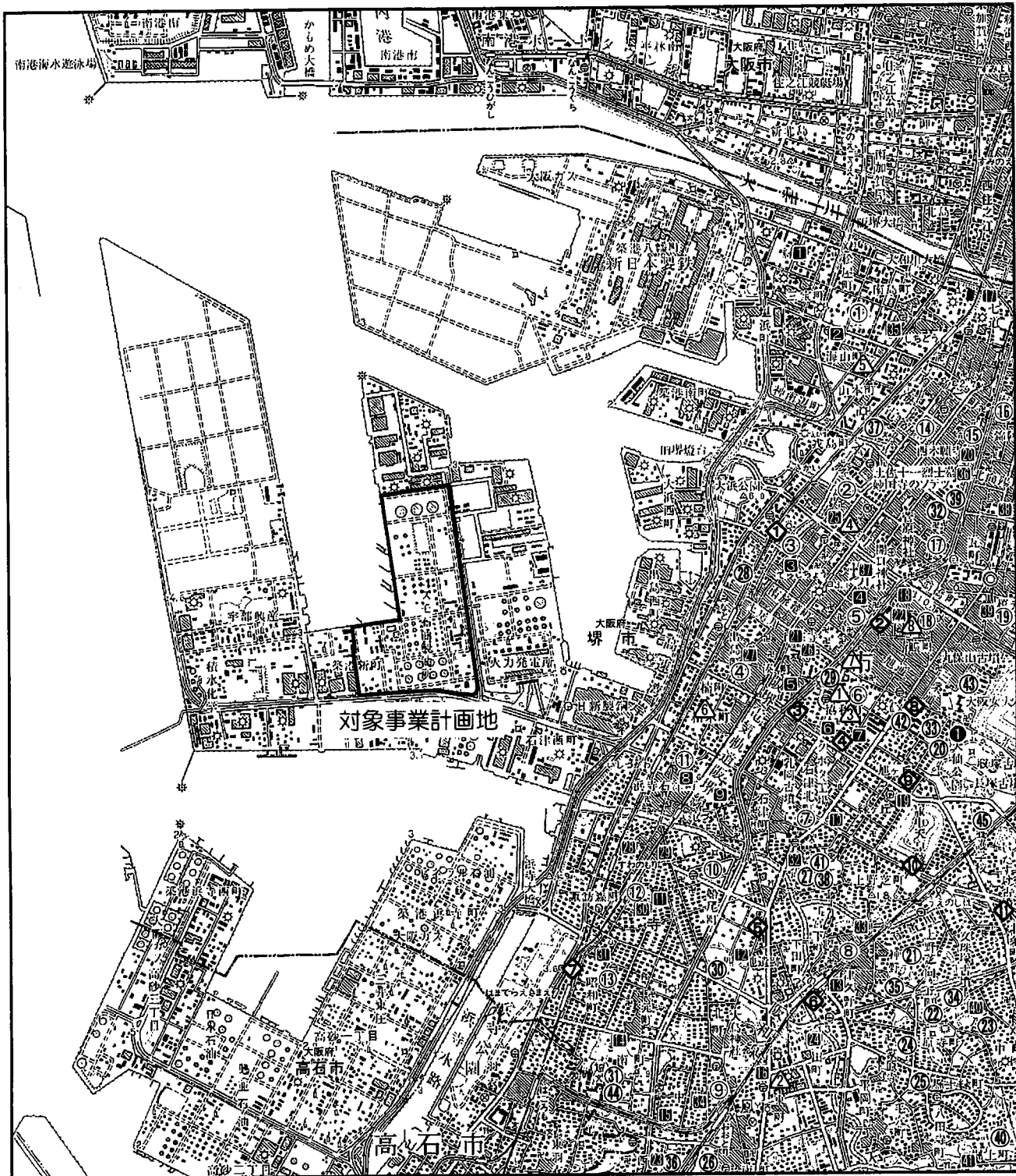

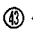





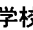


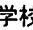

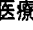

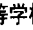


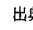
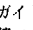


図4-1.4 対象事業計画地周辺における環境保全上留意すべき施設

凡例

- |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  対象事業計画地                                                                                       |  ~  大学     |
|  ~  保育所・保育園 |  養護学校                                                                                         |
|  ~  幼稚園     |  図書館                                                                                          |
|  ~  小学校     |  ~  医療機関   |
|  ~  中学校     |  ~  介護保険施設 |
|  ~  高等学校    |                                                                                                                                                                                  |



0 1 2km

1 : 50, 000

出典：「くらしのガイドブック」（堺市、平成18年）、「堺市校区概図」（堺市、平成19年）  
「大阪府病院マップ」（大阪府、平成17年）、「大阪府高齢介護室」（大阪府高齢介護室ホームページ）

(5) 河川、海域及び地下水の利用状況

① 河川の利用状況

対象事業計画地周辺における河川の概要及びその位置は、表 4-1. 18 及び図 4-1. 5 に示すとおりである。

対象事業計画地周辺の河川は、大和川、石津川（支流：百済川）及び内川放水路（支流：内川、土居川）がある。石津川水系の河川水は、「石津川水系河川整備基本方針」（大阪府、平成 14 年）によれば、農業目的の灌漑用水として利用され、上水道や工業用水としては利用されていない。

また、大和川下流、石津川の環境基準の水域類型はD及びEが指定されており、その利用目的の適応性は工業用水、農業用水及び環境保全（国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度）となっている。

なお、いずれの河川も、その下流部に「漁業法」（昭和 24 年、法律第 267 号）に基づく内水面漁業権は設定されていない。

表4-1. 18 河川の概要

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

河川名	等級	水系	流域		市内流域 両岸 平均延長 (m)
			自(左岸)	至	
大和川	一級河川	大和川	大阪府奈良県界	海	8,600
石津川	二級河川	石津川	南区泉田中地先の法道寺川合流点	海	12,974
百済川	〃	〃	西区北条町1丁 157番地先の府道石長橋	石津川への合流点	2,351
内川	〃	内川	堺区錦之町西3丁40番地先(内川橋)	海	2,034
内川放水路	〃	〃	内川からの分派点(神南辺橋)	海	557
土居川	〃	〃	堺区大仙西町1丁6番地先(砂利橋)	内川への合流点	2,127

出典：「平成 18 年度版 堺市統計書」（堺市、平成 19 年）

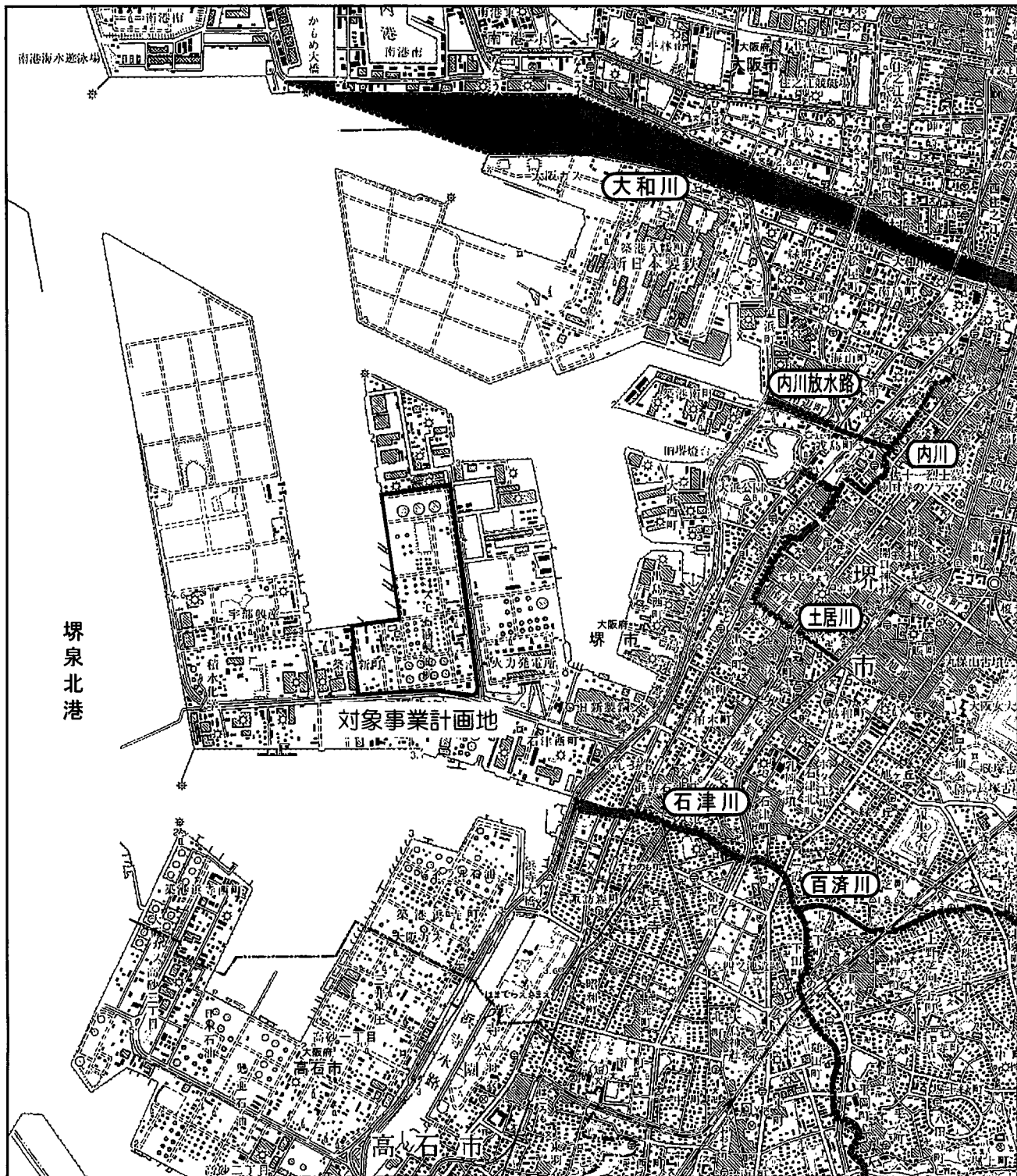
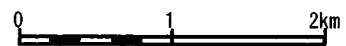


図4-1.5 対象事業計画地周辺における河川

凡 例

▭ 対象事業計画地

▬ 河川



1 : 50,000

出典：「平成18年版 堺の環境」（堺市、平成18年）

## ② 海域の利用状況

対象事業計画地周辺の海域の利用状況は、図 4-1.6 に示すとおりである。

海域には「港則法」(昭和 23 年、法律第 174 号)に定める大阪港、「港湾法」(昭和 25 年、法律第 218 号)に基づく堺泉北港(特定重要港湾)、「漁港漁場整備法」(昭和 25 年、法律第 137 号)に基づく石津漁港(第 1 種)、堺(出島)漁港(第 1 種)等がある。

港内には、堺航路、浜寺航路、大津航路、大津南航路の 4 航路が指定されている。

なお、「漁業法」(昭和 24 年、法律第 267 号)に基づく漁業権は設定されていない。

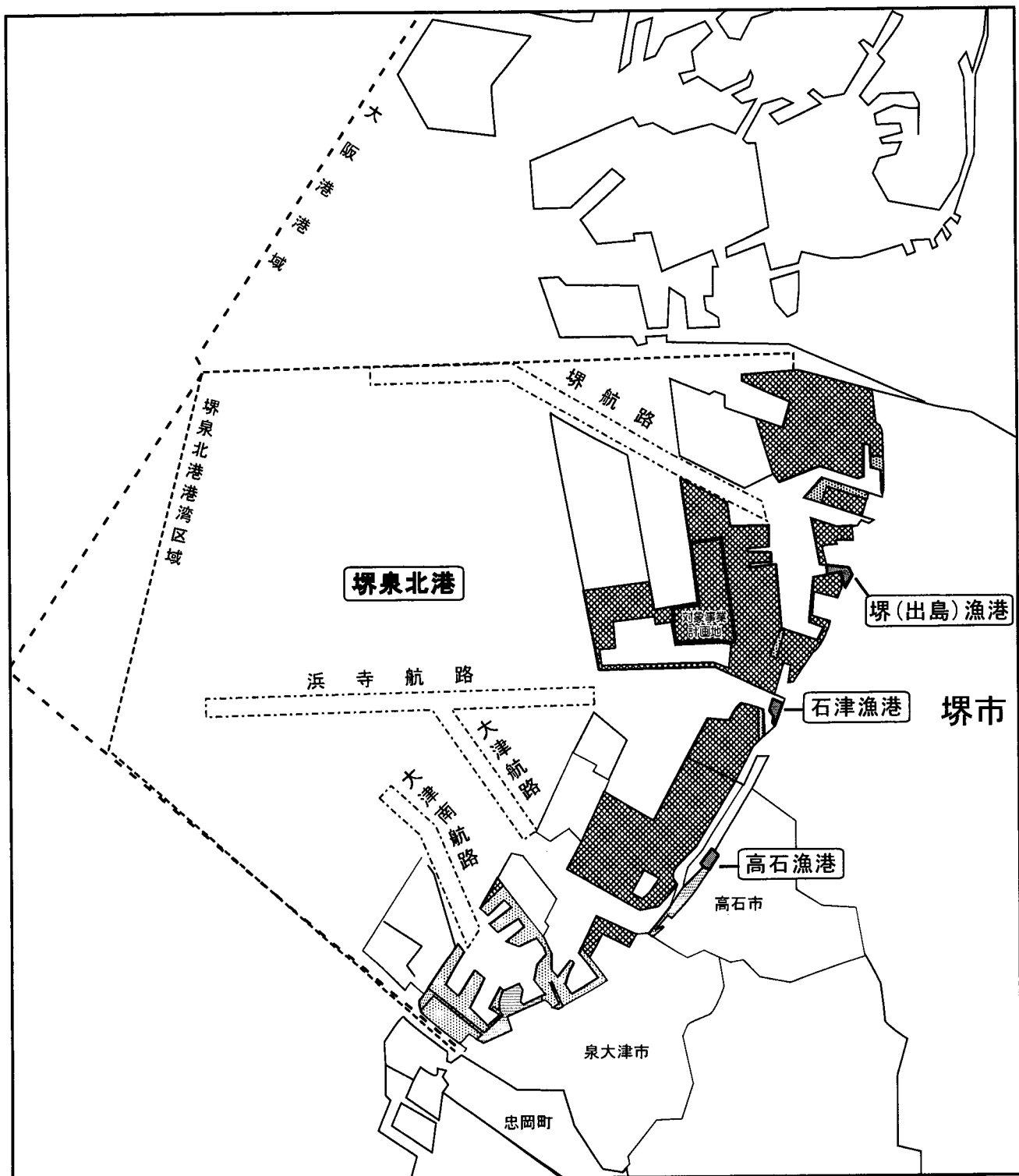
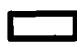




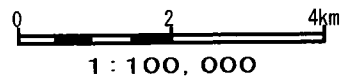


図4-1.6 堺泉北港港湾内図

凡例

-  対象事業計画地
-  臨港地区商港区
-  臨港地区工業港区
-  臨港地区修景厚生港区
-  漁港



出典：「2007 大阪府管港湾要覧」（大阪府港湾協会、平成19年）

### ③ 地下水の利用状況

堺市における地下水の利用状況は、表 4-1. 19 に示すとおりである。

平成 17 年の地下水揚水量は、1 万 2 千 m<sup>3</sup>/日（4 百万 m<sup>3</sup>/年）であり、このうち工業用が 6 千 m<sup>3</sup>/日（2 百万 m<sup>3</sup>/年）と多くの割合を占めている。

表4-1. 19 地下水の利用状況（平成17年）

堺市域		工業用	上水道用	農業用	その他	総量
井戸本数		63	9	21	40	133
揚水量	千 m <sup>3</sup> /日	6	2	0	4	12
	百万 m <sup>3</sup> /年	2	1	0	1	4

注：1. 「堺市域」は、堺市のうち「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年、大阪府条例第 6 号）による地下水採取量測定義務地域に該当する地域を示す。

2. 四捨五入の関係で、農業用の揚水量は 0 になっている。

出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 17 年度版）」（環境省ホームページ）

## (6) 水利用の状況

### ① 上水道

堺市における上水道の給水状況は、表 4-1.20 に示すとおりである。

平成 17 年度の堺市の上水道の普及率は、100%となっている。

表4-1.20 上水道の給水状況（平成17年度）

給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水戸数 (戸)	給水総量 (m <sup>3</sup> )
842,605	842,374	100.0	370,427	106,308,540

注：給水区域内人口は、和泉市の一部を含む。

出典：「平成 18 年度版 堺市統計書」（堺市、平成 19 年）

### ② 下水道

堺市における下水道の整備状況は、表 4-1.21 に示すとおりである。

平成 17 年度の堺市の人口普及率（実処理区域内人口の行政区域内人口に対する比率）は、95.5%となっている。

なお、対象事業計画地が位置する埋立地は、下水道整備基本計画の区域外となっている。

表4-1.21 下水道の整備状況（平成17年度）

下水道必要整備区域 (A) (ha)	実処理区域面積 (C) (ha)	必要整備区域に対する 普及率 (C/A) (%)	人口普及率 (%)
12,707	8,976	70.6	95.5

出典：「平成 18 年度版 堺市統計書」（堺市、平成 19 年）

(7) 廃棄物の状況

① 一般廃棄物

堺市における一般廃棄物の処理状況は表 4-1.22(1)に、埋立処分地搬入量の推移は表 4-1.22(2)に示すとおりである。

平成 16 年度の堺市におけるごみ排出総量は 359,881 トンであり、そのうち 348,534 トン (97%) が焼却処理され、10,184 トン (3%) が資源化されている。焼却処理に伴い発生する焼却残渣 (59,914 トン) は、埋立処分されている。

埋立処分地搬入量は減少傾向にある。

表4-1.22(1) 一般廃棄物の処理状況 (平成16年度)

(単位：トン/年)

計画収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	処理内訳				焼却残渣埋立量	自家処理量	ごみ排出総量
		焼却	資源化	埋立	その他			
840,928	0	348,534	10,184	1,163	0	59,914	0	359,881

注：堺市は、平成 17 年 2 月 1 日に旧美原町と合併したため、上記は合併後の内容を示す。

出典：「平成 16 年度 大阪府の一般廃棄物」(大阪府、平成 18 年)

表4-1.22(2) 埋立処分地搬入量の推移

(単位：トン)

年度	環境美化	清掃工場 焼却灰	化学処理場 汚泥	下水処理場 汚泥	その他	総量
平成 13 年	572	73,856	667	1,698	809	77,602
14 年	755	64,592	—	1,456	652	67,455
15 年	535	61,197	—	1,354	641	63,727
16 年	540	59,914	—	1,296	622	62,373
17 年	460	60,528	—	851	726	62,565

注：1. 埋立処分地 (クリーンセンター南部処理場) への搬入量。清掃工場焼却灰には、大阪湾広域臨海整備センターへの搬入量を含む。

2. 美原区内の埋立てごみは、他市町村と混同で南河内清掃施設組合から大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入されているため、搬入量については不明とされている。

3. 平成 16 年 4 月 1 日より「化学処理場」は、「浄化ステーション」に名称変更。

4. 平成 14 年度以降に化学処理場からの搬入実績がないのは、化学処理場更新事業 (し尿処理施設建設工事等) の実施による。

出典：「平成 18 年版 堺の環境」(堺市、平成 18 年)



## ② 産業廃棄物

堺市における産業廃棄物の排出状況は表 4-1. 23(1)に、処分状況は表 4-1. 23(2)に示すとおりである。

平成 12 年度の産業廃棄物の排出量は 205.5 万トンであり、汚泥が 92.2 万トン (44.9%) と最も多く、次いでがれき類が 32.4 万トン (15.8%) となっている。

また、産業廃棄物の処分状況は、減量化量が 127.8 万トン (62%) と最も多く、次いで再生利用量 56.9 万トン (28%)、最終処分量 20.8 万トン (10%) となっている。

なお、平成 17 年度の堺市における産業廃棄物処理業者数は表 4-1. 24 に示すとおりであり、産業廃棄物処理業者数は 3,193 社、特別管理産業廃棄物処理業者は 228 社となっている。

表4-1. 23(1) 産業廃棄物の排出状況 (平成12年度)

種 類	排出量	
	(万トン)	割合 (%)
汚 泥	92.2	44.9
がれき類	32.4	15.8
金属くず	18.1	8.8
ガラス及び陶磁器くず	18.1	8.8
鉱さい	11.5	5.6
廃 酸	8.6	4.2
ばいじん	6.1	3.0
その他	18.6	9.1
合 計	205.5	100.0

注：四捨五入の関係で、内訳の合計と合計値は、必ずしも一致しない。

出典：「平成 18 年版 堺の環境」(堺市、平成 18 年)

表4-1. 23(2) 産業廃棄物の処分状況 (平成12年度)

種 類	再生利用量 (万トン)	減量化量 (万トン)	最終処分量 (万トン)
汚 泥	1.7	83.7	6.8
がれき類	11.2	13.4	7.8
金属くず	17.3	0.4	0.4
ガラス及び陶磁器くず	16.9	0.0	1.2
鉱さい	3.2	7.9	0.4
廃 酸	0.0	8.5	0.1
ばいじん	0.1	5.8	0.1
その他	6.0	8.5	4.1
合 計	56.9	127.8	20.8

注：四捨五入の関係で、内訳の合計と合計値は、必ずしも一致しない。

出典：「平成 18 年版 堺の環境」(堺市、平成 18 年)

表4-1.24 産業廃棄物処理業者数（平成17年度）

（単位：社）

区 分	収集運搬	中間 処理	埋立 処分	収集運搬 中間処理	収集運搬 埋立処分	中間処理 埋立処分	収集運搬 中間処理 埋立処分	合 計
産業廃棄物	3,149(24)	14	0	30(6)	0	0	0	3,193(30)
特別管理産業廃棄物	222(1)	2	0	4(1)	0	0	0	228(2)

注：（ ）内は収集運搬業者のうち積替えを含むものであり、内数である。

出典：「平成18年版 堺の環境」（堺市、平成18年）

(8) 関係法令・条例等による指定・規制等

① 環境基準等

ア 大気汚染

大気汚染に係る環境基準等は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づいて、表4-1.25に示すとおり定められている。

表4-1.25 大気汚染に係る環境基準等

物質		環境基準等	
環境基準	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
	有害大気汚染物質	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
	指針値	非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。 4. 非メタン炭化水素については、光化学オキシダント生成防止のための必要条件としての環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルとして定められた指針値である。			

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)  
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年、環境庁告示第4号)  
「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」  
(中央公害対策審議会答申、昭和51年)

## イ 騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づいて、表4-1.26に示すとおり定められている。

表4-1.26 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15メートルまでの範囲、また、2車線を超える車線を有する道路は道路端から20メートルまでの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年、環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」(平成11年、大阪府公告第29号)

地域の類型ごとに当てはめる地域の指定(堺市域)

地域の類型	該当地域
A	第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域
B	第一・二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」(平成11年、大阪府公告第29号)

## ウ 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づいて表4-1.27(1)～(3)に示すとおり定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、公共用水域全域及び地下水に適用される。「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域ごとに指定され水域類型区分に従い適用される。水域類型の指定状況は、表4-1.28、図4-1.7、及び図4-1.8に示すとおりである。

対象事業計画地周辺の海域は、図4-1.7及び図4-1.8に示すとおり、C類型、及びIV類型(窒素及び磷)が指定されている。

表4-1.27(1) 水質汚濁に係る環境基準

(人の健康の保護に関する環境基準[健康項目])

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年、環境庁告示第59号)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年、環境庁告示第10号)

表4-1.27(2) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準：河川)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L以上	—
備考：基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。						

- 注：1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

表4-1.27(3) 水質汚濁に係る環境基準

(生活環境の保全に関する環境基準：海域)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN/100mL以下とする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 3. 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1.0 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。  
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

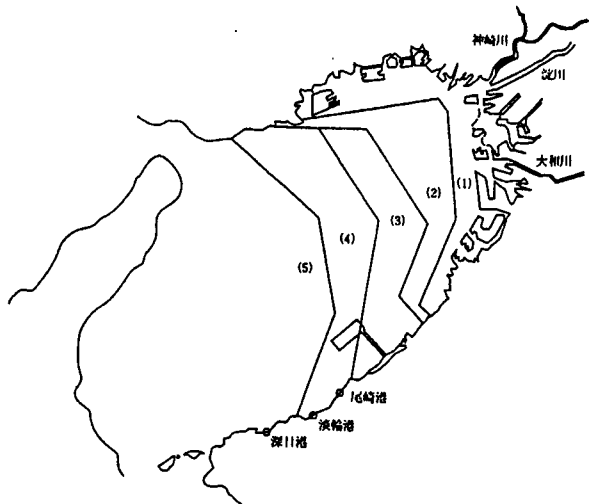
ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下

- 注：水域類型ごとの指定はない。  
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

表4-1.28 堺市の河川の水質環境基準の類型指定

河川名	範囲	類型	指定年月日
大和川中流	桜井市初瀬取入口から浅香山まで	C	昭和45年9月1日 閣議決定
大和川下流	浅香山より下流	D	
西除川	全域(市域内)	D	昭和50年10月8日 大阪府告示第1427号
石津川	全域	E	昭和48年3月16日 大阪府告示第390号
和田川	全域	C	平成4年2月26日 大阪府告示第209号

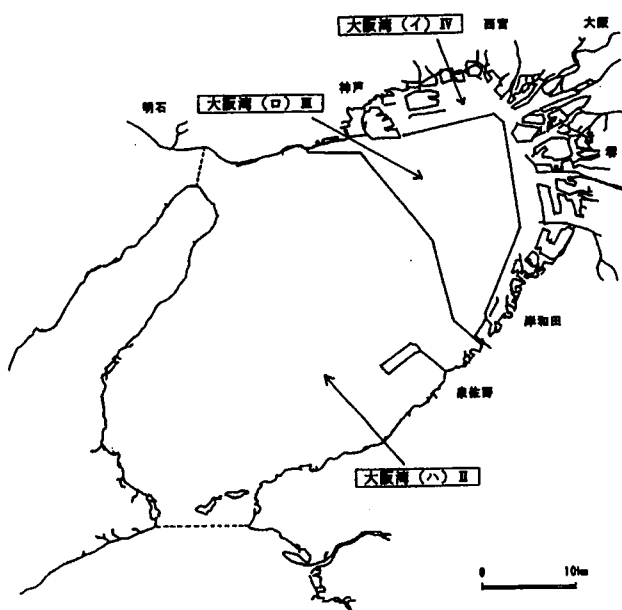


水域類型 指定日	環境基準における水域類型指定	
	水域	該当類型
昭和46年12月28日	大阪湾(1)	C
	大阪湾(2)	B
	大阪湾(3)	A
	大阪湾(4)	A
	大阪湾(5)	A
	尾崎港	C
	淡輪港	C
	深日港	C

注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲まれた海域をいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年、環境庁告示第59号）別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型」（昭和46年、環境庁告示第60号）

図4-1.7 環境基準(窒素、磷を除く)の類型指定



水域類型 指定日	環境基準における水域類型指定	
	水域	該当類型
平成7年2月28日	大阪湾(イ)	IV
	大阪湾(ロ)	III
	大阪湾(ハ)	II

出典：「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年、環境庁告示第59号）別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型」（平成7年、環境庁告示第5号）

図4-1.8 窒素及び磷に係る環境基準の類型指定



## エ 土壤汚染

土壤汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年、法律第91号)に基づいて、表4-1.29に示すとおり定められている。

表4-1.29 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
<p>備考：1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>	

出典：「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年、環境庁告示第46号)

## オ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年、法律 第 105 号）に基づいて、表 4-1. 30 に示すとおり定められている。

表4-1. 30 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下
備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年、環境庁告示第 68 号）

## ② 規制基準等

### ア 大気汚染に係る規制基準等

「大気汚染防止法」(昭和43年、法律第97号)では、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準等が定められている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)では、「大気汚染防止法」の規制を受けない施設及び有害物質等に適用範囲を拡大して排出基準が定められている。

### (7) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」(昭和43年、法律第97号)により、地域の区分ごとに排出基準が定められている。対象事業計画地周辺に適用される規制基準は表4-1.31(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業計画地の位置する堺市は、排出基準及び総量規制基準の適用地域となっている。

また、大阪府は「大気汚染防止法」に基づき「硫黄酸化物総量削減計画」(昭和52年、大阪府告示第1321号)を策定し、特定工場等に対して総量規制を適用している。大阪府の硫黄酸化物の削減目標量は表4-1.32に示すとおりである。

表4-1.31(1) 硫黄酸化物の規制基準（排出基準）

地域の区分	Kの値	排出基準
大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び泉北郡の区域	特別排出基準 1.17	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$ <p> <math>q</math> : 硫黄酸化物の量 (<math>m^3_N/h</math>)  <math>K</math> : 地域ごとに定められる値  <math>He</math> : 補正された排出口の高さ (m)  <math>He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)</math>  <math display="block">Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}</math>  <math display="block">Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)</math>  <math display="block">J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1</math> </p> <p> <math>H_0</math> : 排出口の実高さ (m)  <math>Q</math> : 15°Cにおける排出ガス量 (<math>m^3/s</math>)  <math>V</math> : 排出ガスの排出速度 (m/s)  <math>T</math> : 排出ガスの温度 (K)                 </p>

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）  
 「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）

表4-1.31(2) 硫黄酸化物の規制基準（総量規制基準）

地域の区分	特定工場等の区分	総量規制基準
大阪市の区域、堺市の区域のうち西日本旅客鉄道株式会社阪和線以西の区域（石津川左岸線以南の区域のうち府道大阪臨海線以東の区域を除く。）並びに高石市の区域のうち高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、羽衣公園丁及び高師浜丁の区域	原料及び燃料の量（重油換算） 0.8 kL/h以上	$Q = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + Wi)^b - W^b \}$ <p> <math>Q</math> : 硫黄酸化物の量 (<math>m^3_N/h</math>)  <math>a</math> : 2.0  <math>b</math> : 0.85  <math>r</math> : 0.3  <math>W, Wi</math> : 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量 (kL/h; 重油換算)  <math>W</math> : 昭和52年10月1日前に設置された施設に対して  <math>Wi</math> : 昭和52年10月1日以後に設置された施設に対して                 </p>

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）  
 「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）  
 「硫黄酸化物総量削減計画」（昭和52年、大阪府告示第1321号）

表4-1.32 硫黄酸化物の総量削減計画における削減目標量

(単位：m<sup>3</sup>/h)

総量又は削減目標量の区分 指定地域の区分		1	2	3	4
		法第5条の3第1項第1号に掲げる総量	法第5条の3第1項第2号に掲げる総量	法第5条の3第1項第3号に掲げる総量	法第5条の3第1項第4号に掲げる削減目標量
令別表第3の2第10号に掲げる区域	大阪市の区域、堺市の区域のうち西日本旅客鉄道株式会社阪和線以西の区域（石津川左岸線以南の区域のうち府道大阪臨海線以東の区域を除く。）並びに高石市の区域のうち高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、羽衣公園丁及び高師浜丁の区域	3,220	2,579	1,496	1,122
	その他の区域	628	183	368	80
令別表第3の2第11号に掲げる区域	岸和田市の区域のうち木材町、新港町及び臨海町の区域、貝塚市の区域のうち港の区域並びに泉佐野市の区域のうち住吉町及び新浜町の区域	53	51	36	34
	その他の区域	640	394	618	416

注：1. 指定地域の区分は次のとおりである。

(1) 令別表第3の2第10号に掲げる区域

大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四条畷市、交野市及び泉北郡の区域

(2) 令別表第3の2第11号に掲げる区域

大阪府の区域のうち、岸和田市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、三島郡、泉南郡、南河内郡狭山町及び同郡美原町の区域

2. 総量及び削減目標量の区分は次のとおりである。

(1) 法第5条の3第1項第1号に掲げる総量

当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される硫黄酸化物の総量である。

(2) 法第5条の3第1項第2号に掲げる総量

当該指定地域におけるすべての特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の総量。

(3) 法第5条の3第1項第3号に掲げる総量

当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される硫黄酸化物について、環境基準に照らし一定の科学的手法により算出される総量である。すなわち、環境基準の達成に必要とされる目標総排出量である。

(4) 法第5条の3第1項第4号に掲げる削減目標

(2) の総量についての削減目標量である。

3. 総量及び削減目標量は、年間の量を1時間当たりの量に換算したものである。

出典：「硫黄酸化物総量削減計画」（昭和52年、大阪府告示第1321号）

「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）

「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）

(イ) ばいじん

「大気汚染防止法」(昭和43年、法律第97号)により、施設の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業計画地に適用される規制基準は表4-1.33に示すとおりである。

表4-1.33 ばいじんの規制基準(排出基準)

適用地域	施設名	規模最大定格排出 ガス量(万 $m^3_N/h$ )	特別排出基準 ( $g/m^3_N$ )	標準酸素濃度 $O_n(\%)$
大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、交野市及び泉北郡の区域	ガス専焼ボイラー(触媒再生塔に附属するものを除く)	4以上	0.03	5
		4未満	0.05	
	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	4以上	0.05	6
		4未満	0.08	
	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	—	0.15	6
	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	—	0.05	8
ガスタービン	—	0.04	16	

ばいじんの量は、以下の式によって算出された量とする。  
 $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$   
 C : ばいじんの量(g)  
 C<sub>s</sub> : 測定されたばいじんの量(g)  
 O<sub>n</sub> : 各施設に掲げる値(熱源として電気を使用するものはO<sub>s</sub>とする)  
 O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度(当該濃度が20%を超える場合は20%とする)(%)

出典:「大気汚染防止法施行令」(昭和43年、政令第329号)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号)

#### (ウ)窒素酸化物

「大気汚染防止法」(昭和43年、法律第97号)により、施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められている。対象事業に適用される規制基準は表4-1.34(1)、(2)に示すとおりである。

また、大阪府は「大気汚染防止法」及び「大気汚染防止法施行令」(昭和43年、政令第329号)に基づき、「窒素酸化物総量削減計画」(昭和57年、大阪府告示第1314号)を作成し、「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」(昭和57年、大阪府告示第1315号)を定めている。堺市はこれらの規定の指定地域である。大阪府の窒素酸化物の削減目標量は、表4-1.35に示すとおりである。

表 4-1. 34(1) 窒素酸化物の規制基準

施設の種類 (熱源として電気を使用するものを除く)	排出ガス規模 (万 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h)	排出基準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	標準酸素濃度 O <sub>n</sub> (%)
ガス専焼ボイラー	50 以上	60	5
	4 以上 50 未満	100	
	1 以上 4 未満	130	
	1 未満	150	
石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	4 以上	100	6
	1 以上 4 未満	130	
	0.5 以上 1 未満	150	
	0.5 未満	180	
石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	—	250	6
石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	—	250	8
ガスタービン	—	70	16
窒素酸化物の量は、以下の式によって算出された量とする。 $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$ C : 窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> ) C <sub>s</sub> : 測定された窒素酸化物の濃度 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> <sub>N</sub> ) O <sub>n</sub> : 各施設に掲げる値 (熱源として電気を使用するものは O <sub>s</sub> とする) O <sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (当該濃度が 20% を超える場合は 20% とする) (%)			

出典：「大気汚染防止法施行令」(昭和 43 年、政令第 329 号)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年、厚生省・通商産業省令第 1 号)

表4-1. 34(2) 窒素酸化物の規制基準 (総量規制基準等)

適用地域	特定工場等の区分	総量規制基準等
大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四条畷市、交野市及び泉北郡忠岡町の区域	原料及び燃料の量 (重油換算) 2.0kL/h 以上	$Q = 0.6 \{ \sum (C \cdot V) + \sum (C_i \cdot V_i) \} 0.95$  Q : 排出が許容される窒素酸化物の量 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h) C, C <sub>i</sub> : 施設ごとに定められた施設係数 V, V <sub>i</sub> : 施設ごとの排出ガス量 (m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h) ・ガス専焼ボイラー…………… (C:2.5, C <sub>i</sub> :1.6) ・石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉…………… (C:3.0, C <sub>i</sub> :2.1) ・石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔…………… (C:2.5, C <sub>i</sub> :2.0) ・石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉…………… (C:1.2, C <sub>i</sub> :0.8) ・ガスタービン…………… (C:7.0, C <sub>i</sub> :5.0)  C, V : 昭和 57 年 11 月 1 日*前に設置された施設に対して C <sub>i</sub> , V <sub>i</sub> : 昭和 57 年 11 月 1 日*以後に設置された施設に対して *ガスタービンについては昭和 63 年 2 月 1 日

出典：「大気汚染防止法施行令」(昭和 43 年、政令第 329 号)

「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年、厚生省・通商産業省令第 1 号)

「窒素酸化物に係る総量規制基準及び特別の総量規制基準」(昭和 57 年、大阪府告示第 1315 号)



表4-1.35 窒素酸化物の総量削減計画における削減目標量

総量又は削減目標量の区分  適用地域	1  指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出された窒素酸化物の総量	2  指定地域における特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出された窒素酸化物の総量	3  指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出された窒素酸化物について、規則第7条の6に定めるところにより算定した総量	4  2の総量についての削減目標量
令別表第3の3第3号に掲げる区域	3,678 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	1,496 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	2,546 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	1,094 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h

注：令別表第3の3第3号に掲げる区域とは、大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四条畷市、交野市及び泉北郡忠岡町の区域である。

出典：「窒素酸化物総量削減計画」（昭和57年、大阪府告示第1314号）

「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）

### (イ) 有害物質

「大気汚染防止法」(昭和43年、法律第97号)、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)及び「大阪府有害物質排出抑制指導方針」(平成8年、大阪府環境農林水産部環境指導室)で規制対象施設が定められている。

事業計画では、規制対象施設を設置しない。

### (オ) ダイオキシン

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年、法律第105号)で特定施設が定められている。

事業計画では、規制対象施設を設置しない。

### (カ) 炭化水素類

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)により施設の種類、規模又は能力ごとに規制基準が定められている。対象事業に適用される規制基準は表4-1.36(1)に示すとおりである。

また、大阪府では光化学スモッグの発生の抑制等を目的として、「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」(平成8年)を策定している。対象事業に適用される排出対策は、表4-1.36(2)に示すとおりである。

表4-1.36(1) 炭化水素類に係る規制基準

施設の種類		規制基準
貯蔵施設		次の各号のいずれかに該当すること。 一 吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 浮屋根式構造又はこれと同等以上の効果を有する構造とし、適正に管理すること。
出荷施設		薬液による吸収式処理装置又はこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。
物の製造の用に供する施設	反応施設 分解施設 蒸留施設 抽出施設	次の各号のいずれかに該当すること。 一 吸着式処理装置、薬液による吸収式処理装置若しくは凝縮式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 二 密閉式構造とし、適正に管理すること。

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年、大阪府規則第81号)

表4-1.36(2) 炭化水素類排出抑制対策

区 分	対策内容
燃料用ガソリンの運搬に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクローリーの使用者は、自らが使用するタンクローリーに、地下タンクの通気管に設置された蒸気返還設備から当該タンクローリーにガソリン蒸気を注入できる適切な接続設備を設けること。</li> <li>・燃料用ガソリンの運搬を委託するものは、前号の接続設備が設置されたタンクローリーで運搬を委託すること。</li> </ul>
建築現場塗装に関する対策	<p>建築現場で塗装を行う建築物の工事の発注者又は設計者であって塗装の仕様を決定する者は、特別な事情がない限り、外壁塗装における複層仕上塗材の上塗材に、水系上塗材を使用するものとする。</p>

出典：「大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱」（大阪府、平成8年）

#### (キ) 自動車排出ガス

自動車排出ガスのうち一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質のうちディーゼル黒煙については、「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）第19条第1項の規定に基づき、「自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年、環境庁告示1号）により許容限度が定められている。現に運行の用に供している自動車排出ガスの量の許容限度は、表4-1.37に示すとおりである。

また、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質については、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年、法律第70号）により許容限度が定められている。自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量の車両別の許容限度は、表4-1.38に示すとおりである。

なお、大阪府では同法に基づき「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（大阪府、平成15年）を策定し、対策地域における削減目標を設定している。大阪府の削減目標量は、表4-1.39に示すとおりである。

対策地域には、堺市全域が含まれている。

表4-1.37 自動車排ガスの量の許容限度

(現に運行の用に供しているもの)

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	自動車排出ガスの量の許容限度	測定の方法
一酸化炭素	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(2サイクル・エンジンを有するこれらのもの及び二輪自動車を除く。)	1%	アイドリング時の測定
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(2サイクル・エンジンを有するもの及び二輪自動車を除く。)	2%	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型自動車及び軽自動車(2サイクル・エンジンを有するこれらのものに限り、二輪自動車を除く。)	4.5%	
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)及び軽自動車(二輪自動車に限る。)及び原動機付自転車	3.0%	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上560kW未満のもの	1%	
炭化水素 (排気管から排出されるものに限る。)	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車(2サイクル・エンジンを有するこれらのもの及び二輪自動車を除く。)	300ppm	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(2サイクル・エンジンを有するもの及び二輪自動車を除く。)	500ppm	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型自動車及び軽自動車(2サイクル・エンジンを有するこれらのものに限り、二輪自動車を除く。)	7,800ppm	
	ガソリンを燃料とする小型自動車(二輪自動車に限る。)及び軽自動車(二輪自動車に限る。)	1,000ppm	
	原動機付自転車	1,600ppm	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上560kW未満のもの	500ppm	
粒子状物質のうち ディーゼル黒煙	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車(二輪自動車を除く。)	25%	無負荷急加速時の測定
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が19kW以上37kW未満のもの	40%	
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が37kW以上56kW未満のもの	35%	
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が56kW以上75kW未満のもの	30%	
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が75kW以上130kW未満のもの	25%	
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が130kW以上560kW未満のもの	25%	
	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が130kW以上560kW未満のもの	25%	

出典：「自動車排出ガスの量の許容限度」(昭和49年、環境庁告示1号)

表4-1.38 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量の許容限度

(窒素酸化物)

	車両総重量の区分	自動車排出窒素酸化物の量の許容限度	
下欄に掲げる自動車以外の自動車	車両総重量が 1,700kg 以下のもの	ガソリン又は液化石油ガス（プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車	10モードによる測定又は10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g
		軽油を燃料とする自動車	10モードによる測定若しくは10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で100ppm
	車両総重量が 1,700kg を超え 2,500kg 以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10モードによる測定又は10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.63g
		軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.63g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で130ppm
	車両総重量が 2,500kg を超えるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	13モードによる測定で1kW時当たり5.9g又は6モードによる測定で580ppm
		軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり5.9g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で340ppm
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車	10モードによる測定若しくは10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で100ppm	

(粒子状物質)

	車両総重量の区分	自動車排出粒子状物質の量の許容限度	
下欄に掲げる自動車以外の自動車	車両総重量が 1,700kg 以下のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.055g
	車両総重量が 1,700kg を超え 2,500kg 以下のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.06g
	車両総重量が 2,500kg を超え 3,500kg 以下のもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり0.175g
	車両総重量が 3,500kg を超えるもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり0.49g
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.055g	

注：1. 10モードによる測定及び10・15モードによる測定とは、自動車が車両重量に110kgを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に一定の条件で運行した場合の、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法。

2. 13モードによる測定及びディーゼル自動車用13モードによる測定とは、一定の条件で運行した場合の単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法。

3. 6モードによる測定及びディーゼル自動車用6モードによる測定とは、一定の条件で運行した場合の自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成4年、総理府令第53号）

表4-1.39 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量についての削減目標

	基本年（平成9年度）	中間目標（平成17年度）	削減目標（平成22年度）
自動車排出窒素酸化物	27,260 トン/年	20,950 トン/年	16,450 トン/年
自動車排出粒子状物質	3,170 トン/年	1,200 トン/年	740 トン/年

出典：「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（大阪府、平成15年）

## イ 騒音に係る規制基準等

「騒音規制法」(昭和43年、法律第98号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)に基づき工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音について規制が行われている。

対象事業計画地は工業専用地域であるため、工場騒音、建設作業騒音に係る同法の規制は適用されない。また、計画地の位置する築港新町は同条例の規制地域として指定されていない。条例の規制基準は表4-1.40、41に示すとおりである。

自動車騒音については、「騒音規制法」により工業専用地域以外の場所に対して要請限度が定められており、その内容は表4-1.42に示すとおりである。

表4-1.40 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく  
工場又は事業場において発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分		朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで	
第一種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下	
第二種区域	50 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	
第三種区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
	その他の地域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

(区域の区分)

地域の類型	該当地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。以下同じ。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
第四種区域	工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域

注：第53条第2号に掲げる地域とは、対象事業計画地の位置する堺市の西区では、石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部の区域である。(対象事業計画地の位置する築港新町は規制地域として指定されていない。)

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年、大阪府規則第81号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定」  
(平成6年、大阪府告示第1665号)

表4-1.41 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区分	第一号区域	第二号区域
敷地境界線における騒音の大きさ	85 デシベル以下	
作業ができる時間	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日における延作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における作業時間	連続6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

注：特定建設作業とは次の各項に挙げた機器等を用いて行う作業のことである。

- (1) くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- (2) びょう打機を使用する作業
- (3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- (4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
- (5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
- (6) バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業。
- (7) トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業。
- (8) ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kWを超えるものに限る。）を使用する作業。
- (9) (6)、(7) 又は (8) に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業。
- (10) コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- (11) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

(区分)

第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域
第二号区域	工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制第53条第2号に掲げる地域のうち第一号地域に該当する地域以外の地域

注：第53条第2号に掲げる地域とは、対象事業計画地の位置する堺市の西区では、石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部の区域である。（対象事業計画地の位置する築港新町は規制地域として指定されていない。）

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

表4-1.42 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：1. a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域とする。

(1) a 区域：第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

(2) b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、用途地域の指定のない地域

(3) c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう）に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年、総理府令第 15 号）

「自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域」（平成 12 年、堺市告示第 34 号）



## ウ 振動に係る規制基準等

「振動規制法」(昭和51年、法律第64号)及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)に基づき工場振動、建設作業振動、道路交通振動の規制が行われている。

対象事業計画地は工業専用地域であるため、工場振動、建設作業振動に係る同法の規制は適用されない。また、計画地の位置する築港新町は同条例の規制地域として指定されていない。条例の規制基準は表4-1.43、44に示すとおりである。

道路交通振動については、「振動規制法」により工業専用地域以外の場所に対して要請限度が定められており、その内容は表4-1.45に示すとおりである。

表4-1.43 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく  
工場又は事業場において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域 (I)		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域 (II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

注：測定場所は原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

(区域の区分)

地域の類型	該当地域
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域(II)に該当する地域以外の地域
第二種区域 (I)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域(II)に該当する地域以外の地域
第二種区域 (II)	工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制第53条第2号に掲げる地域

注：第53条第2号に掲げる地域とは、対象事業計画地の位置する堺市の西区では、石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部の区域である。(対象事業計画地の位置する築港新町は規制地域として指定されていない。) 出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年、大阪府規則第81号)

表4-1.44 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく  
特定建設作業に係る振動の規制基準

区分	第一号区域	第二号区域
敷地境界線における振動の大きさ	75 デシベル以下	
作業ができる時間	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日における延作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における作業時間	連続6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

注：特定建設作業とは次の各項に挙げた機器等を用いて行う作業のことである。

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい打機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- (4) ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- (5) ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る）を使用する作業

(区分)

第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域
第二号区域	工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規制第53条第2号に掲げる地域のうち第1号区域に該当する地域以外の地域

注：第53条第2号に掲げる地域とは、対象事業計画地の位置する堺市の西区では、石津西町及び築港浜寺町の工業専用地域の一部の区域である。（対象事業計画地の位置する築港新町は規制地域として指定されていない。）

出典：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

表4-1.45 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(区域の区分)

地域の類型	該当地域
第一種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
第二種区域	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）

「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域及び時間の区分」（平成8年、堺市告示第22号）

## エ 悪臭に係る規制基準等

「悪臭防止法」(昭和46年、法律第91号)に基づき、工場その他の事業場から排出される悪臭物質濃度について、敷地境界、排出口、排出水の規制が行われている。対象事業計画地のある堺市は、全域が規制地域に定められている。「悪臭防止法」に基づく規制基準は表4-1.46(1)～(3)に示すとおりである。

表4-1.46(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準

敷地境界線での規制基準(第1号規制)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)	特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1	イソバレラルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレラルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」(平成8年、堺市告示第27号)

表4-1.46(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準

気体排出口における規制基準（第2号規制）

特定 悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>q : 流量 (m<sup>3</sup>/h)                  He : 補正された排出口の高さ (m)                  Cm : 敷地境界の基準値 (ppm)</p> <p>ただし、補正された排出口の高さが5m未満となる場合については、この式は適用されない。</p> $He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)$ $Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$ <p>H<sub>0</sub> : 排出口の実高さ (m)                  Q : 15°Cにおける排出ガス流量 (m<sup>3</sup>/s)                  V : 排出ガスの排出速度 (m/s)                  T : 排出ガスの温度 (K)</p>

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成8年、堺市告示第27号）

表4-1.46(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準

排水水における規制基準（第3号規制）

特定悪臭物質	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル				
CLm = k × Cm					
CLm : 排水水中の濃度 (mg/L)					
k : 特定悪臭物質及び排水水量ごとに定められた以下の値 (mg/L)					
Cm : 敷地境界の基準値 <sup>注)</sup> (ppm)					
(単位: mg/L)					
悪臭物質	排水量 (Q)	K 値	悪臭物質	排水量 (Q)	K 値
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	16	硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	3.4		0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.71		0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	1.4
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	5.6	二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /s 以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	1.2		0.001m <sup>3</sup> /s を超え、0.1m <sup>3</sup> /s 以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	0.26		0.1m <sup>3</sup> /s を超える場合	2.9
備考: Q; 排水水量 (m <sup>3</sup> /s)					

注: 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値。

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成8年、堺市告示第27号）

## オ 水質汚濁に係る規制基準等

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年、法律第 138 号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和 46 年、総理府令第 35 号）において、特定事業場について排水基準が定められている。

大阪府では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 49 年、大阪府条例第 8 号）により、「水質汚濁防止法」の上乗せ排水基準を定めるとともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年、大阪府条例第 6 号）で項目を追加して排水基準を定めている。

また、大阪府では「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年、法律第 110 号）に基づき、「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱」（大阪府、平成 8 年）を制定し、水質管理値を定めている。

1 日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場については、「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」（平成 19 年、大阪府告示第 1153 号）により総量規制基準が定められており、新設及び増設については平成 19 年 9 月 1 日から、既設については平成 21 年 4 月 1 日から適用されることになっている。

さらに、「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、1 日当たりの最大排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定施設の設置及び構造等の変更を行う場合には、許可の申請が義務付けられている。

対象事業及び製油所の既存施設に適用される水質汚濁に係る規制基準等は表 4-1. 47(1)～(3)に示すとおりである。

表4-1. 47(1) 水質汚濁に係る規制基準等（有害物質）

項目	許容限度	
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L (カドミウムとして)	—
シアン化合物	1 mg/L(シアンとして)	—
有機リン化合物 (パチオン、メチルパチオン、メチルモン及びEPNに限る)	1 mg/L	—
鉛及びその化合物	0.1 mg/L(鉛として)	—
六価クロム化合物	0.5 mg/L (六価クロムとして)	—
砒素及びその化合物	0.1 mg/L(砒素として)	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L(水銀として)	—
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	—
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	—
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	—
ジクロロメタン	0.2 mg/L	—
四塩化炭素	0.02 mg/L	—
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	—
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	—
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	—
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	—
チウラム	0.06 mg/L	—
シマジン	0.03 mg/L	—
チオベンカルブ	0.2 mg/L	—
ベンゼン	0.1 mg/L	—
セレン及びその化合物	0.1 mg/L(セレンとして)	—
ほう素及びその化合物	230 mg/L(ほう素として)	10 mg/L(ほう素として)
ふっ素及びその化合物	15 mg/L(ふっ素として)	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	—

注：1. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の許容限度については、1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

2. 「—」は、項目として設定がないものを示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年、総理府令第35号）

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年、大阪府条例第8号）

表4-1.47(2) 水質汚濁に係る規制基準等（生活環境項目）

項 目	許容限度			
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	大阪府生活環境の保全等に関する条例	窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱
水素イオン濃度	5.0～9.0（海域）	5.8～8.6	—	—
化学的酸素要求量 [COD]	160（120） mg/L	15（10） mg/L	—	—
生物化学的酸素要求量 [BOD]	—	15（10） mg/L	—	—
浮遊物質[SS]	200（150） mg/L	40（30） mg/L	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉍油類含有量）	5 mg/L	2 mg/L	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30 mg/L	10 mg/L	—	—
フェノール類含有量	5 mg/L	2 mg/L	—	—
銅含有量	3 mg/L	3 mg/L	—	—
亜鉛含有量	2 mg/L	5 mg/L	—	—
溶解性鉄含有量	10 mg/L	10 mg/L	—	—
溶解性マンガン含有量	10 mg/L	10 mg/L	—	—
クロム含有量	2 mg/L	2 mg/L	—	—
大腸菌群数	(3,000) 個/cm <sup>3</sup>	(3,000) 個/cm <sup>3</sup>	—	—
窒素含有量	120（60） mg/L	—	—	(35) mg/L
磷含有量	16（8） mg/L	—	—	(1.5) mg/L
色又は臭気	—	—	放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びていないこと	—

注：1.（ ）内は日間平均値、「—」は項目として設定がないことを示す。

2.「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」に基づく亜鉛含有量の許容限度「5mg/L」については、現在条例改正が検討されており、それまでの間は水質汚濁防止法に基づく「2mg/L」が適用される。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年、総理府令第35号）

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年、大阪府条例第8号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導要綱」（大阪府、平成8年）

表4-1.47(3) 水質汚濁に係る規制基準等（総量規制基準）

(化学的酸素要求量)

指定地域内事業場の区分	排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
昭和55年7月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で同日以後申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場(次項から20の項までに掲げるものを除く。)	$L_c = (C_{c_j} \cdot Q_{c_j} + C_{c_i} \cdot Q_{c_i} + C_{c_o} \cdot Q_{c_o}) \times 10^{-3}$
<p><math>L_c</math> : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)</p> <p><math>C_c, C_{c_i}, C_{c_j}</math> : 業種及びその他の区分によって大阪府知事が定める化学的酸素要求量 (mg/L)</p> <p><math>C_{c_o}</math> : <math>C_c</math>と同じ値 (mg/L)</p> <p><math>Q_{c_j}</math> : 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m<sup>3</sup>/日)</p> <p><math>Q_{c_i}</math> : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量 (<math>Q_{c_j}</math>を除く。)) (m<sup>3</sup>/日)</p> <p><math>Q_{c_o}</math> : 特定排出水の量 (<math>Q_{c_j}</math>及び<math>Q_{c_i}</math>を除く) (m<sup>3</sup>/日)</p>	

(窒素含有量)

指定地域内事業場の区分	排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
平成14年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で同日以後申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。以下同じ。)及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{n_i} \cdot Q_{n_i} + C_{n_o} \cdot Q_{n_o}) \times 10^{-3}$
<p><math>L_n</math> : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)</p> <p><math>C_n, C_{n_i}</math> : 業種及びその他の区分によって大阪府知事が定める窒素含有量 (mg/L)</p> <p><math>C_{n_o}</math> : <math>C_n</math>と同じ値 (mg/L)</p> <p><math>Q_{n_i}</math> : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m<sup>3</sup>/日)</p> <p><math>Q_{n_o}</math> : 特定排出水の量 (<math>Q_{n_i}</math>を除く) (m<sup>3</sup>/日)</p>	

(燐含有量)

指定地域内事業場の区分	排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)
平成14年10月1日以後申請又は届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場及び同日以後特別措置法第5条第1項の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{p_i} \cdot Q_{p_i} + C_{p_o} \cdot Q_{p_o}) \times 10^{-3}$
<p><math>L_p</math> : 排出が許容される汚濁負荷量 (kg/日)</p> <p><math>C_p, C_{p_i}</math> : 業種及びその他の区分によって大阪府知事が定める燐含有量 (mg/L)</p> <p><math>C_{p_o}</math> : <math>C_p</math>と同じ値 (mg/L)</p> <p><math>Q_{p_i}</math> : 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) (m<sup>3</sup>/日)</p> <p><math>Q_{p_o}</math> : 特定排出水の量 (<math>Q_{p_i}</math>を除く。)) (m<sup>3</sup>/日)</p>	

注：1. 「指定地域内事業場」は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場を指す。

2. 「特別措置法」及び「防止法」は、それぞれ「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「水質汚濁防止法」を指す。  
 出典：「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量等に係る総量規制基準」（平成19年、大阪府告示第1153号）



## カ 水底土砂に係る規制基準等

浚渫等によって埋立場所へ排出する場合、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年、総理府令第6号）により、判定基準が定められている。水底の土砂に係る判定基準は表4-1.48に示すとおりである。

表4-1.48 水底の土砂に係る判定基準

項目	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき 水銀 0.005 mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につき カドミウム 0.1 mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき 鉛 0.1 mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき 有機りん化合物 1 mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき 六価クロム 0.5 mg 以下
砒素又はその化合物	検液 1L につき 砒素 0.1 mg 以下
シアン化合物	検液 1L につき シアン 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき ポリ塩化ビフェニル 0.003 mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき 銅 3 mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき 亜鉛 2 mg 以下
ふっ化物	検液 1L につき ふっ素 15 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき トリクロロエチレン 0.3 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき テトラクロロエチレン 0.1 mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につき ベリリウム 2.5 mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につき クロム 2 mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につき ニッケル 1.2 mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につき バナジウム 1.5 mg 以下
有機塩素化合物	試料 1kg につき 塩素 40 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につき ジクロロメタン 0.2 mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 四塩化炭素 0.02 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1,2-ジクロロエタン 0.04 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1,1-ジクロロエチレン 0.2 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,1-トリクロロエタン 3 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1,1,2-トリクロロエタン 0.06 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 1,3-ジクロロプロペン 0.02 mg 以下
チウラム	検液 1L につき チウラム 0.06 mg 以下
シマジン	検液 1L につき シマジン 0.03 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき チオベンカルブ 0.2 mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき ベンゼン 0.1 mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につき セレン 0.1 mg 以下
ダイオキシン類	検液 1L につき ダイオキシン類 10pg-TEQ 以下

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年、総理府令第6号）

## キ 土壌汚染に係る規制基準等

「土壌汚染対策法」(平成14年、法律第53号)においては、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図ることを目的としており、①特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された土地である場合、②土壌汚染による健康被害が生じるおそれがある土地であると認められる場合、一定の期間をとらえ土壌汚染の調査を行うこととしている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)においては、土地の所有者、管理者又は占有者(以下、「所有者等」という。)は、当該土地の造成や土地の形質変更をしようとする場合、又は当該土地において過去に管理有害物質(土壌汚染対策法で定められている特定有害物質及びダイオキシン類)が使用された事実がある場合には、土壌汚染状況の把握に努めるとともに、土壌汚染による人の健康の被害が生じないように努めることが定められている。

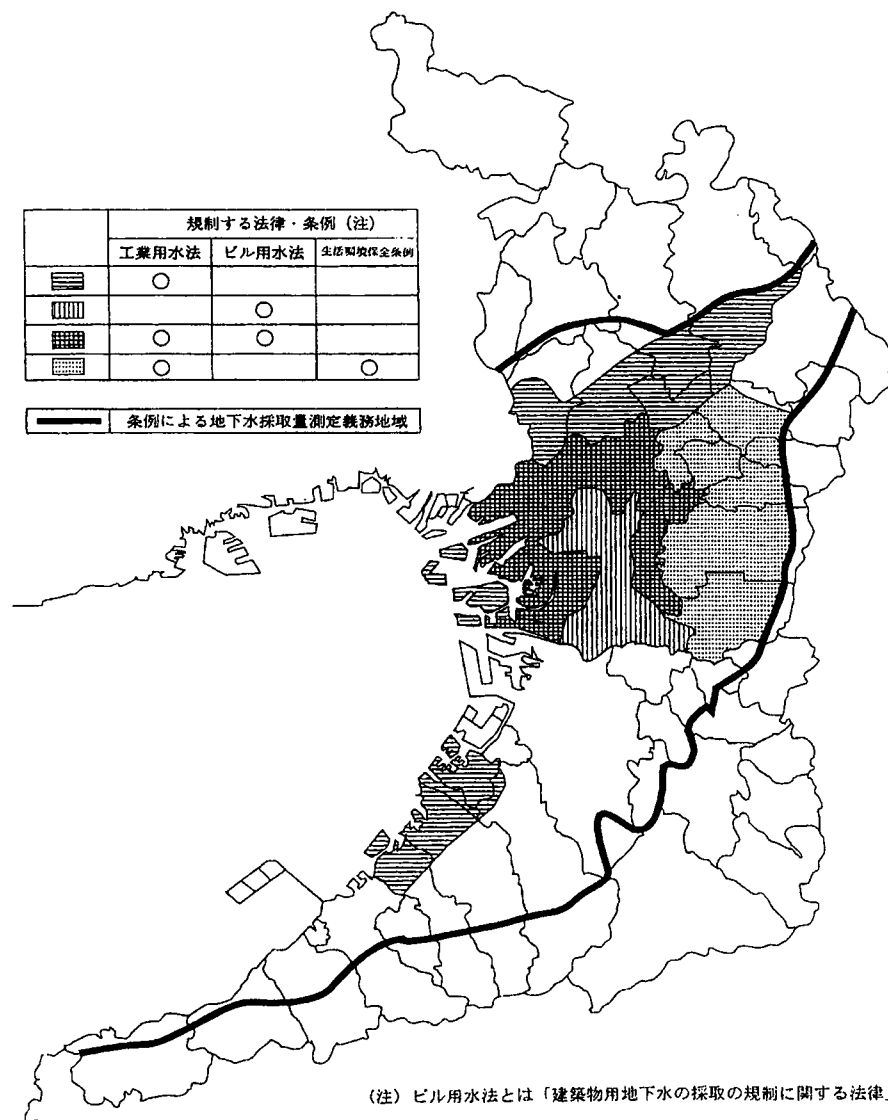
なお、対象事業計画地は土壌汚染対策法、及び府条例に基づく調査が義務付けられているものではない。

## ク 地盤沈下に係る規制基準等

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年、大阪府条例第6号)では、井戸(揚水施設)の揚水機の吐出口の断面積が6cm<sup>2</sup>を超える動力付のものを対象として地下水の採取を規制しており、「工業用水法」(昭和31年、法律第146号)では、工業用水として地下水の採取を、「建築物用地下水の採取に関する法律」(昭和37年、法律第100号)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建設物用の地下水の採取を規制している。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、水道事業用(給水人口5,000人以上のもの)の地下水の採取を規制している。

規制地域は図4-1.9に示すとおりであり、対象事業計画地のある堺市はこれらの法令による規制の対象地域となっていない。

(平成15年3月31日現在)



出典：「平成15年版 大阪府環境白書」(大阪府、平成15年)

図4-1.9 「工業用水法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく工業用地下水採取の規制地域

## ケ 地球温暖化等の防止に係る規制基準等

大阪府では、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関して「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（平成 17 年、大阪府条例第 100 号）を定めている。その中で、事業者に対しては事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する規定を、建築主に対しては建築物の環境配慮に関する規定を、それぞれ定めている。規定の概要は表 4-1. 49(1)、(2)に示すとおりである。

表4-1. 49(1) 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する規定

項目	内容
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制義務	全ての事業者は、知事の定める温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱を抑制するための措置を講じるよう努める。
対策計画書の作成	特定事業者 <sup>注</sup> は、事業の概要、事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策及び目標等を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出る。
実績報告書の作成	特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出量、削減対策の実施状況等を記載した実績報告書を作成し、知事に届け出る。

注：特定事業者とは、以下の事項に該当する事業者である。

- ・府内において燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500kL/年以上の事業所を持つ事業者
- ・府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）を100台以上使用する事業者（一般事業者（製造業、卸売・小売業など）・トラック事業者・バス事業者は100台以上、タクシー事業者は250台以上）
- ・24時間営業を常態としており、かつ、府内の事業所の合計エネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500kL /年以上の事業者

表4-1. 49(2) 建築物の環境配慮に関する規定

項目	内容
建築主の環境配慮義務	全ての建築主は、知事の定める建築物環境配慮指針に基づき、建築物の環境配慮の措置を講じるよう努める。
建築物環境配慮計画書の作成	特定建築主 <sup>注</sup> は、特定建築物の概要、建築物の環境配慮のために講じた措置及びその評価結果等を記載した建築物環境配慮計画書を作成し、知事に届け出る。
工事完了の届出	特定建築主は、工事完了を知事に届け出る。

注：特定建築主とは、一定規模（延床面積 5,000m<sup>2</sup>）を超える建築物を新增改築する建築主。

出典：「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（平成 17 年、大阪府条例第 100 号）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則」（平成 18 年、大阪府規則第 84 号）

## コ アスベストに係る規制基準等

「大気汚染防止法」（昭和 43 年、法律第 97 号）では、特定粉じんとしてアスベストの大気中への排出を規制している。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年、大阪府条例第 6 号）では、アスベストの飛散防止を目的として、全ての解体、改造及び補修の作業を伴う工事を対象に、アスベストを含有する建築材料の使用の有無等を確認することが義務付けられており、その種類や規模に応じて、作業の届出、作業実施基準及び敷地境界基準（10 本/L 以下）が定められている。

## サ 資材の分別、再資源化等に係る法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年、法律第 137 号）では、廃棄物の減量及び適正な処理等が義務付けられている。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年、法律第104号）では、一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事の実施について、特定建設資材の分別及び再資源化等が義務付けられている。

### ③ 環境基本計画等

#### ア 大阪 21 世紀の環境総合計画

大阪府では、「大阪府環境基本条例」（平成 6 年、大阪府条例第 5 号）第 9 条の規定に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「大阪 21 世紀の環境総合計画」（大阪府、平成 14 年）を策定している。この計画は、「豊かな環境都市・大阪」の構築を図ることを目標とし、概ね 2025 年における大阪の望ましい 3 つの環境像及びその実現のための 4 つの基本方向等を掲げた長期ビジョンの部分と 2010 年度までの短・中期の具体的な目標や取り組みを掲げた基本計画の部分で構成されている。本計画の概要は、表 4-1.50 に示すとおりである。

表4-1.50 大阪21世紀の環境総合計画の概要

長期ビジョン		
目標：「豊かな環境都市・大阪」の構築		
(i) 環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪 (ii) ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪 (iii) 環境を大切にする文化が誇れる大阪		
長期的な目標（4つの基本方向）		
基本方向	取り組み目標	
「循環」	目標	持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量化・リサイクルの推進</li> <li>・水循環の再生</li> <li>・環境に配慮したエネルギー利用の促進</li> <li>・地球環境保全に資する取り組み</li> <li>・ヒートアイランド対策</li> </ul>
「健康」	目標	環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車公害の防止</li> <li>・廃棄物の適正処理</li> <li>・騒音・振動の防止</li> <li>・地盤環境の保全</li> <li>・水環境の保全</li> <li>・大気環境の保全</li> <li>・有害化学物質による環境リスクの低減・管理</li> <li>・環境保健対策及び公害紛争処理</li> </ul>
「共生・魅力」	目標	豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保</li> <li>・自然環境の保全・回復・創出</li> <li>・自然とのふれあいの場の活用</li> <li>・潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用</li> <li>・美しい景観の形成</li> <li>・歴史的文化的環境の形成</li> </ul>
「参加」	目標	すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現
	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップによる環境保全活動の促進</li> <li>・環境教育・環境学習の推進</li> <li>・総合的な環境情報システムの整備・環境情報の提供</li> <li>・環境監視及び調査研究</li> <li>・事業活動における環境への配慮</li> <li>・経済的手法等による環境負荷への低減</li> <li>・国際協力の推進</li> </ul>

出典：「大阪 21 世紀の環境総合計画」（大阪府、平成 14 年）

## イ 堺市環境基本計画

堺市では、「堺市環境基本条例」（平成9年、堺市条例第13号）第8条の規定に基づき、「堺市環境基本計画」（堺市、平成11年）を策定している。本計画は、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めるため、“人と自然が共存し、環境にやさしい循環型都市・堺”をテーマとしている。

本計画の概要は、表4-1.51に示すとおりである。

表4-1.51 堺市環境基本計画の概要

項目		内容
第1章	計画の基本方針	①「健康都市・堺」をめざした良好な環境の確保と将来世代への継承 ②環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な循環型の都市の構築 ③地域から取り組む地球環境保全 ④人と自然が共生するアメニティ豊かな都市の創造 ⑤環境を基調とした総合調整による良好な都市環境の確保 ⑥市民・事業者・市の参加と協働による環境保全活動の推進
第2章	環境の現状と課題	本市の環境の現状と課題について、下記に示す4つの分野について概説し、平成9年8月に実施した市民・事業者の環境意識調査結果をまとめた。 ①生活環境 ②自然環境 ③都市環境 ④地球環境
第3章	望ましい環境像と環境目標	計画のテーマのに基づき、下記に示す5つの分野について、それぞれ望ましい環境像を設定した。 ①「生活環境」：健康で安心して暮らせるまち ②「自然環境」：自然とのふれあいを大切にするまち ③「都市環境」：うるおいとやすらぎのある快適なまち ④「地球環境」：循環を基調とした地球環境にやさしいまち ⑤「参加と協働」：環境づくりに参加・協働するまち
第4章	目標達成のための施策	施策展開の視点として、「堺らしさの発揮」「施策間の有機的な連携」「将来動向の把握」「広域的な取り組み」「多様な手法の採用」の5点を示し、環境要素ごとに施策を体系化し、それぞれについて施策の基本方針を定めた。
第5章	環境配慮指針	市民・事業者・市の各主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動を実現するための配慮事項、並びに、交通系事業や河川・水路等の各事業における、事業実施に際する環境保全上の配慮事項を挙げた。
第6章	地域別の環境づくりの方向	6支所別に環境の現況と課題を概説し、環境の特徴や抱える課題、市民の環境に対する満足度等から、市域を北西部、中央部、南部の3区域に区分し、環境づくりの方向を示した。
第7章	計画推進	「堺市環境行政推進庁内会議」を活用して、計画の進行管理を行い、また、市民や事業者が環境保全活動に参加・協働できるネットワークづくりに努めることとしている。このほか、主要分野の実施計画・指針の策定、環境教育・学習の推進、環境情報の整備・提供、環境影響評価の実施、財政上の措置などについて記述した。

出典：「堺市環境基本計画」（堺市、平成11年）

## ウ その他の環境保全計画

### (7) 大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和 47 年以降平成 9 年度までに、計 6 次にわたり「大阪地域公害防止計画」の策定が行われ、各種施策の推進に努めてきた。この期間、硫黄酸化物による大気汚染対策等に見られるように、公害対策は大きな成果を上げてきたものの、依然として大気質、水質、環境騒音等の都市生活型公害を中心に重点的な取り組みを要する課題が存続している。

「第 7 次大阪地域公害防止計画」（平成 14 年）では、旧計画の成果、問題点等についての評価分析を行った上で、各種の公害防止施策を総合的かつ計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努め、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全することを目標としている。

### (4) 大阪府地球温暖化対策地域推進計画

大阪府では平成 7 年 3 月に「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、国の「地球温暖化防止行動計画」（平成 2 年 10 月、地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）における二酸化炭素排出量の安定化目標に向けて排出抑制を図ることを目標として、府域における地球温暖化対策の取り組みを行ってきた。その後、平成 9 年の「京都議定書」の締結及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年、法律第 117 号）の制定を踏まえ、平成 12 年 3 月に本計画の改正が行われたが、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出量は増加している。このような状況のもと、今後確実に温室効果ガスの排出削減を図るためには、京都議定書目標達成計画に示された諸対策を勘案の上、これまでに進めてきた施策を見直し、削減につながる施策を着実に進めていく必要があることから、平成 17 年 9 月に再び改正が行われた。

なお、大阪府では、温室効果ガス総排出量の削減目標を次のとおり定めている。

目標年度（2010 年度）における温室効果ガス総排出量を基準年度（二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については 1990 年度、代替フロン等については 1995 年度）から 9% 削減する。

### (6) 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

大阪府では、平成 5 年 11 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」を策定している。この計画では、自動車窒素酸化物の総量を削減し平成 12 年度末までに二酸化窒素の環境基準を概ね達成することを目標としていたが、平成 12 年度の環境基準の達成率は 79% に留まっていた。そこで、平成 17 年度までに前計画の目標である二酸化窒素に係る環境基準の概ね達成（90% 以上）を、平成 22 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成を実現すべく、平成 15 年 7 月に「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が策定されている。



#### **(イ) 第6次水質総量規制に係る総量削減計画**

大阪府では、昭和54年以降5次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びリンを新たな対象項目に加え「水質総量規制」が実施されてきた。平成19年6月には第6次水質総量規制が策定されている。この計画では、平成21年度における大阪府の発生源別の削減目標量（削減後の汚濁負荷量）を定めており、平成16年度に対してCODについては8.4%、窒素含有量については5.6%、リン含有量については10.4%削減することとされている。

#### **(オ) 自然環境の保全と回復に関する基本方針**

大阪府では「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年、大阪府）に基づき、「自然環境の保全と回復に関する基本方針」（昭和49年、大阪府）が策定されている。この基本方針では、自然環境の保全と回復に関する基本構想、大阪府自然環境保全地域及び大阪府緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保全に関する施策に関する基本的事項等が定められている。

④ 自然環境保全上の規制地域等

対象事業計画地周辺における自然環境保全上の規制対象の状況は、表 4-1. 52 に示すとおりである。

表4-1. 52 自然関係法令による地域指定等の状況

対 象		堺市の 指定等の有無	関係法令等
自然公園・緑地	国立公園	×	自然公園法
	国定公園	×	
	府立自然公園	×	大阪府立自然公園条例
	近郊緑地保全区域	×	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
	自然環境保全地域	×	大阪府自然環境保全条例
	緑地環境保全地域	×	大阪府自然環境保全条例
	特別緑地保全地区	×	都市緑地法
動植物保護	生息地等保護区	×	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律
	鳥獣保護区	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	重要な湿地	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
	保護水面	×	水産資源保護法

注：「×」は自然関係法令による地域指定等がないことを示す。

## ⑤ その他の関係法令

### ア 大阪府景観条例

大阪府では「大阪府環境基本条例」（平成6年、大阪府条例第5号）の理念に則り、「大阪府景観条例」（平成10年、大阪府条例第44号）を制定している。この条例は、景観形成に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的としている。

### イ 堺市景観条例

堺市では、より美しく個性的で魅力あふれる街として、まもり、そだて、つくることに関し、必要な事項を定めることにより、調和と風格のある堺らしい景観の実現に資することを目的に、「堺市景観条例」（平成5年、堺市条例第7号）を制定している。また、本条例に基づき「堺市景観基本計画」（堺市、平成5年）が策定されており、「生活環境の“ゆたかさ”をつくる」「“堺文化”をしるす」「活力ある“新しい顔”をつくる」の3点を景観づくりの理念としている。この計画の実現に向けて、一定規模を超える建築物等の新築等の届出や、景観形成指定建築物等の指定等、条例の活用による景観形成が行われている。

## 4-2 生活環境の状況

### (1) 大気環境の状況

#### ① 大気質の状況

大気質の状況については、対象事業計画地周辺の一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の測定結果を整理した。

対象事業計画地から半径約 20km の範囲の大阪府域には、一般局が 42 局、自排局が 26 局あり、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素の連続測定が行われている。

大気質測定局の測定項目等の概要は、表 4-2.1(1)、(2)に、大気質測定局の位置は図 4-2.1 に示すとおりである。

また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類は、一般局等を活用し、適宜地点を定めて定期的な測定が行われている。

表4-2.1(1) 対象事業計画地周辺における大気質に係る調査の概要（一般局）

市町名	図中番号	測定局	所在地	用途地域	測定項目					
					二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素
堺市	1	少林寺	堺市堺区少林寺町東 4-1-1	住	○	○	-	○	○	○
	2	浜寺	堺市西区浜寺船尾町西 5-60	住	○	○	-	○	○	○
	3	金岡	堺市北区金岡町 1254	住	○	○	-	○	○	○
	4	三宝	堺市堺区三宝町 5-286	住	○	○	-	○	○	○
	5	若松台	堺市南区若松台 3-34-1	住	○	○	-	○	○	-
	6	石津	堺市西区浜寺石津町中 2-3-28	住	○	○	-	○	○	-
	7	登美丘	堺市東区大美野 135	住	-	○	-	○	○	-
	8	桃山台	堺市南区桃山台 2-6-1	住	-	○	-	○	○	-
	9	深井	堺市中区深井水池町 3214	住	-	○	-	○	○	-
大阪市	10	府環境情報センター	大阪市東成区中道 1-3-62	準工	○	○	○	○	○	○
	11	旧済美小学校	大阪市北区中崎町 1-6-18	商	○	○	-	○	-	-
	12	此花区役所	大阪市此花区春日出北 1-8-4	住	○	○	-	○	○	○
	13	平尾小学校	大阪市大正区平尾 2-21-28	住	○	○	-	○	-	-
	14	淀中学校	大阪市西淀川区大和田 6-13-6	住	○	○	-	○	○	-
	15	淀川区役所	大阪市淀川区十三東 1-18-21	商	○	○	-	○	○	○
	16	勝山中学校	大阪市生野区勝山北 3-13-44	住	○	○	-	○	○	-
	17	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多 2-4-35	住	○	○	-	○	○	-
	18	清江小学校	大阪市住之江区御崎 5-7-17	住	○	○	-	○	○	-
	19	摂陽中学校	大阪市平野区平野西 3-4-7	住	○	○	-	○	○	○
	20	今宮中学校	大阪市西成区花園北 1-8-32	商	○	○	-	○	○	-
	21	堀江小学校	大阪市西区北堀江 3-2-16	商	○	○	-	○	○	-
	22	難波中学校	大阪市浪速区塩草 1-1-59	住	-	-	-	-	○	-
	23	南港中央公園	大阪市住之江区南港東 8	準工	○	○	-	○	○	-
24	大宮中学校	大阪市旭区中宮 4-7-11	住	○	○	-	○	○	-	
高石市	25	高石中学校	高石市東羽衣 6-6-45	住	○	○	-	○	○	-
	26	高石市公害監視センター	高石市高師浜 4-1-26	商	○	○	○	○	○	○
松原市	27	大塚給食センター	松原市大塚 3-1-44	準工	○	○	-	○	○	-
	28	大塚高校	松原市西大塚 2-1005	住	-	○	-	○	○	-
藤井寺市	29	藤井寺市役所	藤井寺市岡 1-1-1	住	-	○	-	○	○	-
	30	道明寺東小学校	藤井寺市国府 2-5-21	住	-	-	-	-	○	-
泉大津市	31	泉大津市役所（府）	泉大津市東雲町 9-12	準工	-	○	-	○	○	-
豊中市	32	千成	豊中市千成町 2-2-65	準工	○	○	-	○	○	-
八尾市	33	八尾保健所	八尾市清水町 1-2-5	住	○	○	-	○	○	-
	34	水越	八尾市水越 3-70	他	○	○	-	○	-	-
東大阪市	35	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町 2-8-27	商	○	○	-	○	○	○
柏原市	36	柏原市役所	柏原市安堂町 1-55	住	○	○	-	○	○	-
	37	府立修徳学院	柏原市大字高井田 809-1	未	-	○	-	○	○	-
貝塚市	38	貝塚市消防署	貝塚市鳥羽 122-1	住	○	○	-	○	○	○
富田林市	39	富田林市役所	富田林市常磐町 1-1	商	○	○	-	○	○	○
和泉市	40	緑ヶ丘小学校	和泉市緑ヶ丘 3-4-1	住	-	○	-	○	○	-
岸和田市	41	岸和田中央公園	岸和田市西之内町 279-2	住	○	○	-	○	○	-
河内長野市	42	三日市公民館	河内長野市三日市町 288	住	-	○	-	○	○	-
測定局数					31	40	2	40	39	12

注：「○」は測定を実施している項目、「-」は測定を実施していない項目を示す。

住；住居専用地域、住居地域及び準住居地域

商；近隣商業地域及び商業地域

準工；準工業地域

出典：「平成 18 年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成 18 年）

表4-2.1(2) 対象事業計画地周辺における大気質に係る調査の概要（自排局）

市町名	図中番号	測定局	所在地	用途地域	測定項目					
					二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	非メタン炭化水素
堺市	43	堺市役所	堺市堺区南瓦町 3-1	商	-	○	-	○	-	-
	44	第二阪和	堺市堺区新在家町東 4	住	-	○	-	○	-	-
	45	堺中環	堺市北区黒土町 2262-4	住	-	○	○	○	-	-
	46	湾岸	堺市西区石津西町 24-4	住	-	○	-	○	-	-
	47	常磐浜寺	堺市北区新金岡町 4-1-9	住	-	○	-	○	-	-
	48	阪和深井畑山	堺市中区深井東町 2661-3	他	-	○	-	○	-	○
	49	阪和泉北	堺市南区小代 153-5	他	-	○	-	○	-	-
	50	美原丹上	堺市美原区丹上 329-1	準工	-	○	○	○	-	-
大阪市	51	梅田新道	大阪市北区西天満 2-7-9	商	-	○	○	○	-	-
	52	出来島小学校	大阪市西淀川区出来島 2-2-24	住	○	○	○	○	-	○
	53	北粉浜小学校	大阪市住之江区粉浜 1-5-48	商	-	○	○	○	-	○
	54	杭全町交差点	大阪市東住吉区杭全町 265	住	-	○	-	○	-	-
	55	海老江西小学校	大阪市福島区海老江 8-1-10	商	○	○	-	○	-	-
	56	今里交差点	大阪市東成区大今里西 3-3-11	商	-	○	○	○	-	-
	57	住之江交差点	大阪市住之江区南加賀屋 1-1	商	-	○	-	-	-	-
	58	我孫子中学校	大阪市住吉区我孫子東 1-4-32	商	-	○	-	○	-	-
	59	新森小路小学校	大阪市旭区新森 6-3-13	住	-	○	○	○	-	-
	60	茨田中学校	大阪市鶴見区諸口 3-4-44	商	-	○	-	○	-	-
高石市	61	カモドールMBS	高石市西取石 6-11-1	住	○	○	○	○	-	○
松原市	62	松原北小学校	松原市阿保 1-16-3	住	○	○	○	○	-	○
八尾市	63	太子堂	八尾市南太子堂 2-1-55	住	○	○	-	○	-	○
東大阪市	64	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田 3-3-2	商	○	○	○	○	○	○
岸和田市	65	岸和田市役所	岸和田市岸城町 7-1	商	-	○	○	-	-	○
	66	天の川下水ポンプ場	岸和田市春木大国町 8-20	住	-	○	-	○	-	○
河内長野市	67	河内長野市立保健センター分館	河内長野市西之山町 2-21	準工	-	○	-	○	-	-
柏原市	68	西名阪柏原旭ヶ丘	柏原市旭ヶ丘 4-4986-545	住	-	○	○	○	-	-
測定局数					6	26	12	24	1	9

注：「○」は測定を実施している項目、「-」は測定を実施していない項目を示す。

住；住居専用地域、住居地域及び準住居地域

商；近隣商業地域及び商業地域

準工；準工業地域

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

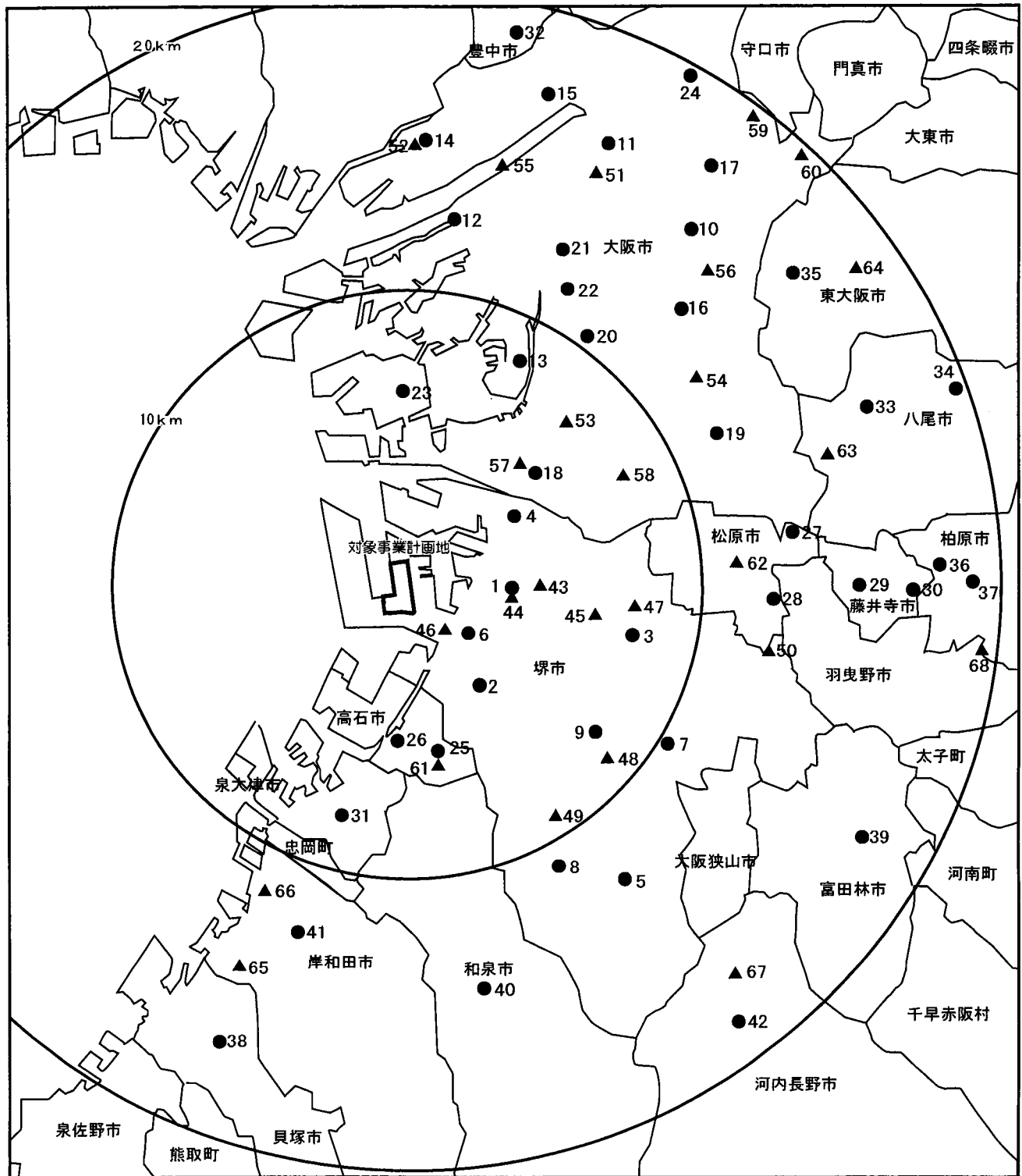


図4-2.1 大気質測定局の位置

凡例

- 対象事業計画地
- 一般局 (42局)
- 自排局 (26局)



1 : 200, 000

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

## ア 二酸化硫黄

対象事業計画地周辺における平成 17 年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 4-2.2 に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、長期的評価<sup>注1</sup>及び短期的評価<sup>注2</sup>ともに全ての一般局、自排局で達成となっている。

また、対象事業計画地を中心とする半径 10km の範囲内（以下、「10km 圏内」という。）における一般局（10 局）の年平均値の過去 5 年間（平成 13 年度～平成 17 年度）の経年変化は、図 4-2.2 に示すとおりであり、平成 14 年度以降ほぼ横ばいとなっている。

注：1. 環境基準の長期的評価；1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

2. 環境基準の短期的評価；1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

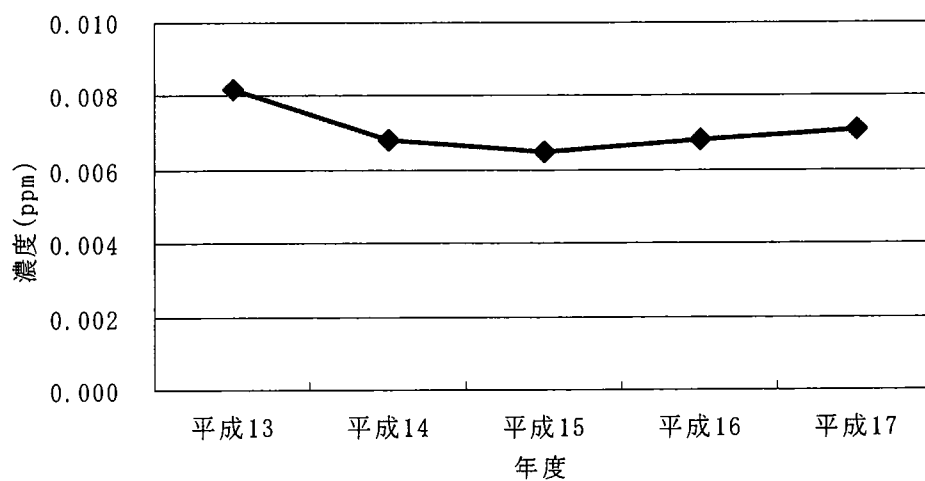


表4-2.2 二酸化硫黄の年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
			(日)	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	有：× 無：○	(日)
一般局	1	少林寺	365	0.009	0	0	0.017	○	0
	2	浜寺	365	0.007	0	0	0.013	○	0
	3	金岡	365	0.006	0	0	0.012	○	0
	4	三宝	362	0.008	0	0	0.015	○	0
	5	若松台	365	0.005	0	0	0.009	○	0
	6	石津	362	0.009	0	0	0.017	○	0
	10	府環境情報センター	364	0.005	0	0	0.010	○	0
	11	旧済美小学校	365	0.005	0	0	0.010	○	0
	12	此花区役所	364	0.006	0	0	0.013	○	0
	13	平尾小学校	365	0.006	0	0	0.013	○	0
	14	淀中学校	365	0.006	0	0	0.016	○	0
	15	淀川区役所	365	0.004	0	0	0.011	○	0
	16	勝山中学校	364	0.005	0	0	0.012	○	0
	17	聖賢小学校	362	0.005	0	0	0.011	○	0
	18	清江小学校	365	0.005	0	0	0.011	○	0
	19	摂陽中学校	359	0.005	0	0	0.013	○	0
	20	今宮中学校	365	0.006	0	0	0.014	○	0
	21	堀江小学校	365	0.005	0	0	0.011	○	0
	23	南港中央公園	365	0.007	0	0	0.014	○	0
	24	大宮中学校	365	0.005	0	0	0.010	○	0
	25	高石中学校	365	0.007	0	0	0.012	○	0
	26	高石市公害監視センター	364	0.007	0	0	0.014	○	0
	27	大堀給食センター	359	0.006	0	0	0.011	○	0
	32	千成	354	0.005	0	0	0.011	○	0
	33	八尾保健所	363	0.006	0	0	0.011	○	0
	34	水越	365	0.005	0	0	0.009	○	0
35	東大阪市西保健センター	365	0.007	0	0	0.012	○	0	
36	柏原市役所	301	0.005	0	0	0.009	○	0	
38	貝塚市消防署	364	0.005	0	0	0.009	○	0	
39	富田林市役所	362	0.004	0	0	0.007	○	0	
41	岸和田中央公園	361	0.002	0	0	0.006	○	0	
自排局	52	出来島小学校	365	0.006	0	0	0.011	○	0
	55	海老江西小学校	349	0.006	0	0	0.010	○	0
	61	カモドールMBS	365	0.006	0	0	0.011	○	0
	62	松原北小学校	365	0.006	0	0	0.011	○	0
	63	太子堂	357	0.003	0	0	0.006	○	0
64	東大阪市環境衛生検査センター	363	0.007	0	0	0.012	○	0	

注：太字で示した測定局は、10km圏内の一般局を表す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）



注：10km圏内にある一般局（10局）の「年平均値」の平均である。

図4-2.2 二酸化硫黄の年平均値の経年変化

## イ 二酸化窒素

対象事業計画地周辺における平成 17 年度の二酸化窒素の測定結果は、表 4-2.3(1)、(2)に示すとおりである。

環境基準<sup>注</sup>の達成状況は、測定が行われている全ての一般局で達成となっており、自排局については、26 局中 23 局（約 88%）の達成となっている。

また、10km 圏内における一般局（12 局）の年平均値の過去 5 年間（平成 13 年度～平成 17 年度）の経年変化は、図 4-2.3 に示すとおりであり、ほぼ横ばいとなっている。

注：環境基準の評価；1 日平均値の年間 98%値が 0.06ppm を超えないこと。

表4-2.3(1) 二酸化窒素の年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			(日)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	(日)
一般局	1	少林寺	363	0.025	32	1	0.047	0
	2	浜寺	365	0.023	21	2	0.045	0
	3	金岡	364	0.021	12	2	0.045	0
	4	三宝	365	0.028	45	2	0.050	0
	5	若松台	364	0.014	4	0	0.033	0
	6	石津	360	0.026	22	0	0.048	0
	7	登美丘	357	0.020	7	0	0.039	0
	8	桃山台	319	0.016	4	0	0.037	0
	9	深井	363	0.021	6	0	0.039	0
	10	府環境情報センター	360	0.027	43	0	0.049	0
	11	旧済美小学校	365	0.025	30	0	0.044	0
	12	此花区役所	362	0.027	44	2	0.048	0
	13	平尾小学校	363	0.027	40	2	0.051	0
	14	淀中学校	365	0.024	26	0	0.045	0
	15	淀川区役所	360	0.027	41	0	0.047	0
	16	勝山中学校	365	0.026	40	0	0.047	0
	17	聖賢小学校	365	0.024	27	0	0.044	0
	18	清江小学校	365	0.028	43	1	0.050	0
	19	摂陽中学校	365	0.025	26	2	0.045	0
	20	今宮中学校	365	0.029	62	2	0.052	0
	21	堀江小学校	362	0.029	52	0	0.054	0
	23	南港中央公園	365	0.029	60	2	0.054	0
	24	大宮中学校	364	0.025	34	0	0.046	0
	25	高石中学校	365	0.023	18	2	0.046	0
	26	高石市公害監視センター	361	0.024	25	1	0.046	0
	27	大堀給食センター	363	0.026	33	3	0.048	0
	28	大塚高校	325	0.026	26	0	0.046	0
	29	藤井寺市役所	351	0.021	5	0	0.036	0
	31	泉大津市役所（府）	363	0.023	24	0	0.049	0
	32	千成	365	0.023	24	0	0.046	0
	33	八尾保健所	365	0.023	17	1	0.045	0
	34	水越	357	0.015	3	0	0.033	0
	35	東大阪市西保健センター	364	0.024	36	0	0.047	0
	36	柏原市役所	328	0.017	1	0	0.031	0
	37	府立修徳学院	358	0.014	0	0	0.027	0
	38	貝塚市消防署	360	0.016	4	0	0.038	0
	39	富田林市役所	360	0.016	3	0	0.033	0
	40	緑ヶ丘小学校	361	0.012	4	0	0.032	0
	41	岸和田中央公園	358	0.021	17	0	0.046	0
	42	三日市公民館	363	0.012	1	0	0.027	0

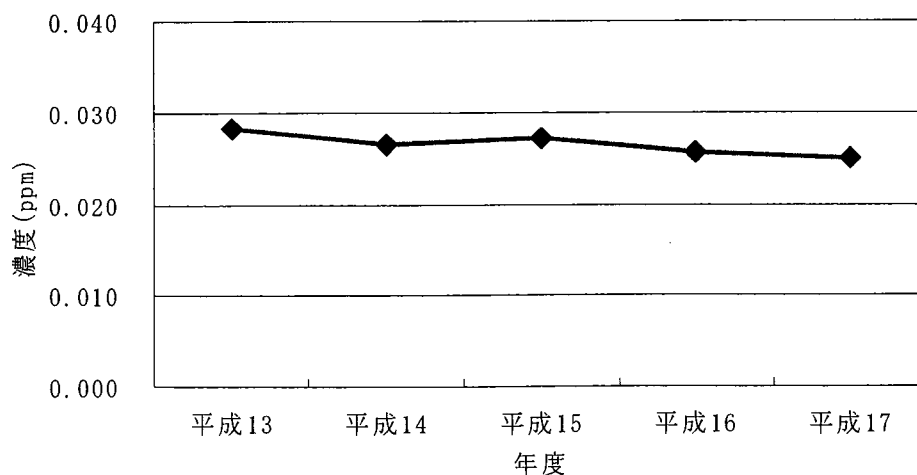
注：太字で示した測定局は、10km圏内の一般局を表す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

表4-2.3(2) 二酸化窒素の年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
			(日)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	(日)
自排局	43	堺市役所	364	0.033	100	3	0.056	0
	44	第二阪和	365	0.028	52	1	0.053	0
	45	堺中環	361	0.035	133	5	0.059	0
	46	湾岸	361	0.034	97	3	0.055	0
	47	常磐浜寺	364	0.027	36	2	0.046	0
	48	阪和深井畑山	361	0.026	31	1	0.049	0
	49	阪和泉北	365	0.022	12	1	0.042	0
	50	美原丹上	360	0.029	50	2	0.049	0
	51	梅田新道	365	0.035	107	0	0.053	0
	52	出来島小学校	350	0.036	123	6	0.059	0
	53	北粉浜小学校	363	0.031	66	1	0.054	0
	54	杭全町交差点	360	0.036	129	11	0.062	4
	55	海老江西小学校	361	0.029	56	0	0.049	0
	56	今里交差点	348	0.042	177	17	0.066	10
	57	住之江交差点	365	0.036	132	6	0.060	0
	58	我孫子中学校	348	0.029	45	0	0.050	0
	59	新森小路小学校	365	0.040	185	11	0.061	4
	60	茨田中学校	361	0.034	106	3	0.055	0
	61	カモドールMBS	362	0.028	33	1	0.049	0
	62	松原北小学校	365	0.032	75	3	0.052	0
63	太子堂	359	0.037	145	4	0.057	0	
64	東大阪市環境衛生検査センター	362	0.031	77	0	0.052	0	
65	岸和田市役所	360	0.022	8	0	0.040	0	
66	天の川下水ポンプ場	359	0.029	45	1	0.050	0	
67	河内長野市立保健センター分館	360	0.026	8	0	0.040	0	
68	西名阪柏原旭ヶ丘	284	0.028	30	0	0.045	0	

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）



注：10km圏内にある一般局（12局）の「年平均値」の平均である。

図4-2.3 二酸化窒素の年平均値の経年変化

## ウ 一酸化炭素

対象事業計画地周辺における平成 17 年度の一酸化炭素の測定結果は、表 4-2.4 に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、長期的評価<sup>注1</sup>及び短期的評価<sup>注2</sup>ともに測定が行われている全ての一般局、自排局で達成となっている。

また、10km 圏内における一般局（1 局）の年平均値の過去 5 年間（平成 13 年度～平成 17 年度）の経年変化は、図 4-2.4 に示すとおりであり、横ばいとなっている。

注：1. 環境基準の長期的評価；1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

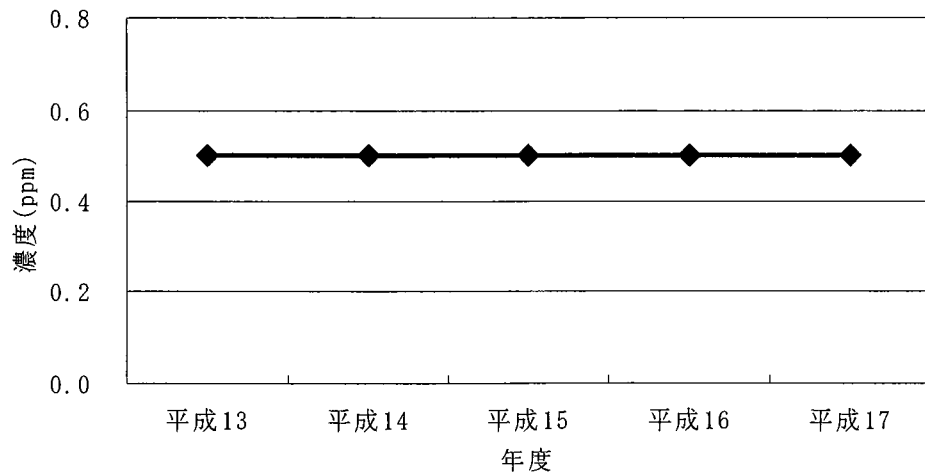
2. 環境基準の短期的評価；1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

表4-2.4 一酸化炭素の年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	有効測定日数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
			(日)	(ppm)	(回)	(日)	(ppm)	(ppm)
一般局	10	府環境情報センター	361	0.5	0	0	2.6	1.1
	26	高石市公害監視センター	365	0.5	0	0	2.3	0.8
自排局	45	堺中環	361	0.7	0	0	5.0	1.3
	50	美原丹上	354	0.6	0	0	2.8	1.0
	51	梅田新道	354	0.9	0	0	8.5	1.4
	52	出来島小学校	365	0.7	0	0	4.4	1.1
	53	北粉浜小学校	365	0.9	0	0	4.3	1.5
	56	今里交差点	365	1.1	0	0	4.5	1.8
	59	新森小路小学校	360	1.3	0	0	4.5	1.9
	61	カモドールMBS	365	0.8	0	0	3.7	1.3
	62	松原北小学校	364	0.7	0	0	3.5	1.2
	64	東大阪市環境衛生検査センター	365	0.6	0	0	3.7	1.3
	65	岸和田市役所	361	0.5	0	0	3.2	1.0
	68	西名阪柏原旭ヶ丘	357	0.6	0	0	3.4	1.0

注：太字で示した測定局は、10km圏内の一般局を表す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）



注：10km圏内にある一般局（1局：高石市公害監視センター）の年平均値である。

図4-2.4 一酸化炭素の年平均値の経年変化

## エ 浮遊粒子状物質

対象事業計画地周辺における平成17年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表4-2.5(1)、(2)に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、長期的評価<sup>注1</sup>については、一般局では40局中39局(約98%)の達成となっており、自排局では24局中23局(約96%)の達成となっている。短期的評価<sup>注2</sup>については、一般局では40局中32局(約80%)の達成となっており、自排局では24局中13局(約54%)の達成となっている。

また、10km圏内における一般局(12局)の年平均値の過去5年間(平成13年度～平成17年度)の経年変化は、図4-2.5に示すとおりであり、ほぼ横ばいとなっている。

注：1. 環境基準の長期的評価；1日平均値の年間2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。

2. 環境基準の短期的評価；1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。



表4-2.5(1) 浮遊粒子状物質の年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
			(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	有:×無:○	(日)
	1	少林寺	362	0.029	0	0	0.070	○	0
	2	浜寺	361	0.032	1	0	0.074	○	0
	3	金岡	362	0.029	0	0	0.071	○	0
	4	三宝	361	0.032	0	0	0.074	○	0
	5	若松台	360	0.028	0	0	0.069	○	0
	6	石津	358	0.031	0	0	0.079	○	0
	7	登美丘	347	0.030	0	0	0.070	○	0
	8	桃山台	365	0.029	0	0	0.069	○	0
	9	深井	362	0.030	0	0	0.067	○	0
	10	府環境情報センター	339	0.029	0	0	0.061	○	0
	11	旧済美小学校	361	0.034	0	0	0.074	○	0
	12	此花区役所	362	0.030	0	0	0.063	○	0
	13	平尾小学校	336	0.040	2	5	0.093	×	2
	14	淀中学校	360	0.029	0	0	0.067	○	0
	15	淀川区役所	363	0.028	0	0	0.063	○	0
	16	勝山中学校	362	0.034	5	2	0.077	○	0
	17	聖賢小学校	363	0.028	1	0	0.068	○	0
	18	清江小学校	363	0.035	0	0	0.079	○	0
	19	摂陽中学校	348	0.026	0	0	0.061	○	0
	20	今宮中学校	363	0.035	2	1	0.083	○	0
	21	堀江小学校	361	0.033	0	0	0.072	○	0
	23	南港中央公園	361	0.037	0	0	0.076	○	0
	24	大宮中学校	363	0.026	0	0	0.056	○	0
	25	高石中学校	362	0.028	0	0	0.063	○	0
	26	高石市公害監視センター	346	0.029	0	0	0.063	○	0
	27	大堀給食センター	357	0.031	0	0	0.068	○	0
	28	大塚高校	315	0.033	3	1	0.073	○	0
	29	藤井寺市役所	358	0.026	0	0	0.063	○	0
	31	泉大津市役所（府）	361	0.029	0	0	0.069	○	0
	32	千成	365	0.039	0	0	0.082	○	0
	33	八尾保健所	325	0.029	0	0	0.065	○	0
	34	水越	344	0.033	0	0	0.073	○	0
	35	東大阪市西保健センター	364	0.031	0	0	0.066	○	0
	36	柏原市役所	282	0.033	0	1	0.079	○	0
	37	府立修徳学院	356	0.026	0	0	0.066	○	0
	38	貝塚市消防署	353	0.029	0	0	0.063	○	0
	39	富田林市役所	355	0.030	1	0	0.070	○	0
	40	緑ヶ丘小学校	339	0.026	0	0	0.062	○	0
	41	岸和田中央公園	356	0.031	0	0	0.067	○	0
	42	三日市公民館	362	0.023	0	0	0.062	○	0

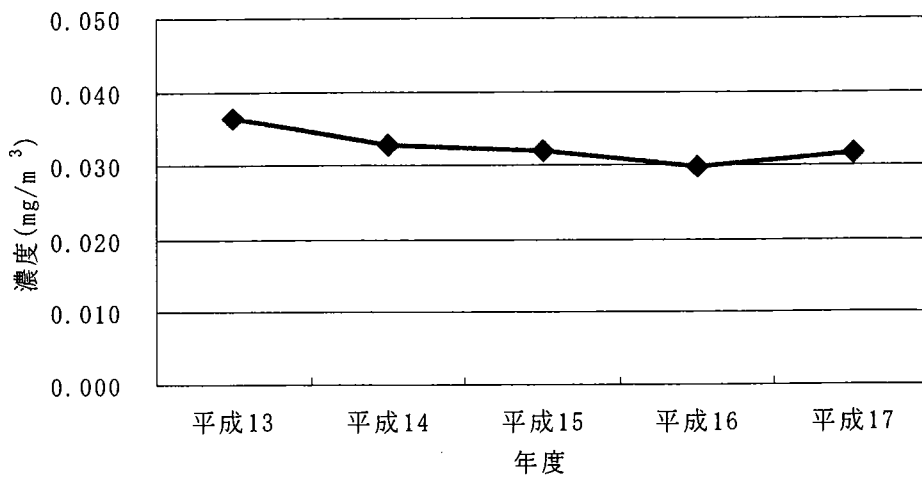
注：太字で示した測定局は、10km圏内の一般局を表す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

表4-2.5(2) 浮遊粒子状物質の年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
			(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)	(日)	(mg/m <sup>3</sup> )	有:×無:○	(日)
自排局	43	堺市役所	360	0.031	0	0	0.066	○	0
	44	第二阪和	360	0.036	1	0	0.086	○	0
	45	堺中環	357	0.036	0	0	0.079	○	0
	46	湾岸	359	0.037	0	1	0.084	○	0
	47	常磐浜寺	353	0.042	0	1	0.079	○	0
	48	阪和深井畑山	364	0.034	0	0	0.076	○	0
	49	阪和泉北	360	0.033	1	0	0.080	○	0
	50	美原丹上	365	0.035	0	0	0.071	○	0
	51	梅田新道	358	0.035	0	0	0.073	○	0
	52	出来島小学校	363	0.032	0	0	0.074	○	0
	53	北粉浜小学校	363	0.037	2	1	0.081	○	0
	54	杭全町交差点	363	0.031	0	0	0.079	○	0
	55	海老江西小学校	354	0.029	0	0	0.064	○	0
	56	今里交差点	342	0.042	0	1	0.077	○	0
	58	我孫子中学校	363	0.038	1	1	0.075	○	0
	59	新森小路小学校	358	0.040	6	3	0.086	×	2
	60	茨田中学校	363	0.034	0	0	0.075	○	0
	61	カモドールMBS	362	0.033	0	0	0.073	○	0
62	松原北小学校	360	0.035	1	0	0.082	○	0	
63	太子堂	340	0.041	0	0	0.083	○	0	
64	東大阪市環境衛生検査センター	364	0.038	0	1	0.077	○	0	
66	天の川下水ポンプ場	357	0.033	1	0	0.083	○	0	
67	河内長野市立保健センター分館	362	0.031	0	0	0.062	○	0	
68	西名阪柏原旭ヶ丘	285	0.043	0	0	0.077	○	0	

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）



注：10km圏内にある一般局（12局）の「年平均値」の平均である。

図4-2.5 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

## オ 光化学オキシダント

対象事業計画地周辺における平成 17 年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 4-2.6 に示すとおりである。

環境基準<sup>註</sup>の達成状況は、測定が行われている全ての測定局で未達成となっている。

また、10km 圏内における一般局（11 局）の年平均値の過去 5 年間（平成 13 年度～平成 17 年度）の経年変化は、図 4-2.6 に示すとおりであり、ほぼ横ばいとなっている。

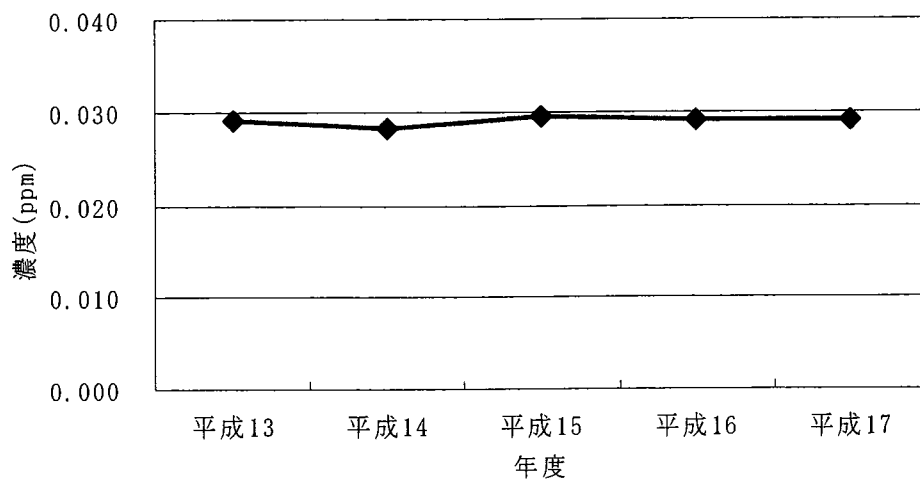
注：環境基準の評価；昼間（6 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

表4-2.6 光化学オキシダントの年間測定結果（平成17年度）

局種別	図中番号	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	
一般局	1	少林寺	365	5337	0.029	88	371	1	1	0.124	
	2	浜寺	365	5405	0.031	105	458	3	6	0.134	
	3	金岡	365	5352	0.030	70	301	2	3	0.133	
	4	三宝	363	5308	0.027	69	261	1	1	0.121	
	5	若松台	365	5395	0.036	122	722	6	13	0.166	
	6	石津	365	5391	0.028	87	350	1	1	0.121	
	7	登美丘	365	5408	0.035	129	700	8	21	0.161	
	8	桃山台	365	5371	0.034	115	612	5	10	0.155	
	9	深井	364	5367	0.033	116	576	5	11	0.152	
	10	府環境情報センター	364	5353	0.027	75	310	0	0	0.115	
	12	此花区役所	365	5434	0.029	104	481	3	6	0.146	
	14	淀中学校	335	4971	0.030	88	419	2	3	0.131	
	15	淀川区役所	365	5429	0.027	81	371	3	3	0.122	
	16	勝山中学校	365	5435	0.030	102	530	4	10	0.133	
	17	聖賢小学校	364	5416	0.032	101	551	4	6	0.126	
	18	清江小学校	365	5438	0.030	103	506	4	7	0.149	
	19	摂陽中学校	365	5432	0.032	112	613	5	12	0.139	
	20	今宮中学校	365	5434	0.027	81	342	0	0	0.116	
	21	堀江小学校	365	5434	0.028	88	410	1	1	0.123	
	22	難波中学校	364	5406	0.028	92	414	1	1	0.138	
	23	南港中央公園	365	5443	0.022	54	194	0	0	0.103	
	24	大宮中学校	365	5439	0.031	106	515	3	7	0.138	
	25	高石中学校	365	5396	0.032	114	546	2	4	0.149	
	26	高石市公害監視センター	365	5359	0.029	73	235	0	0	0.108	
	27	大堀給食センター	304	4430	0.025	48	165	0	0	0.105	
	28	大塚高校	360	5365	0.027	70	281	1	1	0.129	
	29	藤井寺市役所	365	5388	0.031	121	602	5	13	0.144	
	30	道明寺東小学校	365	5461	0.033	116	627	7	16	0.142	
	31	泉大津市役所（府）	365	5382	0.029	73	298	0	0	0.116	
	32	千成	353	5214	0.028	58	242	0	0	0.106	
	33	八尾保健所	365	5382	0.029	77	311	0	0	0.114	
	35	東大阪市西保健センター	365	5357	0.03	74	309	0	0	0.110	
	36	柏原市役所	318	4576	0.022	23	64	0	0	0.082	
	37	府立修徳学院	365	5385	0.035	117	662	7	16	0.144	
	38	貝塚市消防署	365	5383	0.031	79	316	0	0	0.104	
	39	富田林市役所	365	5392	0.036	128	759	9	24	0.163	
	40	緑ヶ丘小学校	365	5405	0.035	112	608	2	4	0.140	
	41	岸和田中央公園	365	5401	0.032	102	492	1	3	0.130	
	42	三日月公民館	365	5404	0.036	126	765	10	16	0.167	
	自排局	64	東大阪市環境衛生検査センター	365	5371	0.026	57	195	0	0	0.110

注：太字で示した測定局は、10km圏内の一般局を表す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）



注：10km圏内にある一般局（11局）の「年平均値」の平均

図4-2.6 光化学オキシダントの年平均値の経年変化

## カ 非メタン炭化水素

対象事業計画地周辺における平成17年度の非メタン炭化水素の測定結果は表4-2.7に示すとおりである。

指針値と照らすと全ての測定局で上回っている。

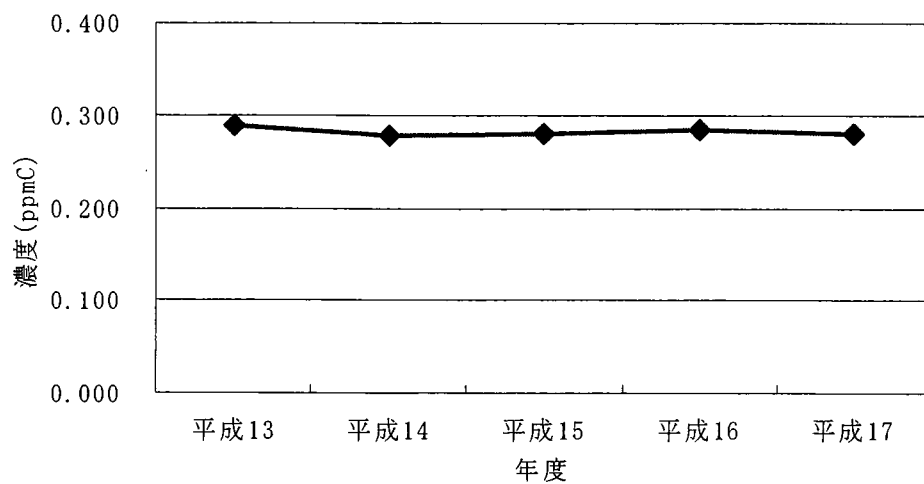
また、10km 圏内における一般局（5局）の年平均値の過去5年間（平成13年度～平成17年度）の経年変化は、図4-2.7に示すとおりであり、ほぼ横ばいとなっている。

表4-2.7 非メタン炭化水素の測定結果(平成17年度)

局種別	図中番号	測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(日)
一般局	1	少林寺	6696	0.25	0.28	189	99
	2	浜寺	8478	0.30	0.31	265	161
	3	金岡	8193	0.26	0.28	223	111
	4	三宝	8337	0.32	0.34	259	163
	10	府環境情報センター	7548	0.28	0.32	218	123
	12	此花区役所	7493	0.24	0.30	202	118
	15	淀川区役所	6685	0.28	0.31	196	118
	19	摂陽中学校	8024	0.29	0.34	236	153
	26	高石市公害監視センター	8146	0.27	0.30	266	141
	35	東大阪市西保健センター	8224	0.26	0.30	218	122
	38	貝塚市消防署	8177	0.18	0.20	127	43
	39	富田林市役所	8037	0.22	0.24	203	62
自排局	48	阪和深井畑山	8626	0.26	0.30	262	149
	52	出来島小学校	8514	0.37	0.49	324	260
	53	北粉浜小学校	4617	0.34	0.38	172	111
	61	カモドールMBS	7038	0.31	0.38	261	184
	62	松原北小学校	8343	0.29	0.32	276	164
	63	太子堂	8354	0.39	0.55	320	257
	64	東大阪市環境衛生センター	8420	0.35	0.42	298	205
	65	岸和田市役所	8495	0.32	0.35	298	199
66	天の川ポンプ場	7976	0.35	0.31	257	150	

注：太字で示した測定局は、10km圏内の一般局を表す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）



注：10km圏内にある一般局（5局）の「年平均値」の平均

図4-2.7 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

## キ 有害大気汚染物質

対象事業計画地周辺における平成 17 年度の有害大気汚染物質の測定は、21 地点で行われており、環境基準が定められている項目の測定結果は、表 4-2.8 に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、全ての測定地点で達成となっている。

表4-2.8 有害大気汚染物質の測定結果（平成17年度）

市町村	図中番号	区分	測定地点	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
				年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×
堺市	5	一般	若松台	0.0014	○	0.00058	○	0.00029	○	0.0026	○
	45	沿道	堺中環	0.0029	○	0.00130	○	0.00250	○	0.0035	○
大阪市	10	一般	府環境情報センター	0.0021	○	0.00310	○	0.00110	○	0.0094	○
	13	発生源	平尾小学校	0.0020	○	0.00140	○	0.00110	○	0.0046	○
	17	発生源	聖賢小学校	0.0023	○	0.00200	○	0.00110	○	0.0061	○
	19	一般	摂陽中学校	0.0021	○	0.00230	○	0.00130	○	0.0054	○
	51	沿道	梅田新道	0.0027	○	—	—	—	—	—	—
	52	沿道	出来島小学校	0.0028	○	—	—	—	—	—	—
	—	一般	菅北小学校	0.0019	○	0.00083	○	0.00120	○	0.0030	○
高石市	61	沿道	カモドールMBS	0.0018	○	—	—	—	—	—	—
藤井寺市	29	一般	藤井寺市役所	0.0016	○	—	—	—	—	—	—
泉大津市	31	発生源	泉大津市役所（府）	0.0013	○	0.00080	○	0.00039	○	0.0026	○
豊中市	32	一般	千成	0.0021	○	0.00220	○	0.00080	○	0.0043	○
八尾市	33	一般	八尾保健所	0.0017	○	0.00180	○	0.00082	○	0.0045	○
	63	沿道	太子堂	0.0026	○	0.00260	○	0.00081	○	0.0050	○
東大阪市	35	一般	東大阪市西保健センター	0.0015	○	0.00320	○	0.00110	○	0.0066	○
	64	沿道	東大阪市環境衛生検査センター	0.0025	○	0.00260	○	0.00110	○	0.0063	○
松原市	62	沿道	松原北小学校	0.0022	○	—	—	—	—	—	—
貝塚市	38	一般	貝塚市消防署	0.0012	○	0.00056	○	0.00006	○	0.0017	○
富田林市	39	一般	富田林市役所	0.0013	○	0.00076	○	0.00054	○	0.0026	○
岸和田市	41	一般	岸和田中央公園	0.0014	○	0.00200	○	0.00040	○	0.0025	○
環境基準				0.003 以下		0.2 以下		0.2 以下		0.15 以下	

出典：「平成 18 年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成 18 年）



## ク ダイオキシン類

対象事業計画地周辺における平成 17 年度のダイオキシン類の測定は、30 地点で行われており、その測定結果は表 4-2.9 に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、全ての測定地点で達成となっている。

表4-2.9 ダイオキシン類の測定結果（平成17年度）

市町村	図中 番号	測定地点	年 間 測定回数	年平均値	適 否
				(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	適：○ 否：×
堺市	1	少林寺	4	0.056	○
	2	浜寺	4	0.058	○
	3	金岡	4	0.063	○
	5	若松台	4	0.056	○
	7	登美丘	4	0.060	○
	9	深井	4	0.054	○
	—	美原区役所	4	0.065	○
大阪市	12	此花区役所	4	0.092	○
	13	平尾小学校	4	0.110	○
	14	淀中学校	4	0.150	○
	16	勝山中学校	4	0.090	○
	17	聖賢小学校	4	0.075	○
	19	摂陽中学校	4	0.100	○
	21	堀江小学校	4	0.064	○
	23	南港中央公園	4	0.062	○
	—	菅北小学校	4	0.061	○
	—	住吉区民ホール	4	0.088	○
	—	東淀川区役所	4	0.051	○
高石市	25	高石中学校	4	0.071	○
松原市	—	松原市役所	4	0.120	○
藤井寺市	29	藤井寺市役所	4	0.082	○
泉大津市	31	泉大津市役所（府）	4	0.091	○
八尾市	33	八尾保健所	4	0.060	○
東大阪市	35	東大阪市西保健センター	4	0.050	○
柏原市	37	府立修徳学院	4	0.067	○
貝塚市	38	貝塚市消防署	4	0.065	○
富田林市	39	富田林市役所	4	0.063	○
和泉市	40	緑ヶ丘小学校	4	0.050	○
岸和田市	41	岸和田中央公園	4	0.076	○
河内長野市	42	三口市公民館	4	0.038	○
環境基準				0.6 以下	

出典：「平成 18 年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成 18 年）

## ② 騒音の状況

### ア 一般地域の環境騒音

対象事業計画地周辺における環境騒音の平成14年度、平成15年度の測定地点及び測定結果は、図4-2.8及び表4-2.10に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、昼夜とも全ての測定地点で達成となっている。

表4-2.10 環境騒音の測定結果及び環境基準の適合状況

図中番号	測定地点	測定年度	用途地域	地域の類型	昼間			夜間		
					等価騒音レベル	環境基準	適否	等価騒音レベル	環境基準	適否
					(dB)	(dB)	適：○ 否：×	(dB)	(dB)	適：○ 否：×
1	西区浜寺諏訪森町中1丁	平成15年度	2種中高層	A	46	55	○	41	45	○
2	西区鳳東町7丁		準工	C	56	60	○	48	50	○
3	西区浜寺石津町東1丁		準工	C	44	60	○	42	50	○
4	西区浜寺船尾町東1丁		準工	C	54	60	○	50	50	○
5	堺区石津町2丁	平成14年度	1種住居	B	51	55	○	44	45	○
6	堺区材木町東2丁		近商	C	47	60	○	42	50	○
7	堺区甲斐町2丁		商業	C	49	60	○	45	50	○

注：堺市における環境騒音測定は、毎年全7区（北区、堺区、中区、西区、東区、南区、及び美原区）のうち、2区毎で実施されている。

出典：「平成16年版 堺の環境」（堺市、平成17年）

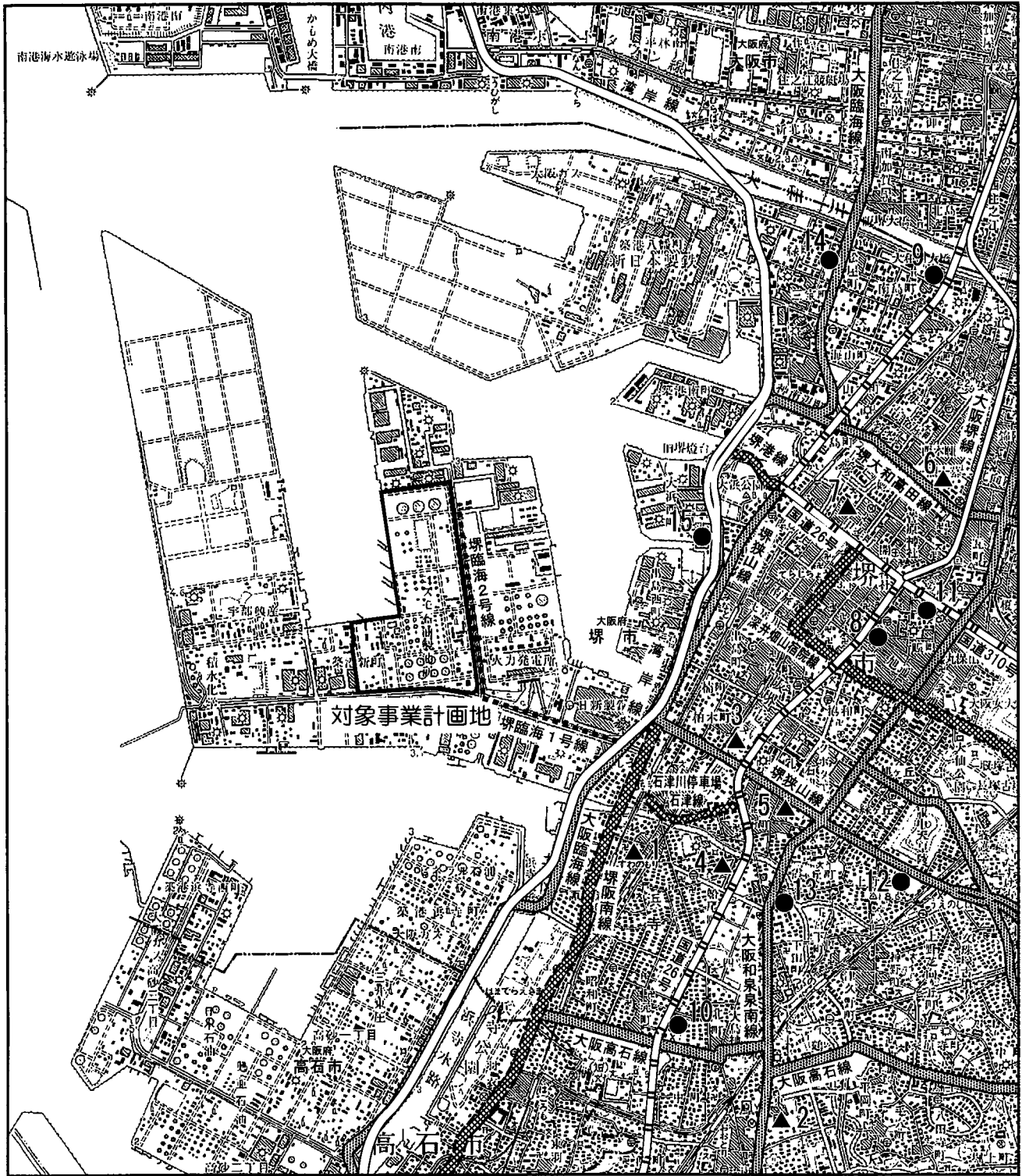


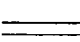

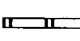


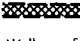
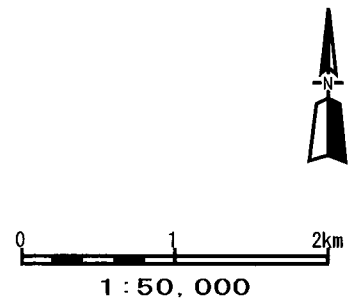


図4-2.8 環境騒音、道路交通騒音・振動測定地点

凡例

- |                                                                                     |           |                                                                                     |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|  | 対象事業計画地   |  | 市道            |
|  | 高速・有料道路   |  | 環境騒音測定地点      |
|  | 国道        |  | 道路交通騒音・振動測定地点 |
|  | 府道（主要地方道） |                                                                                     |               |
|  | 府道（一般府道）  |                                                                                     |               |

出典：「平成16年版 堺の環境」（堺市、平成17年）  
「平成18年版 堺の環境」（堺市、平成18年）



## イ 道路交通騒音

対象事業計画地周辺における平成17年度の道路交通騒音の測定地点及び測定結果は、図4-2.8及び表4-2.11に示すとおりである。

環境基準における昼間の達成状況は、8地点中2地点（約25%）、夜間では2地点（約25%）で達成となっている。要請限度と照らすと、昼夜間ともに8地点中6地点（約75%）で限度を下回っている。

注：自動車騒音の要請限度；「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）の規定により、市町村長は、自動車騒音が要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

表4-2.11 道路交通騒音測定結果（平成17年度）

図中番号	道路名 (測定地点)	用途地域	環境基準の地域の類型	要請限度の区域区分	道路に面する地域の区分	車線数	等価騒音レベル		環境基準・要請限度							
							昼間	夜間	昼間				夜間			
									環境基準	適否(適○否×)	要請限度	適否(適○否×)	環境基準	適否(適○否×)	要請限度	適否(適○否×)
							(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)	(dB)		
8	一般国道26号 (堺区八千代通1丁)	1種住居	B	b	近接	4	71	64	70	×	75	○	65	○	70	○
9	一般国道26号 (堺区南島町1丁)	工業	C	c	近接	4	73	70	70	×	75	○	65	×	70	○
10	一般国道26号 (西区浜寺元町6丁)	1種中高層	A	a	近接	8	71	68	70	×	70	×	65	×	65	×
11	一般国道310号 (堺区中安井町3丁)	商業	C	c	近接	8	70	67	70	○	75	○	65	×	70	○
12	主要地方道 堺狭山線 (西区上野芝町4丁)	1種低層	A	a	近接	4	69	65	70	○	70	○	65	○	65	○
13	主要地方道 大阪泉南線 (堺区神石市之町)	準工業	C	c	近接	4	72	67	70	×	75	○	65	×	70	○
14	主要地方道 大阪臨海線 (堺区緑町1丁)	準工業	C	c	近接	6	72	68	70	×	75	○	65	×	70	○
15	主要地方道 大阪臨海線 (堺区大浜西町)	1種住居	B	b	近接	6	77	72	70	×	75	×	65	×	70	×

出典：「平成18年版 堺の環境」（堺市、平成18年）

### ③ 振動の状況

対象事業計画地周辺における平成 17 年度の道路交通振動の測定地点及び測定結果は、図 4-2.8 及び表 4-2.12 に示すとおりである。

要請限度と照らすと、昼夜とも全ての測定地点で限度を下回っている。

表4-2.12 道路交通振動測定結果（平成17年度）

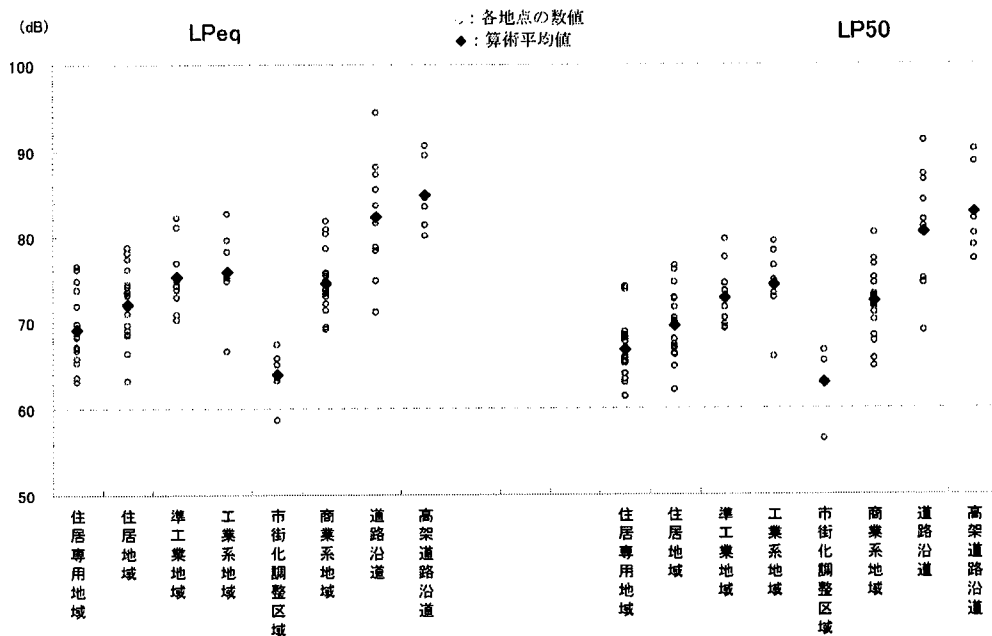
図中 番号	道路名 (測定地点)	用途地域	区域区分	要請限度との比較					
				昼 間			夜 間		
				測 定 値	要 請 限 度	(適○ 否×)	測 定 値	要 請 限 度	(適○ 否×)
				(dB)	(dB)		(dB)	(dB)	
8	一般国道 26 号 (堺区八千代通 1 丁)	1 種住居	第 1 種	43	65	○	39	60	○
11	一般国道 310 号 (堺区中安井町 3 丁)	商業	第 2 種	43	70	○	40	65	○
12	主要地方道 堺狭山線 (西区上野芝町 4 丁)	1 種低層	第 1 種	37	65	○	34	60	○

出典：「平成 18 年版 堺の環境」（堺市、平成 18 年）

#### ④ 低周波音の状況

大阪府における平成14年度から平成16年度の一般環境中の低周波音の音圧レベルは、図4-2.9に示すとおりである。

高架道路沿道及び道路沿道における低周波音が相対的に高い値を示しており、住居地域及び住居専用地域においては低い値を示している。



注：1. 測定結果は平成14～16年度に93地点で測定されたものである。  
 2. 図左側は、1～90Hzのオーバーオール等価騒音レベル（L<sub>Peq</sub>）を示す。  
 3. 図右側は、1～90Hzのオーバーオール時間率騒音レベルの中央値（L<sub>P<sub>50</sub></sub>）を示す。  
 出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

図4-2.9 大阪府における一般環境中の低周波音の音圧レベル

## (2) 水環境の状況

### ① 水質の状況

#### ア 河川

対象事業計画地周辺における河川の水質については、図 4-2. 10 に示すとおり 5 地点で測定が行われており、うち 2 地点には環境基準の類型指定がある。

#### (7) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

平成 17 年度の生活環境項目に関する水質の測定結果は、表 4-2. 13 に示すとおりである。

類型指定されているのは石津川の 1 河川である。環境基準点である石津川石津川橋では全ての項目で環境基準を満足している。

注：環境基準の評価；1. 生活環境項目に関する環境基準は、日間平均値で評価する。

2. BOD は 75% 値\*で評価する。

3. \*75% 値とは、日間平均値の全データを値の小さいものから順に並べたときの  $0.75 \times n$  番目（ $n$  は全データ数）の値である。

表 4-2. 13 生活環境項目に関する水質測定結果（平成 17 年度）

図中 番号	調査地点	類型	水素イオン濃度 [pH]			生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)					浮遊物質量 [SS] (mg/L)			
			最小	最大	m/n	最小	最大	平均	75% 値	m/n	最小	最大	平均	m/n
1	石津川 神石橋	E	7.3	8.4	0/48	5.6	16	12	14	7/12	5	10	7.3	0/12
2	石津川 石津川橋	E	7.2	8.3	0/48	2.7	9.0	5.9	8.1	0/12	3	8	5	0/12
3	内川放水路 古川橋	—	7.3	8.2	-/16	2.2	61	17	2.9	-/4	1	36	11	-/4
4	内川 堅川橋	—	7.3	8.8	-/16	2.6	54	17	7.8	-/4	1	34	11	-/4
5	三光川 三光川橋	—	7.6	11.0	-/16	4.0	13	7.2	6.3	-/4	2	16	6	-/4
環境基準		E	6.0 以上 8.5 以下			10 以下					ごみ等の浮遊が認められないこと			

図中 番号	調査地点	類型	溶存酸素量 [DO] (mg/L)				全窒素 (mg/L)				全 磷 (mg/L)			
			最小	最大	平均	m/n	最小	最大	平均	m/n	最小	最大	平均	m/n
1	石津川 神石橋	E	6.6	8.7	7.7	0/12	8.8	14	11	-/4	0.31	0.66	0.52	-/4
2	石津川 石津川橋	E	6.1	9.0	7.5	0/12	8.2	15	11	-/6	0.30	0.75	0.53	-/6
3	内川放水路 古川橋	—	2.7	7.4	5.2	-/4	1.5	7.7	4.6	-/4	0.082	1.0	0.37	-/4
4	内川 堅川橋	—	4.9	15	9.1	-/4	1.5	8.3	3.4	-/4	0.085	1.1	0.40	-/4
5	三光川 三光川橋	—	9.3	14	11	-/4	3.7	6.0	5.0	-/4	0.31	0.92	0.533	-/4
環境基準		E	2 以上				基準なし				基準なし			

注：「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数、「—」は類型指定がないことを示す。ただし、m が「—」であるところは、環境基準及び指針等がないことを示す。

出典：「平成 17 年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成 18 年）

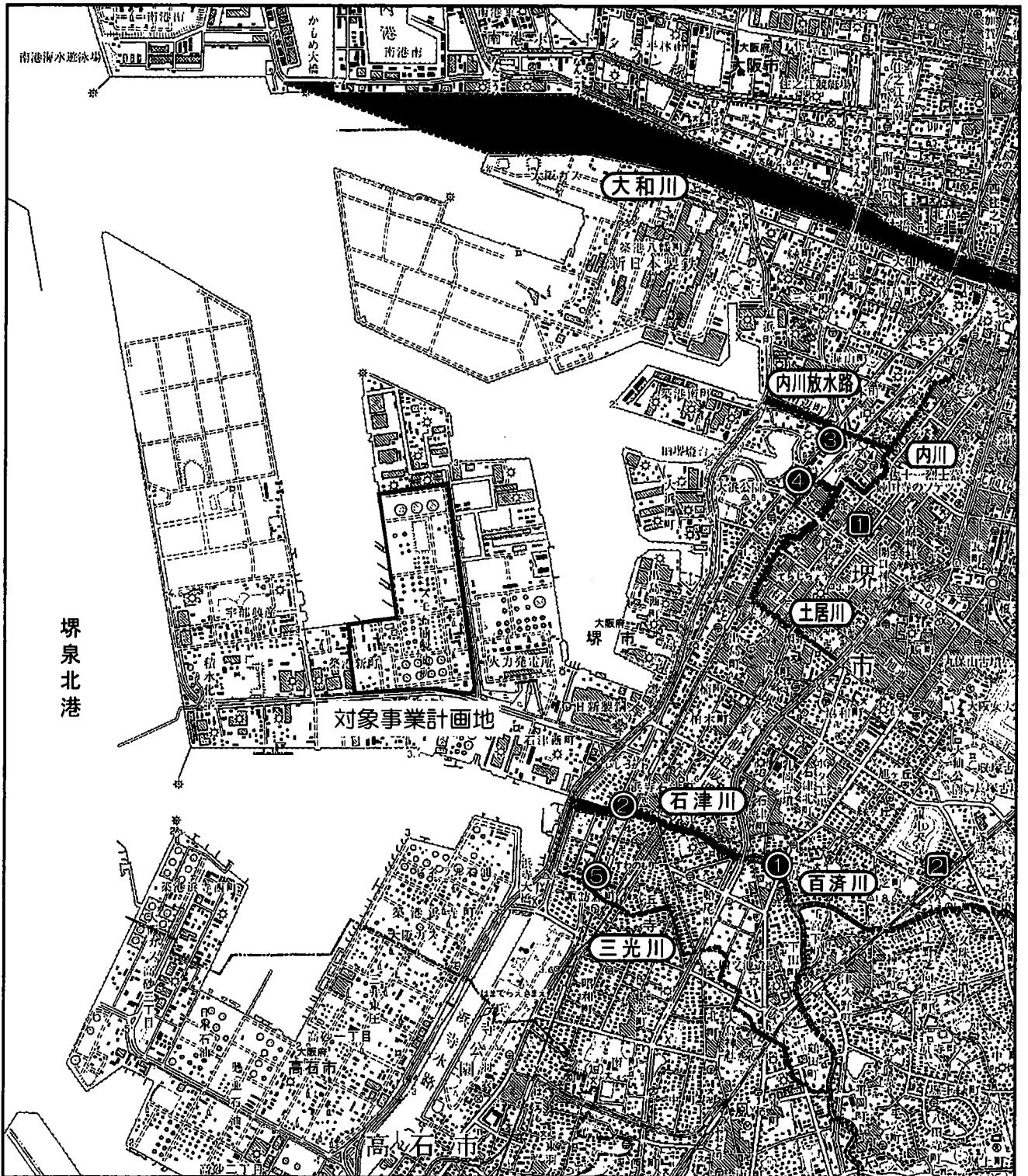


図4-2.10 水質調査地点（河川・地下水）

凡例

※三光川は河川ではなく、下水道である。

- 対象事業計画地
- 水質調査地点（河川）
- 水質調査地点（地下水）



1 : 50,000

出典：「平成17年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成18年）



#### (イ) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

平成 17 年度の健康項目に関する水質の測定結果は、表 4-2. 14(1)、(2)に示すとおりであり、全ての項目、地点で環境基準に適合している。

なお、内川放水路（古川橋）、内川（豎川橋）及び石津川（石津川橋）は海水の影響がある地域であることから、ふっ素とほう素については環境基準が適用されない。

注：環境基準の評価；1. 全シアンを除く健康項目に関する環境基準は、年間平均値で評価する。  
2. 全シアンの環境基準は、最高値で評価する。

表4-2. 14(1) 健康項目に関する水質測定結果（平成17年度）

(単位：mg/L)

図中 番号	調査地点	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	石津川 神石橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	石津川 石津川橋	<0.001	0/4	ND	0/4	<0.005	0/4	<0.02	0/4	<0.005	0/4	<0.0005	0/4
3	内川放水路 古川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	内川 豎川橋	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
5	三光川 三光川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境基準		0.01 以下		検出されないこと		0.01 以下		0.05 以下		0.01 以下		0.0005 以下	

図中 番号	調査地点	アルキル水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロ エタン	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	石津川 神石橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	石津川 石津川橋	—	—	ND	0/1	<0.002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0004	0/4
3	内川放水路 古川橋	—	—	—	—	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2
4	内川 豎川橋	—	—	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2
5	三光川 三光川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境基準		検出されないこと		検出されないこと		0.02 以下		0.002 以下		0.004 以下	

注：1. 「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数、「—」は測定されていないことを示す。

2. 定量下限値未満の表記は全シアン、PCBについては「ND」、これらの項目以外は「<定量下限値」とした。  
全シアンの定量下限値は0.1mg/L、PCBの定量下限値は0.0005mg/Lである。

3. 環境基準が「検出されないこと」とは、定量下限値未満のことを示す。

出典：「平成 17 年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成 18 年）

表4-2. 14(2) 健康項目に関する水質測定結果（平成17年度）

(単位：mg/L)

図中 番号	調査地点	1,1-ジクロロ エチレン		シス-1,2- ジクロロ エチレン		1,1,1- トリクロロ エタン		1,1,2- トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	石津川 神石橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	石津川 石津川橋	<0.002	0/4	<0.004	0/4	<0.0005	0/4	<0.0006	0/4	<0.002	0/4
3	内川放水路 古川橋	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.002	0/2
4	内川 竪川橋	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.002	0/2
5	三光川 三光川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境基準		0.02 以下		0.04 以下		1 以下		0.006 以下		0.03 以下	

図中 番号	調査地点	テトラクロロ エチレン		1,3- ジクロロ プロペン		チウラム		シマジン		チオベン カルブ	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	石津川 神石橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	石津川 石津川橋	<0.0005	0/4	<0.0002	0/4	<0.0006	0/4	<0.0003	0/4	<0.002	0/4
3	内川放水路 古川橋	<0.0005	0/2	—	—	—	—	—	—	—	—
4	内川 竪川橋	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2
5	三光川 三光川橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
環境基準		0.01 以下		0.002 以下		0.006 以下		0.003 以下		0.02 以下	

図中 番号	調査地点	ベンゼン		セレン		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素		ふっ素		ほう素	
		最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	石津川 神石橋	—	—	—	—	3.0	0/2	0.19	0/2	0.10	0/2
2	石津川 石津川橋	<0.001	0/4	<0.002	0/4	5.1	0/4	0.13	-/4	1.3	-/4
3	内川放水路 古川橋	—	—	—	—	2.6	0/2	—	—	—	—
4	内川 竪川橋	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.48	0/2	0.51	-/2	3.8	-/2
5	三光川 三光川橋	—	—	—	—	1.1	0/2	0.22	0/2	0.09	0/2
環境基準		0.01 以下		0.01 以下		10 以下		0.8 以下		1 以下	

注：1. 「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数、「—」は測定されていないことを示す。

ただし、ふっ素及びほう素については、海域の影響がある水域では環境基準は適用されない。この場合、環境基準不適合回数を「—」とした。

2. 定量下限値未満の表記は「<定量下限値」とした。

出典：「平成17年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成18年）

### (ウ) ダイオキシン類

平成17年度のダイオキシン類の調査結果は、表4-2.15に示すとおりである。  
環境基準の適合状況は、全ての調査地点で環境基準に適合している。

表4-2.15 ダイオキシン類調査結果（平成17年）

(単位：pg-TEQ/L)

図中番号	調査地点	測定値	環境基準
2	石津川 石津川橋	0.15	1以下
4	内川 堅川橋	0.20	

出典：「平成17年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成18年）

### イ 地下水

平成17年度の対象事業計画地周辺における地下水の水質調査は、2地点で行われている。  
調査地点及び調査結果は、図4-2.10及び表4-2.16に示すとおりである。  
環境基準の適合状況は、全ての項目について、環境基準に適合している。

表4-2.16 地下水の水質調査結果（平成17年度）

(単位：mg/L)

調査項目	図中番号及び調査地点		環境基準
	1 甲斐西町	2 上野芝	
カドミウム	<0.001	<0.001	0.01以下
全シアン	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	<0.04	<0.04	0.05以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
PCB	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.03以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.5	6.4	10以下
ふっ素	0.15	0.09	0.8以下
ほう素	0.10	0.08	1以下

注：1. 「—」は測定されていないことを示す。

2. 定量下限値未満の表記は全シアン、PCBについては「ND」、これらの項目以外は「<定量下限値」とした。  
全シアンの定量下限値は0.1mg/L、PCBの定量下限値は0.0005mg/Lである。

3. 環境基準が「検出されないこと」とは、定量下限値未満のことを示す。

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

## ウ 海域

対象事業計画地周辺海域における水質調査地点の位置は、図 4-2. 11 に示すとおりである。

### (7) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

平成 17 年度の生活環境項目に関する水質の測定結果は、表 4-2. 17(1)、(2)に示すとおりである。

環境基準点である大阪湾 C-4 では水素イオン濃度 (pH) については表層において環境基準に不適合となっているが、化学的酸素要求量 (COD)、溶存酸素量 (DO) については環境基準に適合している。

また、全窒素については環境基準値を下回っており、全燐については環境基準値を上回っている。

なお、ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）については C 類型の海域には環境基準が定められていないが、全ての地点で定量下限値未満となっている。

注：環境基準の評価；1. 全窒素及び全燐の環境基準は、表層の年間平均値で評価する。  
2. COD は 75% 値で評価する。

表4-2. 17(1) 生活環境項目に関する水質測定結果（平成17年度）

図中 番号	調査地点	類 型	調査層	水素イオン濃度 [pH]			化学的酸素要求量 [COD] (mg/L)					
				最小	最大	m/n	最小	最大	平均	75%値	m/n	
1	堺 St. 1 堺 7-3 区沖	C	IV	表層	7.8	8.6	1/4	2.0	6.1	3.2	2.4	0/4
				底層	7.8	8.3	0/4	0.6	4.2	2.3	2.4	0/4
2	堺 St. 2 堺 第 2 区前			表層	7.9	8.5	2/4	2.4	5.9	4.3	5.2	0/4
				底層	7.8	8.2	0/4	1.4	5.0	3.4	5.0	0/4
3	堺 St. 3 南泊地			表層	7.9	8.9	3/4	1.9	7.8	4.3	4.4	0/4
				底層	7.8	8.2	0/4	1.6	2.8	2.1	2.1	0/4
4	堺 St. 4 浜寺泊地			表層	7.9	8.7	2/4	1.1	6.1	3.1	3.2	0/4
				底層	7.8	8.2	0/4	1.4	1.6	1.5	1.6	0/4
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)			表層	8.1	8.9	4/12	2.2	8.5	4.5	5.9	2/12
				底層	7.8	8.1	0/12	1.9	3.0	2.2	2.3	0/12
環境基準				7.0 以上 8.3 以下			8 以下					

注：1. 「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数を示す。

2. 「表層」は海面下 1m 層、「底層」は海底面上 2m 層（水深 20m 未満）を示す。

出典：「平成 17 年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成 18 年）

表4-2.17(2) 生活環境項目に関する水質測定結果（平成17年度）

図中 番号	調査地点	類 型	調査層	溶存酸素量 [DO] (mg/L)				ノルマルヘキサン 抽出物質(油分等) (mg/L)			
				最小	最大	平均	m/n	最小	最大	m/n	
1	堺 St.1 堺 7-3 区沖	C	IV	表層	8.2	12	9.7	0/4	ND	ND	-/4
				底層	1.4	10	5.6	1/4	-	-	-
2	堺 St.2 堺第2区前			表層	7.8	14	12	0/4	ND	ND	-/4
				底層	3.2	8.5	4.1	0/4	-	-	-
3	堺 St.3 南泊地			表層	7.6	16	13	0/4	ND	ND	-/4
				底層	1.6	8.1	3.6	2/4	-	-	-
4	堺 St.4 浜寺泊地			表層	5.8	15	11	0/4	ND	ND	-/4
				底層	1.4	8.0	4.4	1/4	-	-	-
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	表層	4.6	17	11	0/12	ND	ND	-/2		
		底層	2.0	10	5.8	0/12	-	-	-		
環境基準				2 以上				-			

図中 番号	調査地点	類 型	調査層	全窒素 (mg/L)				全 磷 (mg/L)				
				最小	最大	平均	m/n	最小	最大	平均	m/n	
1	堺 St.1 堺 7-3 区沖	C	IV	表層	0.40	0.84	0.66	0/4	0.023	0.086	0.053	0/4
2	堺 St.2 堺第2区前			表層	0.47	1.7	1.1	3/4	0.062	0.16	0.11	3/4
3	堺 St.3 南泊地			表層	0.45	1.8	1.1	2/4	0.050	0.15	0.084	1/4
4	堺 St.4 浜寺泊地			表層	0.33	2.0	1.3	3/4	0.046	0.11	0.080	2/4
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)			表層	0.33	0.92	0.60	0/12	0.030	0.11	0.067	3/12
環境基準				1.0 以下				0.09 以下				

注：1. 「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数、「-」は測定されていないことを示す。

なお、ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）のC類型の地点については、環境基準を定めていないため環境基準不適合回数を「-」とした。

2. 「ND」は定量下限値未満を示す。ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）の定量下限値は0.5mg/Lである。

3. 「表層」は海面下1m層、「底層」は海底面上2m層（水深20m未満）を示す。

出典：「平成17年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成18年）

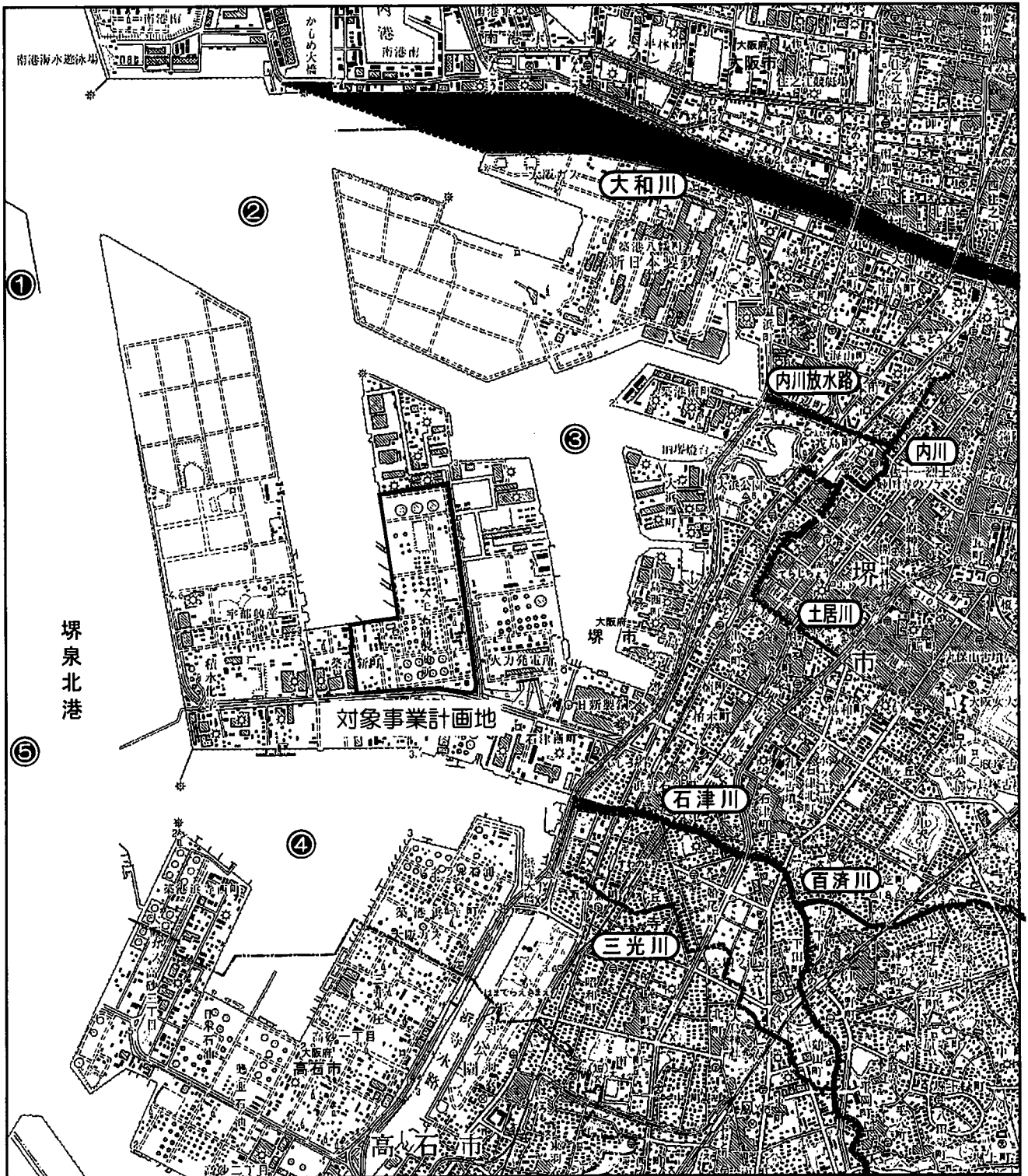
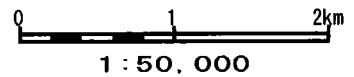


図4-2.11 水質調査地点（海域）

凡例

- 対象事業計画地
- 水質調査地点（海域）

※三光川は河川ではなく、下水道である。



出典：「平成18年版 堺の環境」（堺市、平成18年）  
 「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

(イ) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

平成17年度の対象事業計画地周辺海域における健康項目に関する水質の測定結果は、表4-2.18(1)、(2)に示すとおりである。

環境基準の適合状況は、測定されている全ての項目について環境基準に適合している。

注：環境基準の評価；1. 全シアンを除く健康項目に関する環境基準は、年間平均値で評価する。  
2. 全シアンの環境基準は、最高値で評価する。

表4-2.18(1) 健康項目に関する水質測定結果（平成17年度）

(単位：mg/L)

図中 番号	調査地点	調査層	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	堺 St.1 堺7-3区沖	表層	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
2	堺 St.2 堺第2区前	表層	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
3	堺 St.3 南泊地	表層	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
4	堺 St.4 浜寺泊地	表層	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	表層	<0.001	0/2	ND	0/2	<0.005	0/2	<0.02	0/2	<0.005	0/2	<0.0005	0/2
環境基準			0.01以下		検出されないこと		0.01以下		0.05以下		0.01以下		0.0005以下	

図中 番号	調査地点	調査層	アルキル水銀		PCB		ジクロロメタン		四塩化炭素		1,2-ジクロロ エタン	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	堺 St.1 堺7-3区沖	表層	-	-	-	-	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2
2	堺 St.2 堺第2区前	表層	-	-	ND	0/1	-	-	-	-	-	-
3	堺 St.3 南泊地	表層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	堺 St.4 浜寺泊地	表層	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	表層	-	-	ND	0/1	<0.002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2
環境基準			検出されないこと		検出されないこと		0.02以下		0.002以下		0.004以下	

注：1. 「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数、「-」は測定されていないことを示す。  
2. 定量下限値未満の表記は全シアン、PCBについては「ND」、これらの項目以外は「<定量下限値」とした。  
全シアンの定量下限値は0.1mg/L、PCBの定量下限値は0.0005mg/Lである。  
3. 環境基準が「検出されないこと」とは、定量下限値未満のことを示す。  
4. 「表層」は海面下1m層を示す。

出典：「平成17年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成18年）

表4-2. 18(2) 健康項目に関する水質測定結果（平成17年度）

(単位：mg/L)

図中 番号	調査地点	調査層	1,1-ジクロロ エチレン		シス-1,2- ジクロロ エチレン		1,1,1- トリクロロ エタン		1,1,2- トリクロロ エタン		トリクロロ エチレン	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	堺 St.1 堺 7-3 区沖	表層	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.002	0/2
2	堺 St.2 堺第2区前	表層	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	堺 St.3 南泊地	表層	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	堺 St.4 浜寺泊地	表層	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	表層	<0.002	0/2	<0.004	0/2	<0.0005	0/2	<0.0006	0/2	<0.002	0/2
環境基準			0.02 以下		0.04 以下		1 以下		0.006 以下		0.03 以下	

図中 番号	調査地点	調査層	テトラクロロ エチレン		1,3-ジクロロ プロペン		チウラム		シマジン		チオベン カルブ	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	堺 St.1 堺 7-3 区沖	表層	<0.0005	0/2	—	—	—	—	—	—	—	—
2	堺 St.2 堺第2区前	表層	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	堺 St.3 南泊地	表層	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	堺 St.4 浜寺泊地	表層	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	表層	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0006	0/2	<0.0003	0/2	<0.002	0/2
環境基準			0.01 以下		0.002 以下		0.006 以下		0.003 以下		0.02 以下	

図中 番号	調査地点	調査層	ベンゼン		セレン		硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
1	堺 St.1 堺 7-3 区沖	表層	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.35	0/2
2	堺 St.2 堺第2区前	表層	—	—	—	—	0.34	0/2
3	堺 St.3 南泊地	表層	—	—	—	—	0.44	0/2
4	堺 St.4 浜寺泊地	表層	—	—	—	—	0.49	0/2
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	表層	<0.001	0/2	<0.002	0/2	0.35	0/12
環境基準			0.01 以下		0.01 以下		10 以下	

注：1. 「m」は環境基準不適合回数、「n」は総測定回数、「—」は測定されていないことを示す。

2. 定量下限値未満の表記は「&lt;定量下限値」とした。

3. 環境基準が「検出されないこと」とは、定量下限値未満のことを示す。

4. 「表層」は海面下1m層を示す。

出典：「平成17年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成18年）



(ウ) ダイオキシン類

平成 17 年度の対象事業計画地周辺海域におけるダイオキシン類の調査結果は、表 4-2. 19 に示すとおりであり、環境基準に適合している。

表4-2. 19 ダイオキシン類調査結果（平成17年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中番号	調査地点	測定値	環境基準
1	堺 St. 1 堺 7-3 区沖	0. 19	1 以下

出典：「平成 17 年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成 18 年）

(I) 水温

平成 17 年度の対象事業計画地周辺海域における水温の測定結果は、表 4-2. 20 に示すとおりである。

対象事業計画地最寄りの調査地点（堺 St. 2 堺第 2 区前）における水温（表層）は、7. 0℃～27. 0℃である。

表4-2. 20 水温（表層）の測定結果（平成17年度）

（単位：℃）

図中番号	調査地点	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1	堺 St. 1 堺 7-3 区沖	—	17. 0	—	—	27. 5	—	—	19. 3	—	—	7. 0	—
2	堺 St. 2 堺第 2 区前	—	17. 3	—	—	27. 0	—	—	21. 0	—	—	7. 0	—
3	堺 St. 3 南泊地	—	16. 8	—	—	27. 3	—	—	21. 5	—	—	7. 3	—
4	堺 St. 4 浜寺泊地	—	17. 3	—	—	26. 0	—	—	21. 5	—	—	7. 0	—
5	大阪湾 C-4 (大阪府測定点)	16. 4	17. 9	21. 7	24. 6	27. 5	28. 1	24. 0	20. 5	13. 0	8. 0	8. 5	9. 0

注：「—」は測定されていないことを示す。

出典：「平成 17 年度 環境水質調査報告」（堺市環境局環境共生部、平成 18 年）

## ② 底質の状況

平成 17 年度の対象事業計画地周辺海域における水底の底質調査地点の位置及び調査結果は、図 4-2.12 及び表 4-2.21(1)～(3)に示すとおりである。

環境基準が定められているダイオキシン類の適合状況は、22pg-TEQ/g であり環境基準に適合している。

表4-2.21(1) 底質調査結果<健康項目> (平成17年度)

(単位：mg/kg)

図中 番号	調査地点	カドミウム	全シアン	鉛	砒素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
1	大阪湾 C-4	0.10	<0.1	26	7.2	0.19	<0.01	<0.01

出典：「平成 18 年版 大阪府環境白書」(大阪府、平成 18 年)

表4-2.21(2) 底質調査結果<一般項目> (平成17年度)

図中 番号	調査地点	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量	硫化物	含水率	強熱減量	酸化還元電位
		(-)	(mg/g)	(mg/g)	(%)	(%)	(mV)
1	大阪湾 C-4	7.8～8.1	20	0.19	59	6.9	-219

図中 番号	調査地点	総クロム	ノルマルヘキサン 抽出物質 (A法)	ノルマルヘキサン 抽出物質 (B法)	全窒素	全 燐
		(mg/kg)	(mg/g)	(mg/g)	(mg/g)	(mg/g)
1	大阪湾 C-4	56.5	<0.5	1.0	1.05	0.41

注：一般項目は、年 2 回測定 of 平均値を示す。ただし、水素イオン濃度は最大値と最小値で表記し、ノルマルヘキサン抽出物質に関しては、年 1 回測定である。

出典：「平成 18 年版 大阪府環境白書」(大阪府、平成 18 年)

表4-2.21(3) 底質調査結果<ダイオキシン類> (平成17年度)

(単位：pg-TEQ/g)

図中番号	調査地点	測定値	環境基準
2	大阪湾 S-1	22	150 以下

出典：「平成 18 年版 大阪府環境白書」(大阪府、平成 18 年)

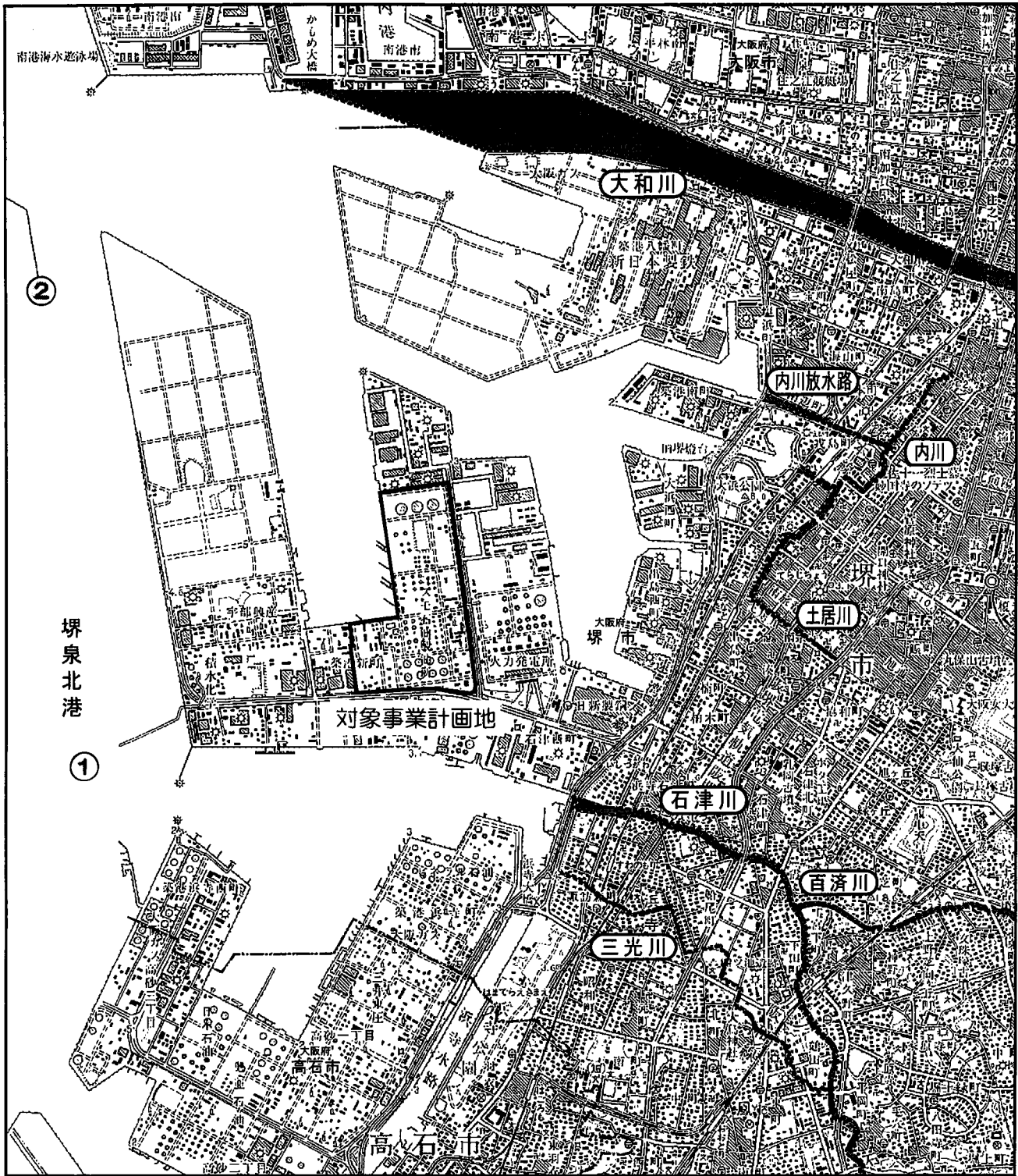


図4-2.12 底質調査地点位置図

凡例

- 対象事業計画地
- 底質調査地点（海域）

※三光川は河川ではなく、下水道である。



1 : 50,000

出典：「平成18年版 大阪府環境白書」（大阪府、平成18年）

### (3) 土壤環境の状況

#### ① 土壤汚染の状況

堺市では、平成16年度に一般環境20地点において、土壤中のダイオキシン類の調査を実施している。対象事業計画地周辺における調査地点の位置及び調査結果は、図4-2.13及び表4-2.22に示すとおりである。

環境基準の達成状況は、全ての地点において達成となっている。

表4-2.22 土壤中のダイオキシン類調査結果（平成16年度）

(単位：pg-TEQ/g)

図中番号	測定場所	調査結果	環境基準
1	殿馬場中学校	0.83	1,000以下
2	少林寺小学校	0.82	
3	大仙西小学校	0.15	
4	堀上公園	0.67	

出典：「平成18年版 堺の環境」（堺市、平成18年）

「大阪府域のダイオキシン類常時監視調査結果報告書」（大阪府環境情報センター、平成19年）

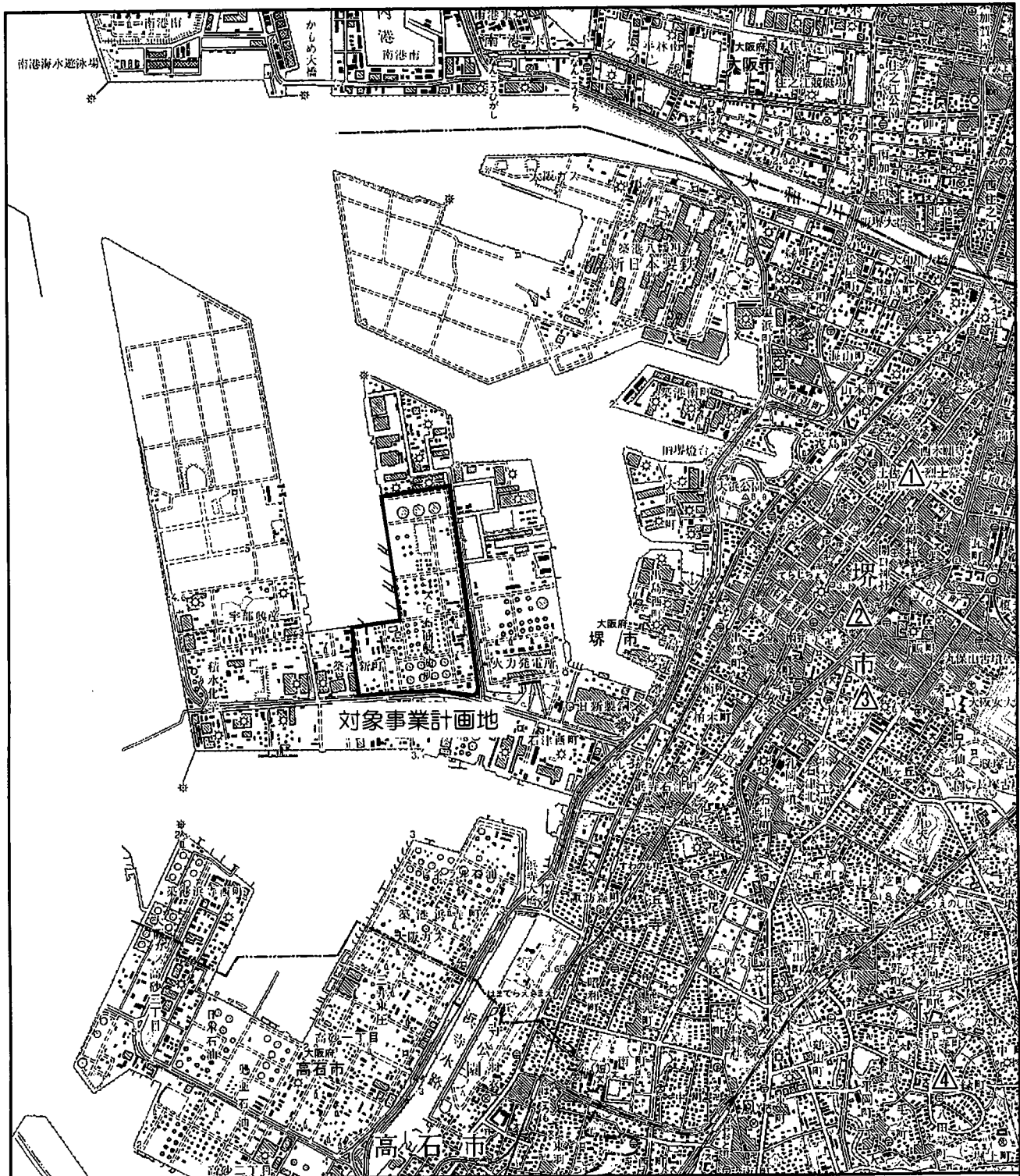


図4-2.13 土壌中のダイオキシン類調査地点位置図

凡例



対象事業計画地



土壌中のダイオキシン類調査地点



1 : 50,000

出典：「平成17年版 堺の環境」（堺市、平成18年）  
 「大阪府域ダイオキシン類常時監視調査結果報告書」（大阪府環境情報センター、平成19年）

## ② 地盤沈下

堺市では、公共測量を1年おきに実施している。「平成18年版 堺の環境」(堺市、平成18年)によれば、平成17年度は、75地点について実施しており、近年の水準測量の結果に大きな変動は認められていない。

## (4) その他の生活環境の状況

### ① 日照障害

「平成18年版 堺の環境」(堺市、平成18年)によれば、高層建築物や高架道路の増加に伴い、日照障害の問題が顕在化しているとされている。

### ② 電波障害

「平成18年版 堺の環境」(堺市、平成18年)によれば、電波障害は、ビル等の裏側で電波強度が減少する受信難と、ビル等の表側で電波の反射による二重映像(ゴースト)をもたらすなどの地上波障害があるが、近年は有線テレビジョン放送や放送衛星からの受信が広まり、障害要因は減少しているとされている。

### ③ 公害苦情

堺市における平成17年度の公害種類別の苦情受付件数は、表4-2.23に示すとおりである。公害の種類別に見ると、騒音が182件(約35%)と最も多く、次いで大気汚染159件(約31%)、悪臭83件(約16%)となっている。

表4-2.23 堺市における苦情受付件数(平成17年度)

公害の種類	件数
大気汚染	159
水質汚濁	34
土壌汚染	0
騒音	182
振動	9
地盤沈下	0
悪臭	83
産業廃棄物	49
その他	1
合計	517

出典:「平成18年版 堺の環境」(堺市、平成18年)

### 4-3 自然環境

#### (1) 気象

対象事業計画地の位置する堺市の気候は、瀬戸内式気候に属し、温暖な気候を呈している。気象の状況については、堺市学園町にある堺地域気象観測所（図 4-3.1）の気象観測結果を用いて把握した。

堺地域気象観測所における観測結果の平年値は、表 4-3.1 に示すとおりである。

平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1,206.9mm、平均風速は 1.7m/s となっている。

また、対象事業計画地周辺の一般環境大気測定局の位置及び平成 17 年度における各局の風配図は、図 4-3.2 に示すとおりである。

対象事業計画地に最も近い石津測定局では、西より及び北東の風向出現頻度が他の風向と比較して高くなっている。

表4-3.1 対象事業計画地周辺における気象観測結果の概要（月別平均値）

<堺地域気象観測所>

（統計期間：1979年～2000年）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年	
気温(℃)	最高	8.8	9.0	12.7	18.7	23.5	26.8	30.6	32.4	28.1	22.3	16.8	11.5	20.1
	最低	1.2	1.2	3.9	8.9	13.6	18.4	22.6	23.5	19.5	12.9	7.6	3.1	11.3
	平均	5.1	5.2	8.4	13.9	18.5	22.4	26.4	27.6	23.5	17.4	12.1	7.3	15.6
降水量(mm)	44.0	54.4	96.9	101.8	138.3	194.6	126.4	95.7	154.2	97.3	67.1	36.2	1206.9	
平均風速(m/s)	2.2	2.2	2.0	1.9	1.6	1.5	1.6	1.6	1.4	1.4	1.5	1.9	1.7	
日照時間(時間)	124.9	128.5	157.8	190.7	195.0	150.1	189.1	227.5	154.7	159.4	145.0	139.0	1962.2	

注：日照時間は、1987年～2000年の統計期間。

出典：「気象庁 気象統計情報」（気象庁ホームページ）

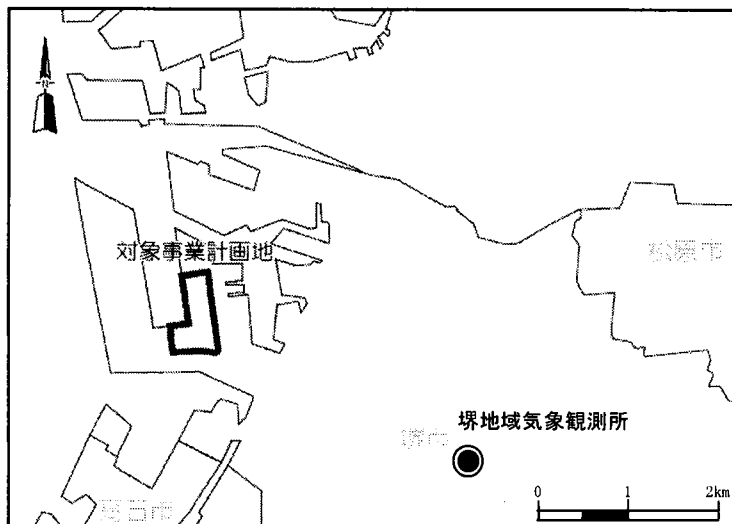


図4-3.1 堺地域気象観測所の位置

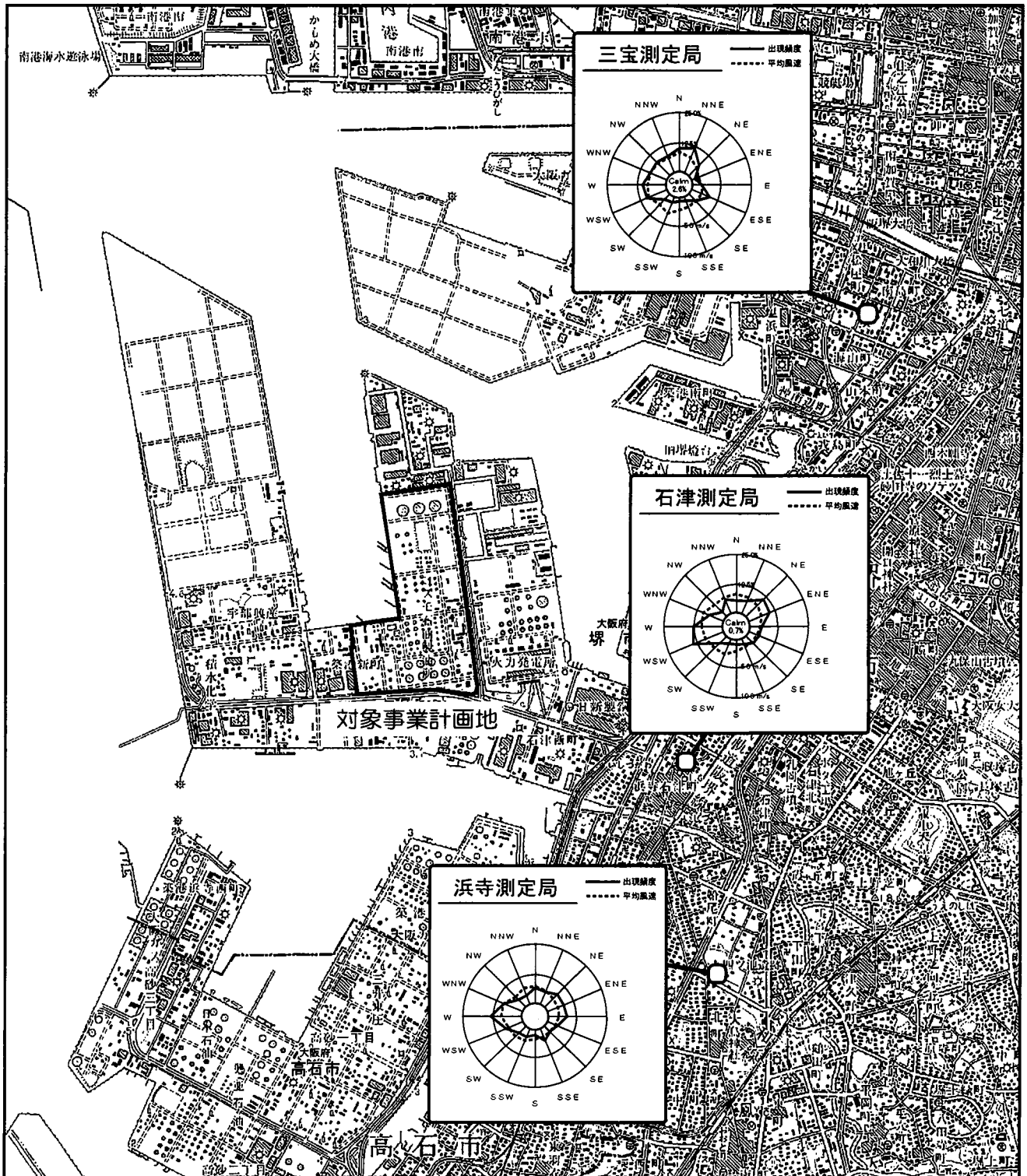
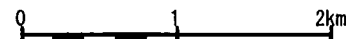


図4-3.2 一般環境大気測定局の位置及び風配図

凡 例

- 対象事業計画地
- 一般環境大気測定局



1 : 50,000

出典：「堺市大気汚染調査報告（平成17年度）」（堺市環境共生部ホームページ）



## (2) 地象

### ① 地形

対象事業計画地周辺の地形分類は、図 4-3.3 に示すとおりである。

対象事業計画地は臨海部に位置し、埋立地となっている。対象事業計画地周辺の主な地形は三角州性低地や砂州である。

また、「日本の地形レッドデータブック 第1集 -危機にある地形-」（古今書院、平成12年）によれば、対象事業計画地周辺に保護上重要な地形はない。

### ② 地質

対象事業計画地周辺の表層地質は、図 4-3.4 に示すとおりである。

対象事業計画地は臨海部に位置し、埋立地となっている。対象事業計画地周辺の平地は主に、砂、礫、泥からなっている。

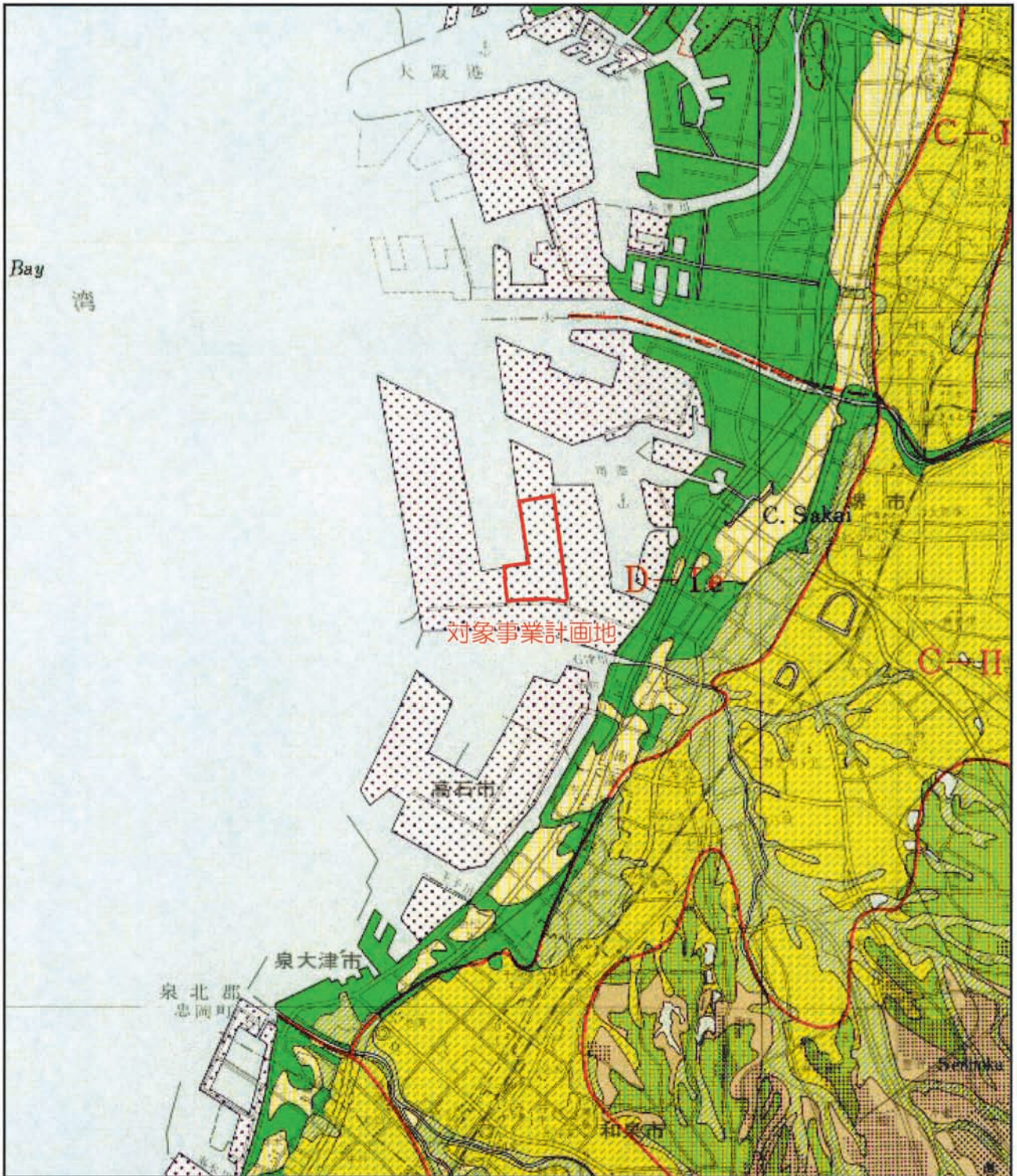













図4-3.3 対象事業計画地周辺の地形分類図

凡例

- |                                                                                     |         |                                                                                     |            |                                                                                     |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|  | 対象事業計画地 |  | 段丘 (中, 低位) |  | 埋立地       |
|  | 小起伏丘陵地  |  | 扇状地性低地     |  | T.P. 0m以下 |
|  | 段丘 (高位) |  | 三角洲性低地     |  | 地すべり防止区域  |
|                                                                                     |         |  | 自然堤防, 砂洲   |  | 人工改変地     |

0 2 4km

1 : 100, 000

出典：「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和51年）

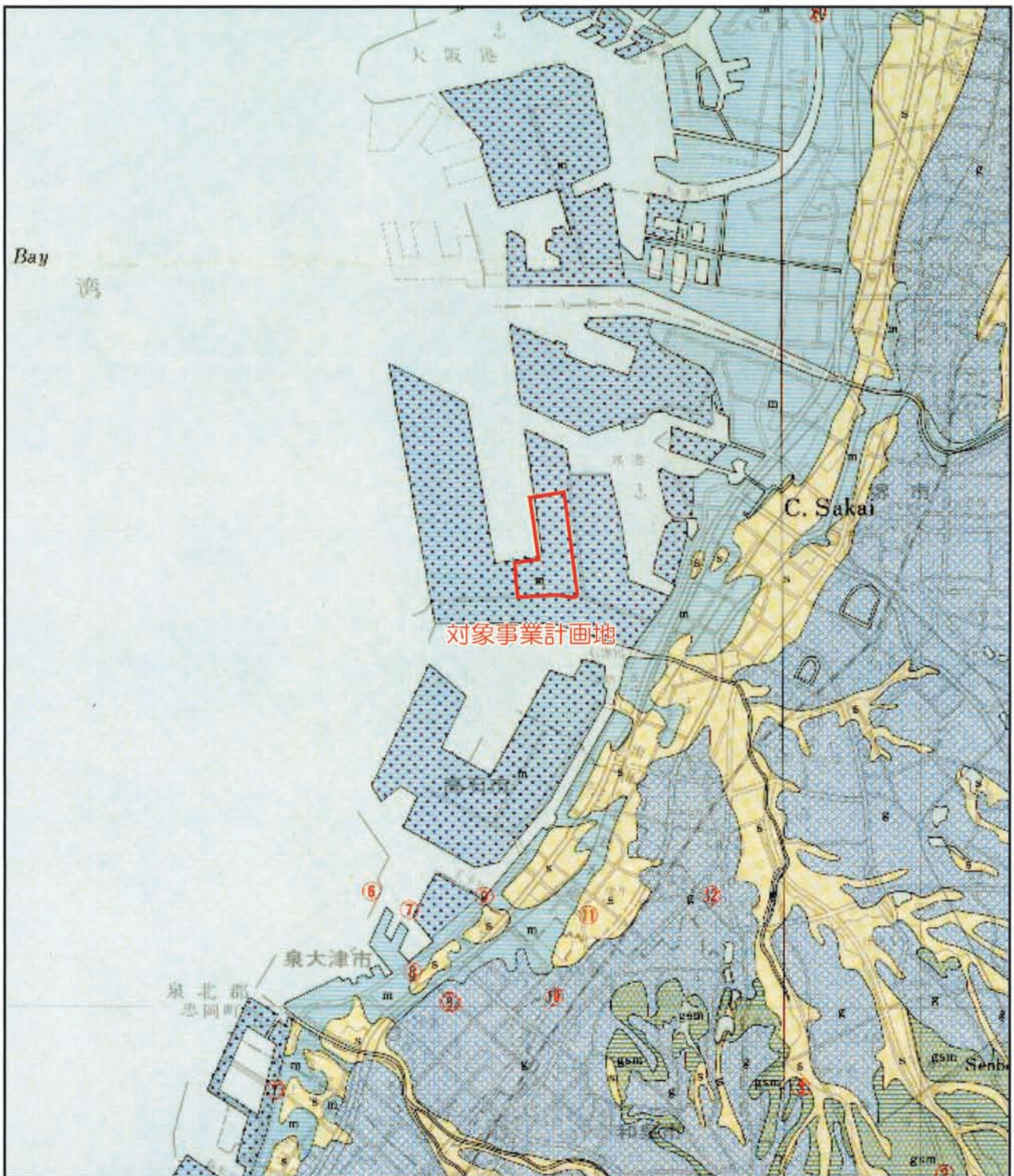


図4-3.4 対象事業計画地周辺の表層地質図

凡例



対象事業計画地



泥

未固結堆積物

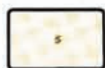


礫



泥、砂、礫互層

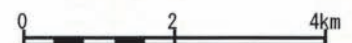
その他



砂



埋立地



1 : 100, 000

出典：「土地分類図（大阪府）」（国土庁土地局、昭和51年）

### (3) 水象

#### ① 河川

対象事業計画地周辺における主な河川の位置は、第4章地域概況「4-1 社会的状況(5) 河川、海域及び地下水の利用状況」にある図4-1.5に示すとおりである。

対象事業計画地周辺の河川は、大和川、石津川（支流：百済川）及び内川放水路（支流：内川、土居川）がある。

堺市建設局ホームページによれば、大和川水系は、笠置竜門山脈を源とし、和泉金剛山脈を源とする石川と合流した後に、西除川、東除川と合流して大阪湾に注いでいる。

また、石津川水系は、堺市南東部の泉北丘陵を源とし、妙見川、前田川、陶器川、甲斐田川、和田川等の河川が合流して大阪湾に注いでいる。内川水系は、市街地の単独の水系として大阪湾に注いでいる。

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所ホームページによれば、大和川の柏原地点における平水流量（1年を通じて185日はこれを下らない流量）は $13.57\text{m}^3/\text{s}$ 、低水流量（1年を通じて275日はこれを下らない流量）は $9.98\text{m}^3/\text{s}$ である。

## ② 海域

### ア 海域の概況

「日本全国沿岸海洋誌」（日本海洋学会沿岸海洋研究部会、昭和 60 年）によると、大阪湾はほぼ閉じられた湾であり、紀伊水道の外洋系水との交換と湾奥における河川水の供給が海況を左右する要素となっているとされている。

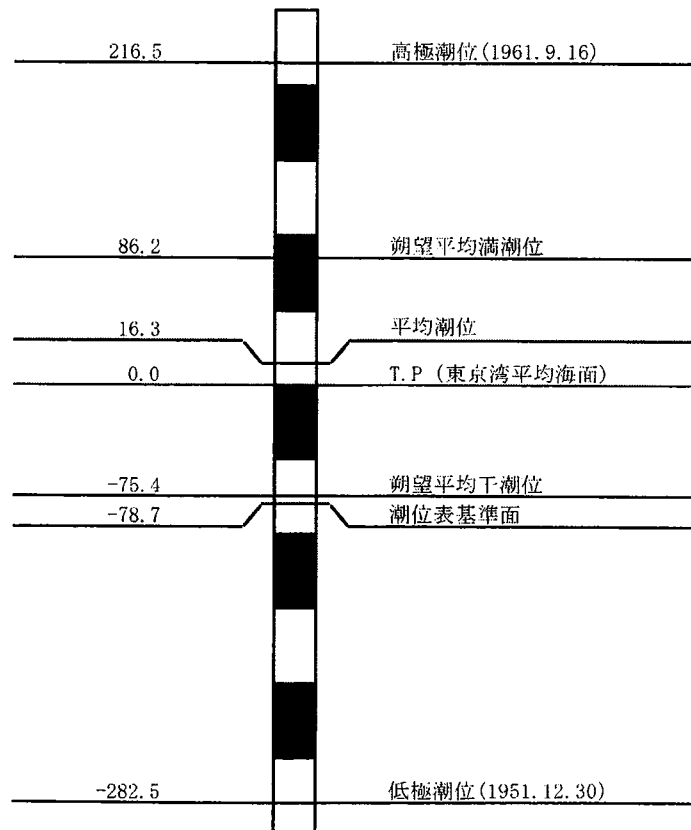
また、湾奥に流入する河川水は表層の塩分を低くし、5m以浅の層では広範囲に密度変化の影響を及ぼしているとされている。

### イ 潮位

対象事業計画地が位置する大阪湾の潮位は図 4-3.5 に示すとおりであり、検潮所の位置は図 4-3.6 に示すとおりである。

高極潮位は、東京湾平均海面（以下、「T.P.」と言う。）T.P.+216.5cm、朔望平均満潮位は T.P.+86.2cm、朔望平均干潮位は T.P.-75.4cm となっている。

（単位：cm）



注：1. 各平均潮位の統計は、平成 13～17 年の 5 年平均である。

2. 高低極潮位統計期間は、昭和 25～平成 17 年である。

出典：「平成 18 年 潮位表」（気象庁、平成 17 年）

図4-3.5 大阪検潮所の潮位

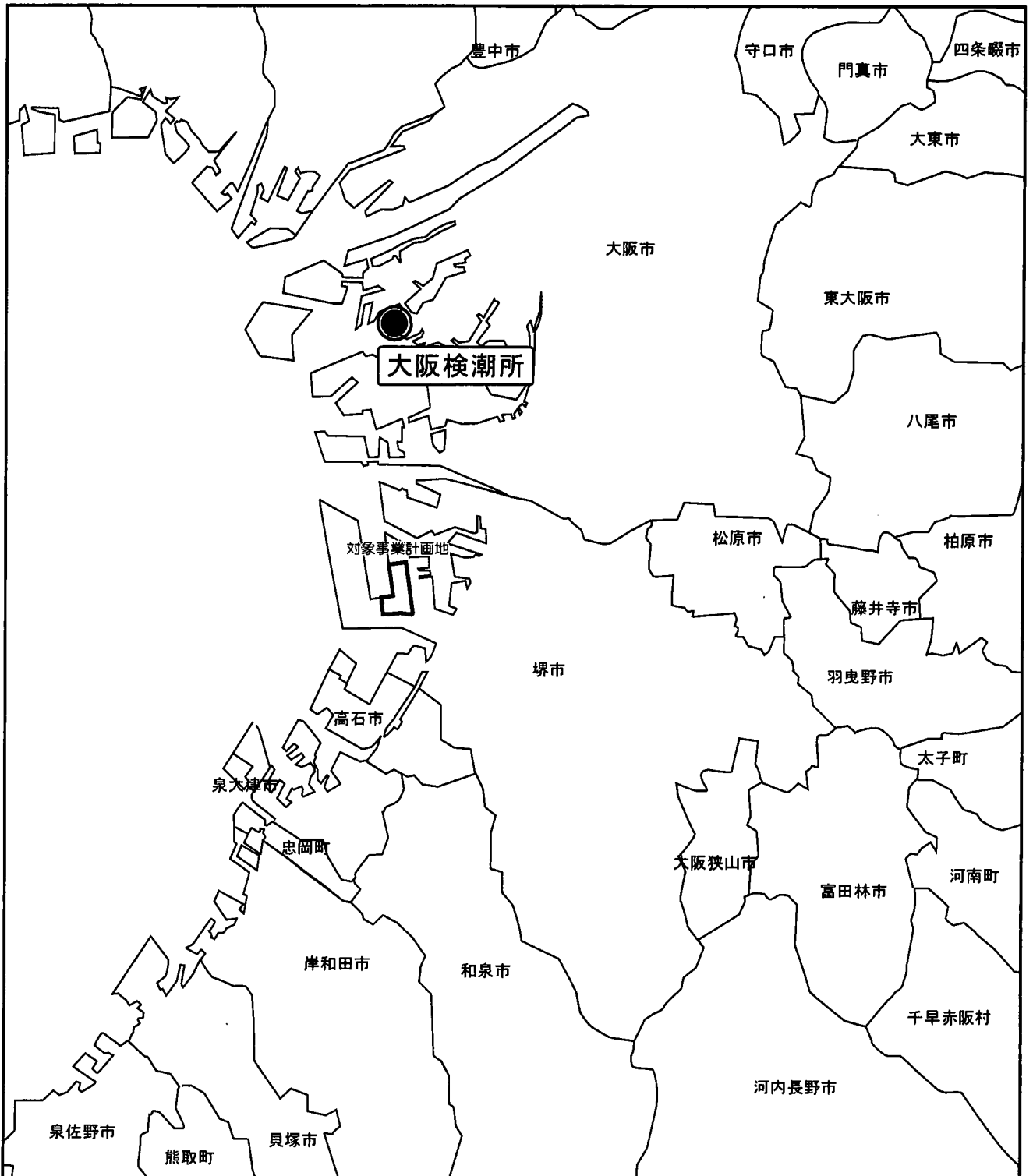
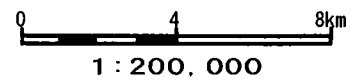


図4-3.6 検潮所の位置

凡 例

- 対象事業計画地
- 検潮所



出典：「平成18年 潮位表」（気象庁、平成17年）

## ウ 流況

対象事業計画地周辺の流況は、図 4-3.7 に示すとおりである。

明石海峡での潮流が東流最強時の流況は、神戸沖を東進し、湾奥部に至り反時計回りに北上している。対象事業計画地の位置する埋立地の沖合いでは、流速 0.1～0.3 ノット<sup>注</sup>の湾奥部へ向かう北東流となっている。

また、明石海峡での潮流が西流最強時の流況は、湾奥からの流れが時計回りに存在し、流速 0.2～0.3 ノットの南西流となっている。湾奥からの流れと友ヶ島水道から大阪湾内に流入した流れは、合流して明石海峡へ向かう。

注：1 ノットは約 0.5m/s

## エ 海底の地形の状況

国土交通省近畿地方整備局ホームページによれば、大阪湾の海底の地形は、西側及び南側の海峡部付近は複雑な地形を呈するが、中央部から東側にかけては水深 20m 以下の浅い平坦な海底面が広がっているとされている。

また、海底の性状は、海峡部付近では潮流が早くなるため砂質や礫質が分布しているが、その他は全域が泥質となっている。

「海図 W1146 大阪港堺」（海上保安庁、平成 16 年）によれば、対象事業計画地前面水域は、水深が概ね 5～11m 程度であり、海底の性状は泥質となっている。

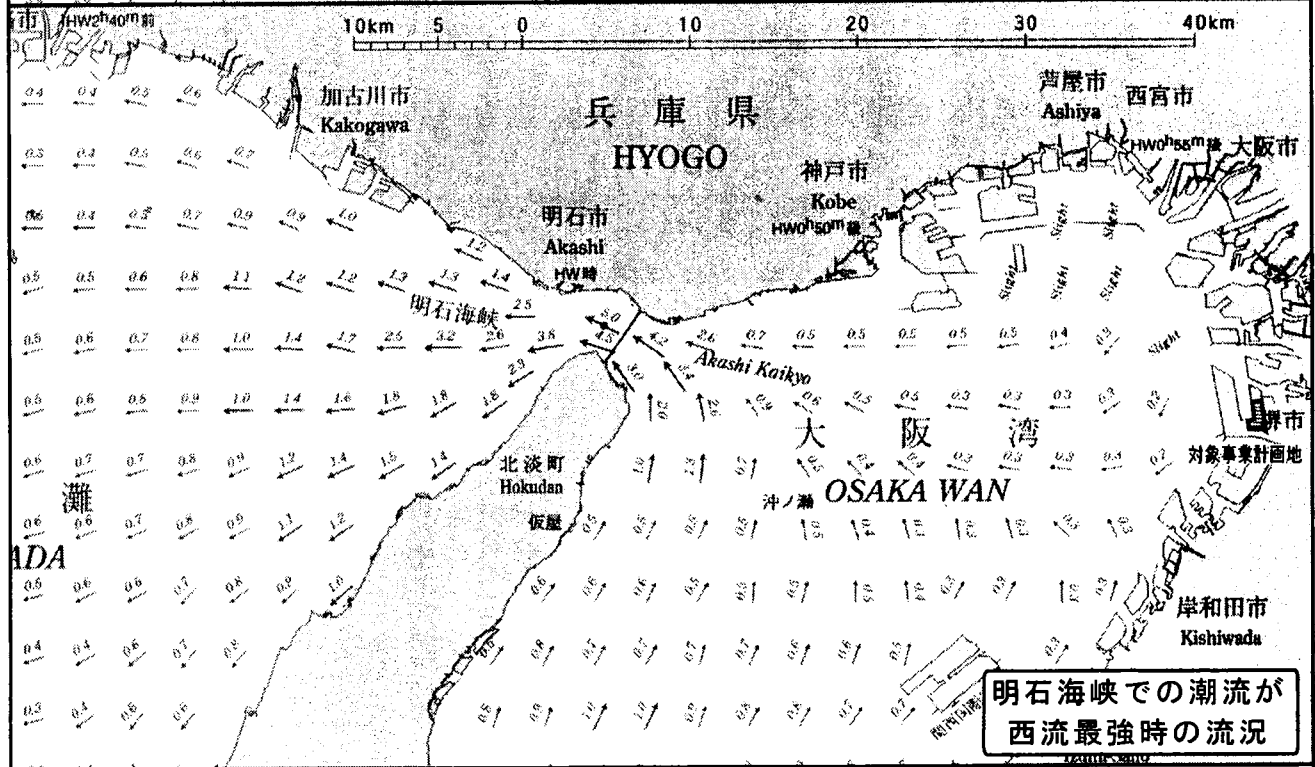
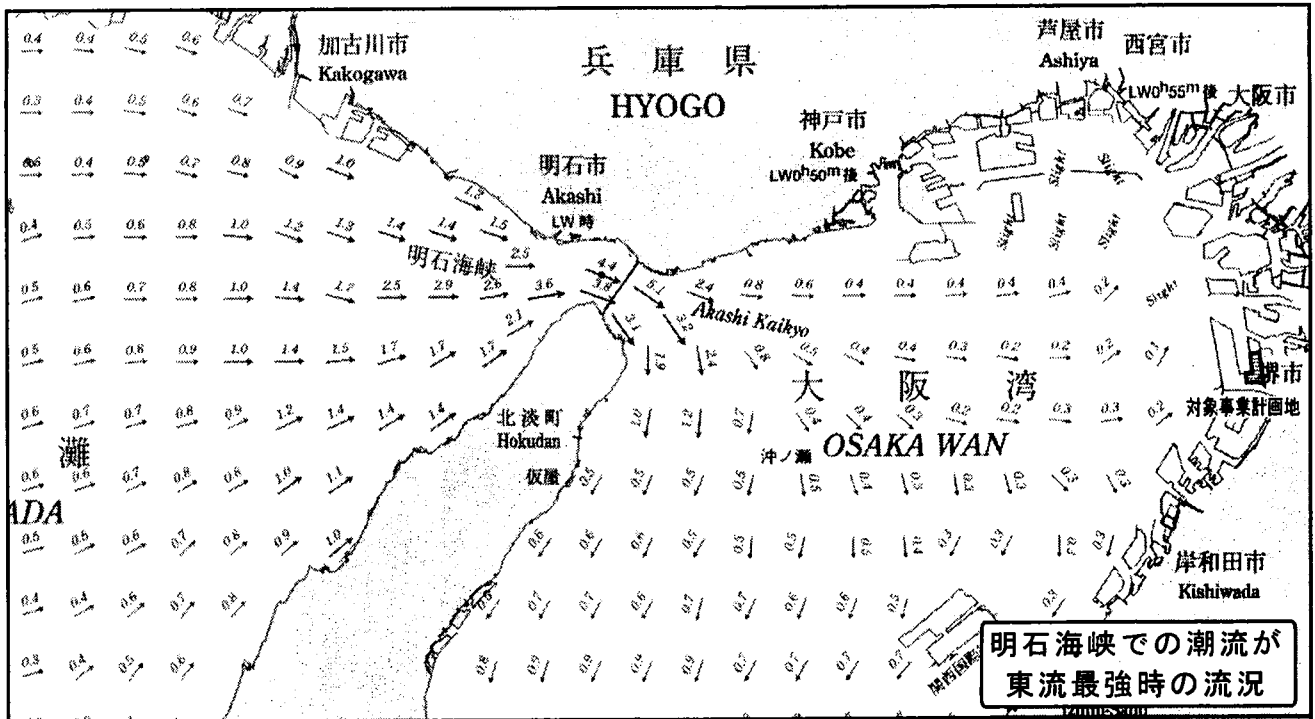


図4-3.7 流況図

凡例



対象事業計画地



0.4 流向・流速 (単位:ノット)



出典:「大阪湾及播磨灘潮流図」(海上保安庁、平成17年)



#### (4) 生態系

##### ① 動物

対象事業計画地周辺の動物の生息状況を把握するため、既存資料を用いて堺市の状況を調査した。

##### ア 哺乳類

堺市における哺乳類相の状況は、表 4-3.2 に示すとおりである。

表4-3.2 対象事業計画地周辺の哺乳類相の状況

確認種数	主な出現種
9種	ホンシュウヒミズ、モグラ、アブラコウモリ、ニホンノウサギ、アカネズミ、カヤネズミ、イタチ、ニホンテン、タヌキ

出典：「堺市自然環境基礎調査報告書」（(社)大阪自然環境保全協会、平成 11 年）

##### イ 鳥類

堺市における鳥類相の状況は、表 4-3.3 に示すとおりである。

表4-3.3 対象事業計画地周辺の鳥類相の状況

確認種数	主な出現種
173種	コチドリ、シロチドリ、コアジサシ、ツバメチドリ、カルガモ、ヒバリ、セッカ、カイツブリ、オオバン、シギ・チドリ類、オオヨシキリ等

出典：「堺市自然環境基礎調査報告書」（(社)大阪自然環境保全協会、平成 11 年）

##### ウ 両生類・爬虫類

堺市における両生類・爬虫類相の状況は、表 4-3.4 に示すとおりである。

表4-3.4 対象事業計画地周辺の両生類・爬虫類相の状況

確認種数	主な出現種
両生類 9種	カスミサンショウウオ、アマガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル等
爬虫類 11種	アカミミガメ、カナヘビ、トカゲ、アオダイショウ、ヒバカリ等

出典：「堺市自然環境基礎調査報告書」（(社)大阪自然環境保全協会、平成 11 年）

## エ 昆虫類

堺市における昆虫類相の状況は、表 4-3.5 に示すとおりである。

表4-3.5 対象事業計画地周辺の昆虫類相の状況

確認種数	主な出現種
1,734 種	モンカゲロウ、シオカラトンボ、ギンヤンマ、オオカマキリ、エンマコオロギ、アメンボ、アブラゼミ、コクワガタ、カブトムシ、キイロスズメバチ、モンシロチョウ等

出典：「堺市自然環境基礎調査報告書」（社）大阪自然環境保全協会、平成 11 年）

## ② 植物

対象事業計画地周辺の植物の生育状況を把握するため、既存資料を用いて堺市の状況を調査した。

堺市における植物相の状況は、表 4-3.6 に示すとおりである。

対象事業計画地周辺における現存植生の状況は、図 4-3.8 に示すとおりである。

対象事業計画地は、工場地帯、造成地となっており、自然植生は存在しない。また、対象事業計画地周辺は、市街地が大半を占めている。

表4-3.6 堺市における植物相の状況

確認種数	主な出現種
シダ植物以上の 高等植物 1,381 種	ベニシダ、アカマツ、ジャノヒゲ、ヒガンバナ、チカラシバ、ヨシ、スズメノカタビラ、エノコログサ、キシユウスズメノヒエ、ススキ、オヒシバ、メヒシバ、ギシギシ、ミドリハコベ、ナズナ、カタバミ、ヨモギ等

出典：「堺市自然環境基礎調査報告書」（社）大阪自然環境保全協会、平成 11 年）

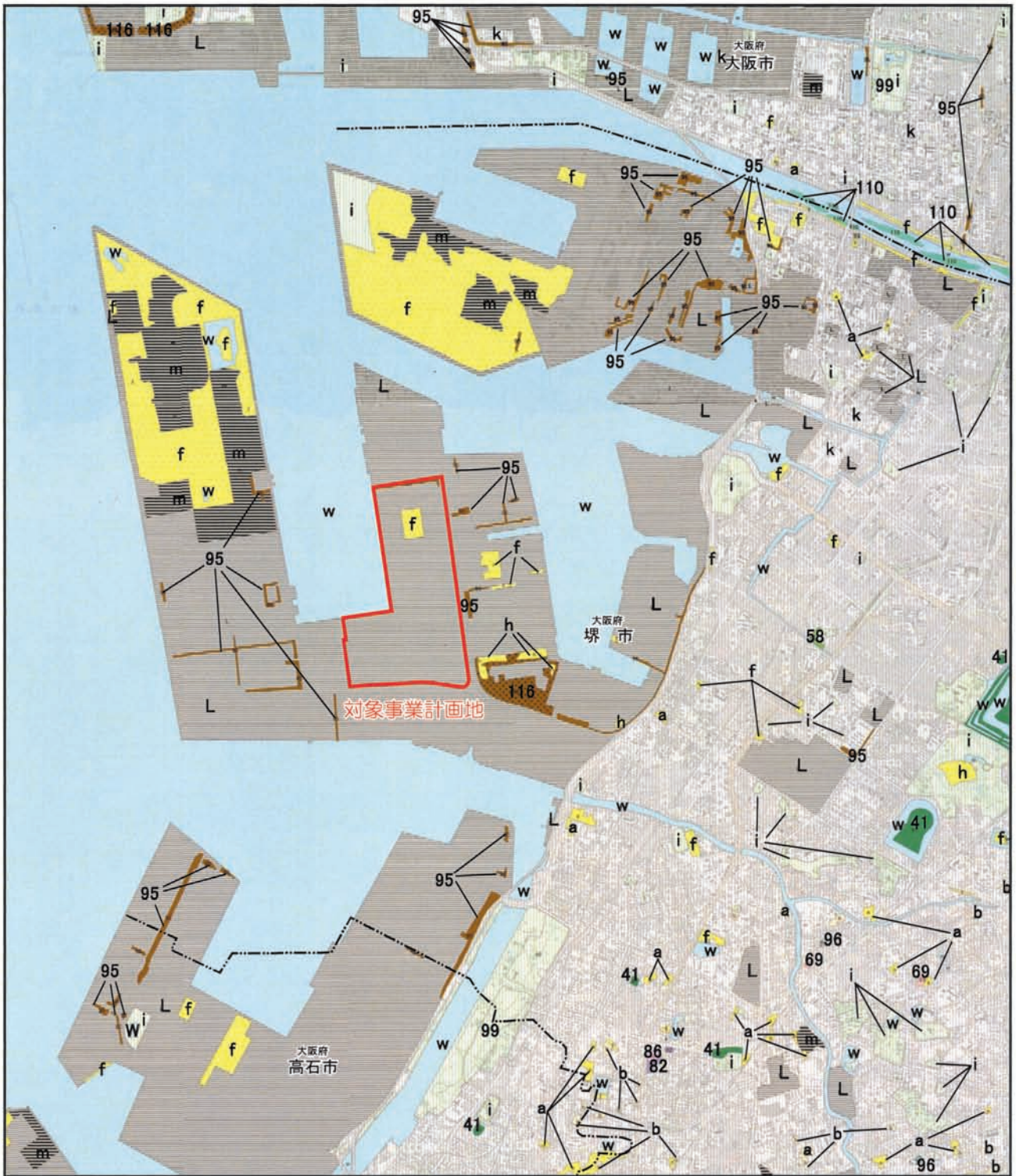


図4-3.8 現存植生の状況

凡例

- |            |                   |         |
|------------|-------------------|---------|
| 対象事業計画地    | その他植林             | ゴルフ場・芝地 |
| アラカン群落     | 竹林                | 緑の多い住宅地 |
| ケヤキムクノキ群落  | 残存・植栽樹群をもった公園墓地等  | 市街地     |
| アベマキ・コナラ群落 | 河辺一年生草本群落（タウコギラス） | 工場地帯    |
| ヨシクラス      | その他植林（常緑広葉樹）      | 造成地     |
|            | 畑雑草群落             | 開放水域    |
|            | 水田雑草群落            |         |
|            | 路傍・空地雑草群落         |         |

- |         |
|---------|
| ゴルフ場・芝地 |
| 緑の多い住宅地 |
| 市街地     |
| 工場地帯    |
| 造成地     |
| 開放水域    |



1 : 50,000

出典：「第6・7回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

### ③ 重要な動植物

#### ア 動物

「平成 18 年版 堺の環境」(堺市、平成 18 年)によれば、堺市では特に保護を図りたい生物種(動物)として、絶滅種、衰退種、減少種、環境指標種、その他のカテゴリーによる貴重な種を選定している。

絶滅種としては、鳥類 4 種、昆虫類 18 種が選定されている。衰退種としては、両生類 3 種、魚類 2 種、鳥類 14 種、昆虫類 39 種が選定されている。減少種としては、鳥類 17 種、魚類 2 種、貝類 1 種、昆虫類 39 種が選定されている。環境指標種としては、鳥類 9 種、爬虫類 1 種、両生類 5 種、魚類 2 種、貝類 4 種、昆虫類 43 種が選定されている。その他としては、集団繁殖地と集団ねぐらの保護を考慮する必要がある鳥類 4 種が選定されている。

#### イ 植物

「平成 18 年版 堺の環境」(堺市、平成 18 年)によれば、堺市では特に保護を図りたい生物種(植物)として、絶滅種 30 種、衰退種 43 種、減少種 14 種、環境指標種 32 種を選定している。

また、対象事業計画地周辺の重要な群落として、「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁自然保護局生物多様性センター、平成 12 年)によれば、図 4-3.9 に示すとおり、特定植物群落に指定されている大鳥神社のアラカシ林がある。

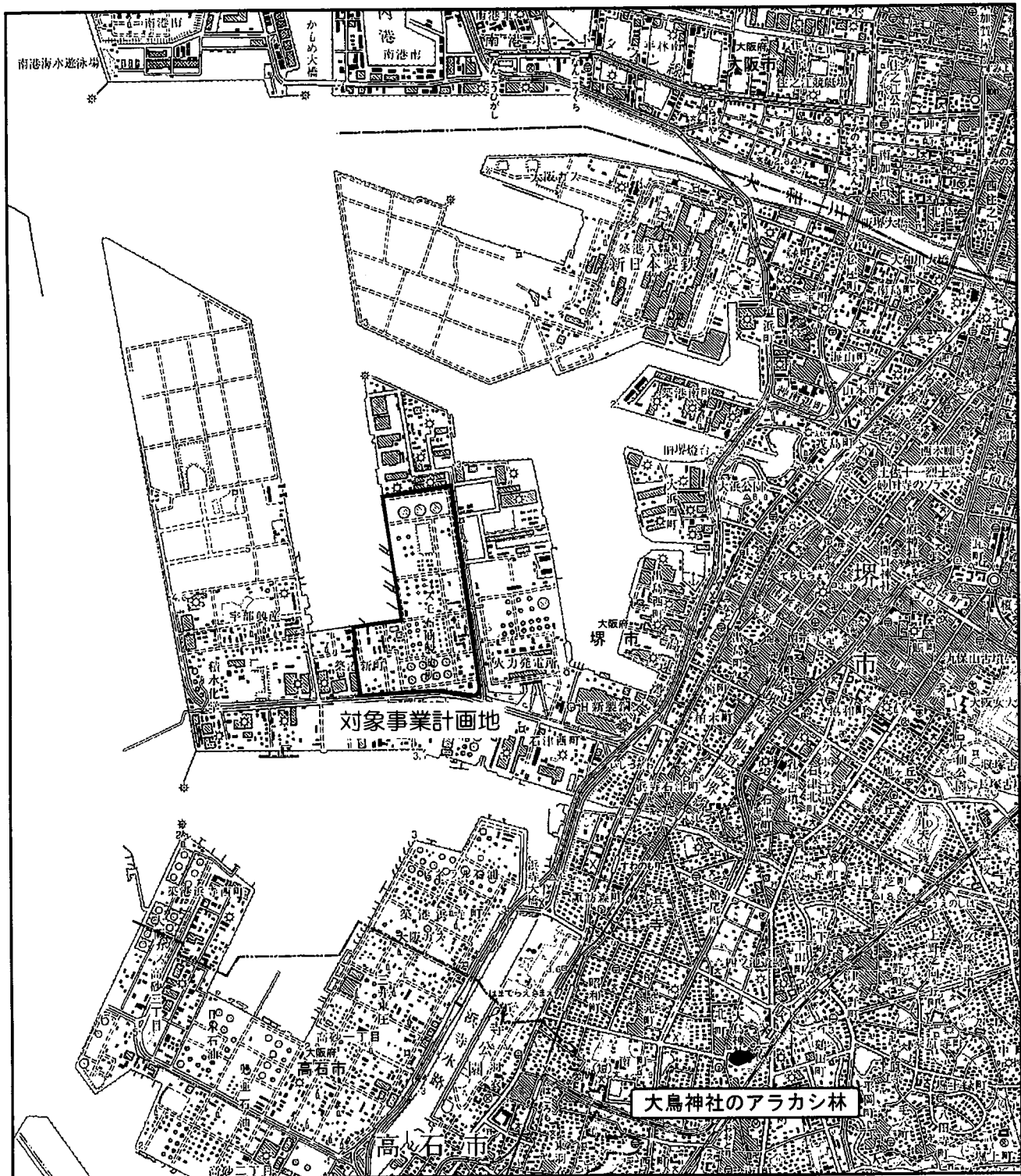




図4-3.9 対象事業計画地周辺の特定植物群落

凡例

-  対象事業計画地
-  特定植物群落



出典：「第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」  
 (環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12年)

1 : 50,000

#### (5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業計画地周辺における主な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況は、図4-3.10に示すとおりである。

対象事業計画地周辺の主な人と自然との触れ合いの活動の場は、(財団法人堺市公園協会ホームページ及び堺北エリア開発整備協議会ホームページによれば、大浜公園、浜寺公園、みなと堺グリーンひろば、海とのふれあい広場等である。

対象事業計画地及びその周辺には、特別緑地保全地区及び自然環境保全地域に指定された地区・地域はない。

#### (6) 景観

対象事業計画地周辺は、工場施設や石油タンク等が存在し、工業地帯特有の景観となっている。

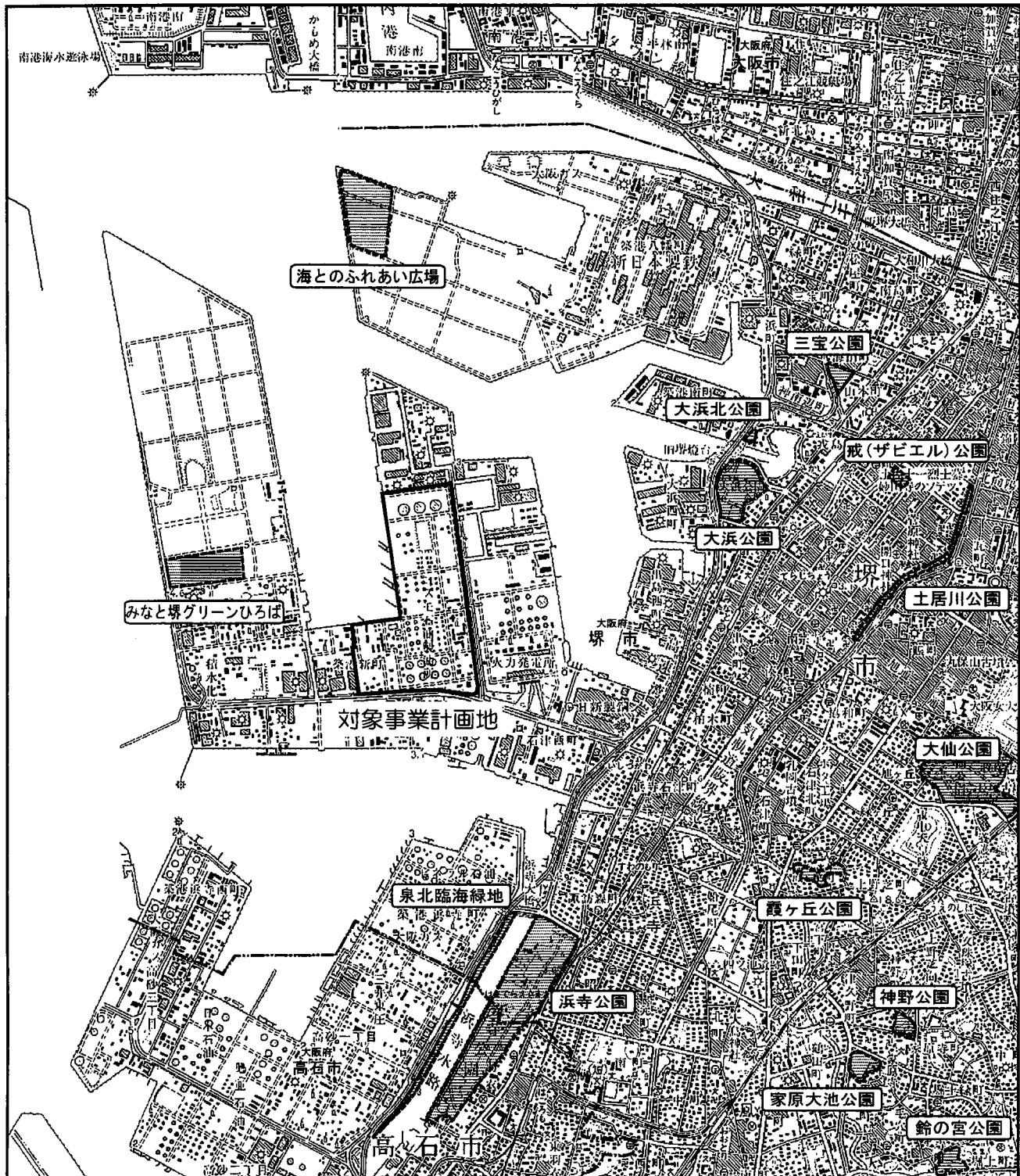


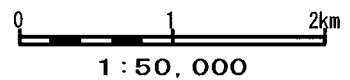


図4-3.10 人と自然との触れ合いの活動の場

凡例

-  対象事業計画地
-  人と自然との触れ合いの活動の場



出典：「堺の公園だより」 ((財)堺市公園協会ホームページ)  
「堺北臨海地区」 (堺北エリア開発整備協議会ホームページ)

#### 4-4 歴史的・文化的環境

##### (1) 文化財

対象事業計画地周辺における文化財の状況は表 4-4.1(1)、(2)に、分布状況は図 4-4.1 に示すとおりである。

指定文化財では旧堺燈台、石津太神社の北本殿・南本殿・拝殿・一の鳥居・二の鳥居、南海電気鉄道南海本線諏訪ノ森駅西駅舎等があり、埋蔵文化財では、旧堺港、堺台場跡、湊海岸遺跡、石津太神社遺跡等がある。

表4-4.1(1) 文化財の状況（指定文化財）

図中 番号	文化財名称	指 定		図中 番号	文化財名称	指 定			
		対象	種別			対象	種別		
1	旧堺燈台	国	史跡	19	本願寺堺別院 堺県庁跡	府指	史跡		
2	長谷寺 紙本著色和泉長谷寺縁起	府指	有形文化財		銅造 梵鐘	市	有形文化財		
3	妙法寺 法華経宝塔曼荼羅図	市	有形文化財	20	十輪院 石造板状塔婆	府規	重要美術品		
4	長泉寺 絹本著色閻魔王図	国	重要文化財	21	土佐十一烈士墓	国	史跡		
5	大安寺本堂 大安寺 本堂障壁画	国	重要文化財			22	妙国寺のソテツ	国	天然記念物
6	海会寺本堂・庫裏及び門廊	国	重要文化財				脇差「朱銘 長義」	国	重要文化財
6	牡丹花詩集	市	有形文化財	23	菅原神社楼門	府指	有形文化財		
7	南宗寺庭園	国	名勝	24	菅原神社楼門 常安寺 木造梵天像 木造阿弥陀如来立像	府指	有形文化財		
	仏殿・山門・唐門	国	重要文化財						
8	専称寺 絹本著色阿弥陀三尊来迎図	府指	有形文化財	25	開口神社 紙本著色大寺縁起 短刀「銘 吉光」 伏見天皇宸翰御歌集	国	重要文化財		
9	片桐樓龍堂主屋他 6 件	国	登録文化財			開口神社 開口神社文書	府指	有形文化財	
10	石津太神社 北本殿・南本殿・拝殿・ 一の鳥居・二の鳥居	市	有形文化財	26	祥雲寺庭園 祥雲寺 絹本著色釈迦二声開像 絹本著色沢庵和尚像	府指	名勝		
						国	重要文化財		
11	乳岡古墳 石造板状五輪塔婆	府規	重要美術品	27	丸保山古墳	国	史跡		
12	南海電気鉄道南海本線 諏訪ノ森駅西駅舎	国	登録文化財	28	文珠塚古墳	国	史跡		
13	四ツ池遺跡	国	史跡	29	家原寺 石造板碑	府指	有形文化財		
14	塔塚古墳	府指	史跡		家原寺境内	府規	史跡		
				30	絹本著色行基菩薩行状絵伝 山口家住宅	国	重要文化財		
15	南海電気鉄道南海本線 浜寺公園駅舎	国	登録文化財	31	堺市博物館 漆塗太鼓形酒筒 旧浄土寺石造九重塔 木造観音菩薩立像	国	重要文化財		
16	阪之上家住宅洋館他 4 件	国	登録文化財			堺市博物館 紙本金地著色 住吉祭礼図屏風	市	有形文化財	
17	踞尾のそてつ	府指	天然記念物						
18	藤井邸のくろがねもち 藤井邸のかや	府指	天然記念物	32	真宗寺 反故裏書(真宗寺本)	市	有形文化財		

注：国 ；文化財保護法による指定  
府指；大阪府文化財保護条例による指定  
府規；大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による規定  
市 ；堺市文化財保護条例による指定  
出典：「堺市文化財地図」（堺市教育委員会、平成 14 年）



表4-4.1(2) 文化財の状況(埋蔵文化財)

図中番号	文化財名称	図中番号	文化財名称	
33	旧堺港	79	浜寺昭和町遺跡	
34	堺台場跡	80	浜寺昭和町砂丘遺跡	
35	堺環濠都市遺跡	81	浜寺電話局前遺跡	
36	京町通遺跡	82	浜寺公園駅遺跡	
37	浄光寺本堂跡	83	日明山遺跡	
38	湊西遺跡	84	南陵遺跡	
39	湊海岸遺跡		無名塚12号墳	
40	長山古墳	85	狐塚古墳	
	東湊遺跡		三国ヶ丘遺跡	
	無名塚4号墳		86	陵西遺跡
	無名塚5号墳		87	大山古墳(仁徳天皇陵)
	無名塚6号墳	88	一本松古墳	
41	大仙西町遺跡	89	樋の谷古墳	
42	檜塚古墳	90	菰山塚古墳	
43	塩穴寺跡	91	孫太夫山古墳	
44	西酒呑古墳	92	竜佐山古墳	
45	神石小学校前遺跡	93	狐山古墳	
46	浜寺石津町東遺跡	94	銅亀山古墳	
47	石津太神社遺跡	95	南安井町遺跡	
48	石津遺跡	96	鳶塚古墳	
49	旅塚古墳	97	原山古墳	
	経堂古墳	98	グワショウ坊古墳	
50	霞ヶ丘遺跡	99	旗塚古墳	
51	上野芝2号墳	100	寺山南山古墳	
	無名塚14号墳	101	七観音古墳	
	無名塚15号墳	102	七観山古墳(七観古墳)	
52	かぶと塚古墳	103	ミサンザイ古墳(履中天皇陵)	
53	上野芝1号墳	104	東酒呑古墳	
54	上野芝坂下遺跡	105	狐塚古墳	
55	宮下遺跡	106	大塚山古墳	
56	神石市之町遺跡	107	亀塚古墳	
57	浜寺船尾北遺跡	108	銭塚古墳	
58	船尾西遺跡	109	いたすげ古墳	
59	浜寺諏訪ノ森東2丁遺跡	110	播磨塚古墳	
60	浜寺諏訪ノ森遺跡	111	黄金山塚古墳	
61	浜寺元町遺跡	112	坊主山古墳(牛神塚)	
62	高月1号墳	113	毛穴遺跡	
63	下田遺跡	114	大仙中町遺跡	
64	津久野遺跡	115	北花田口遺跡	
65	家原城西遺跡	116	南瓦町遺跡	
66	家原城跡	117	翁橋遺跡	
67	家原寺町遺跡	118	榎古墳	
68	鶴田町遺跡	119	大仙遺跡	
69	鳳東町遺跡	120	百舌鳥夕雲町遺跡	
70	大鳥神社遺跡	121	東上野芝遺跡	
71	鳳遺跡	122	神野町遺跡	
72	鳳駅前遺跡	123	東上野芝町1号墳	
73	経塚古墳	124	長承寺遺跡	
74	赤山古墳	125	華林寺跡	
75	下村遺跡	126	毛穴西遺跡	
76	浜寺北浜神社遺跡	127	上野芝駅前遺跡	
77	浜寺昭和町北遺跡	128	無名塚7号墳	
78	浜寺黄金山遺跡	129	石塚古墳	

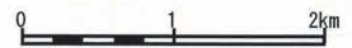
出典：「堺市文化財地図」(堺市教育委員会、平成14年)



図4-4.1 対象事業計画地周辺における文化財及び遺跡の分布

凡例

- 対象事業計画地
- 16 指定文化財
- 58 埋蔵文化財



1 : 50,000

出典：「堺市文化財地図」（堺市教育委員会、平成14年）

## (2) 都市景観

対象事業計画地周辺の主要な眺望地点（展望施設）は、図 4-4.2 に示すとおりであり、堺市役所 21 階展望ロビーがある。

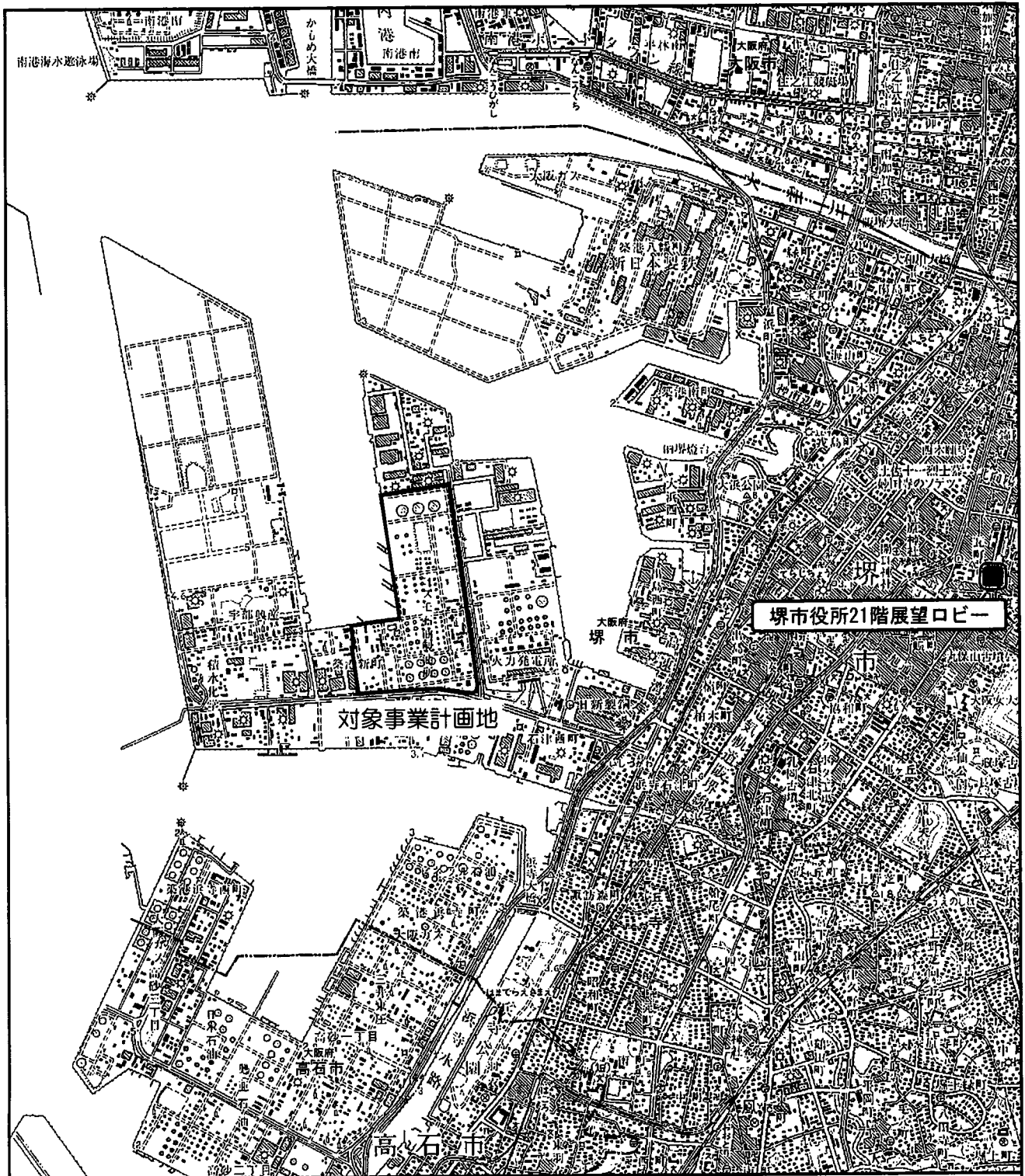
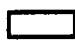


図4-4.2 対象事業計画地周辺域の主な眺望点

凡例

 対象事業計画地

 眺望点

